

教育會、學校衛生團體等の主催により、學校衛生講話會、講習會、研究會等を開催しつゝあり、毎回出席者は主として學校教員にして其の狀況を示せば次の如し。

學校衛生講習會及研究會

年 度	主 催		市町村主催		教育會主催		赤十字支部主催		學校其ノ他		計
	件數	講習員	件數	講習員	件數	講習員	件數	講習員	件數	講習員	
大正十一年度	三	教員									三
同 十二年度	一	教員									一
同 十三年度	一	教員									一
同 十四年度	三	同 教員及看護婦	二	同	一	教員			一	三	同 及其他
同 十五年度	六	同 教員及看護婦	二	同	一	教員			一	三	同 及其他
計											

學校教員健康狀態 日常生徒兒童に直接する學校教員の健康狀態は生徒兒童の健康に影響する所甚だ尠からざるを以て本縣に於ては特に其の病狀に留意し、缺勤引續き十日以上に亘るときは十日毎に報告を爲さしめ、生徒兒童の衛生上特に考慮を要すべき疾病に罹れる教員に對しては休退職を命じ、其の勤續年數、勤務狀況及家庭の狀況等を斟酌し、疾病療治料を給與しつゝあり。女教員に對しては大正十一年文部省訓令第十八號に基き、産前産後に規定の休養をなさしめつゝあり、縣下小學校教員病氣缺勤狀況、女教員産前産後の休養件數並疾病療治料給與額等を示せば左の如し。

縣下小學校教員病氣缺勤者調 (引續き十日以上の缺勤者)

年 別	一 月	二 月	三 月	四 月	五 月	六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	十 二 月	計
大正十二年	?	?	?	?	?	?	?	?	?	三	一	一	五
同 十三年	一	一	一	一	二	五	二	四	五	五	一	五	二
同 十四年	八	三	二	二	一	一	一	二	二	二	二	三	二
同 十五年	九	二	二	一	二	二	三	一	八	四	五	三	三
計													

備考 大正十二年九月以前は大震災火災により焼失し不明なり。

縣下女教員産前産後休養者調 (自大正十五年九月一日至昭和二年八月末日)

種 別	休 養 者 數	種 別	休 養 者 數	種 別	休 養 者 數
中 等 學 校	六	足 柄 上 郡	二	足 柄 下 郡	一
横 濱 市	三	高 津 郡	三	愛 甲 郡	四
横 濱 市	三	高 津 郡	五	愛 甲 郡	四
横 濱 市	一	高 津 郡	六	愛 甲 郡	四
川 崎 市	一	高 津 郡	五	愛 甲 郡	四
川 崎 市	一	高 津 郡	六	愛 甲 郡	四
久 良 岐 郡	一	高 津 郡	五	愛 甲 郡	四
橋 本 郡	一	高 津 郡	五	愛 甲 郡	四
計		計		計	

縣下小學校教員疾病療治料給與額調

年 度 別	退職者數		休職者數		給與金額	備 考
	正教員	准教員	正教員	准教員		
大正十二年度	1	—	—	—	一七五	
同 十三年度	4	—	—	—	一〇五七	
同 十四年度	4	—	—	—	一〇九〇	
同 十五年度	5	—	—	—	一、六二五	

備考 大正十二年九月以前は大震災火災により焼失し不明なり。

一三 社會教化事業

日露戰役後社會教化の聲漸く唱導せらるゝに當り縣は先づ郡市に對して通俗講演會、幻燈會等の開催を勸奨し中等初等の學校をして其の設備を開放して通俗教育に資せしめたるが明治四十三年には縣下小學校長を招集して通俗教育に關する講習會を開催して之が普及振興を圖り、縣及郡市教育會に對しては、教育補助金を交付し又圖書館費として補助をなし、通俗教育施設を奨勵せしを以て各教育會は夫々修養産業に關する講演會を開催し又巡回文庫を設けて通俗讀物の普及に力めたり。

大正六年には縣に通俗教育主事を置き其の後囑託を増置し、主として地方講演の講師に當らしめ幻燈、活動寫眞を利用する等公衆の思想善導、常識の涵養に資すると共に青年團幹部の指導をなさしめ

團體の發達を促したり。

然りと雖も縣下社會教化施設が稍統制的に企劃奨勵せらるゝに至りたるは大正九年以降に屬す。而して社會教化の施設は其の範圍頗る廣汎多岐にして之が普及と徹底とを期せんには、官廳の施設の外學校團體特志者の施設協力に俟つところ多きに依り、本縣は夙に民間團體有志の施設を奨勵し、大正十三年一月には、皇太子殿下御成婚嘉禮に際し社會教育事業功勞者として賜金賜盃の恩命を拜したる者四名を出し、其の夙に地方青年(女子青年、少年)の向上を念として團體の進展に貢獻し其の事績見るべき者三十三名に對しては昭和二年七月知事より恩賜男女青年團事業奨勵資金を以て記念品を贈與し其の効績を旌表せり。

青年團 縣下青年團は日露戰役後時勢の進運に伴ひ漸次其の發達を見明治四十三年四月都市の協議に依り青年會規約を定めて其の步調を整へ大正六年青年團指導委員規程を設け委員を任命し訓令を發して一定の方針の下に青年團指導の途を講じ縣下數ヶ所に各青年團長を招集して幹部講習會を催し實行要目を定めて施設の徹底を期し、大正十一年には郡市聯合青年團合同して縣青年團聯合會を組織し、縣の指導と相俟ちて縣下青年團の連絡進展の爲め各種の施設を計劃實施することゝなれるが縣下青年團の狀況左の如し。

團體數 三百八十三團體 聯合團體 三七一
 市町村團體 三七一
 團員數 正團員 六萬二千八百二十七名

其の他團員 三萬五千三百八十四名

計 九萬八千二百一十一名

壹ヶ年總經費 拾貳萬參千八百四拾八圓

資 産 貳拾九萬壹千七百貳拾六圓

但資産は土地、建物、備品をも總て價格に見積りたるものなり。

團長種別 團員 百九十五團體

團員外 百八十八團體

其の優良青年團として表彰せられたる青年團左の如し。

足柄下郡吉濱村青年會 明治四十三年及縣 文部省表彰

足柄上郡金田村青年團 明治四十三年 文部省表彰

津久井郡内郷村青年團 明治四十四年及縣 文部省表彰

高座郡溝村青年團 大正二年縣 文部省表彰

高座郡大澤村青年團 大正三年縣 文部省表彰

高座郡綾瀬村青年團 大正十五年縣 表彰

- 都筑郡中川村青年團 大正九年縣 表彰
- 足柄下郡宮城野村青年團 大正十年 文部省表彰
- 三浦郡西浦村青年團 大正九年縣 表彰
- 高座郡寒川村青年團 大正十一年縣 表彰
- 鎌倉郡瀬谷村青年團 大正十一年縣 表彰
- 橋樹郡中原村青年團 大正十二年縣 表彰
- 津久井郡川尻村青年團 大正十二年縣 表彰
- 横濱市石川町青年會 大正十二年縣 表彰
- 横濱市青木青年修養團 大正十五年縣 表彰
- 川崎市青年團川崎分團 大正十五年縣 表彰
- 横須賀市横須賀青年團 大正十五年縣 表彰
- 久良岐郡屏風浦村青年團 大正十五年縣 表彰
- 橋樹郡稻田村青年團 大正十五年縣 表彰
- 都筑郡二俣川村青年團 大正十五年縣 表彰
- 鎌倉郡中川村青年團 大正十五年縣 表彰

中郡城島村青年團 大正十五年縣表彰
 中郡南秦野村青年團 大正十五年縣表彰
 足柄上郡寄村青年團 大正十五年縣表彰
 愛甲郡荻野村青年團 大正十五年縣表彰

此等青年團獎勵に關する縣の施設として特に掲ぐべきは特別會計恩賜男女青年團體事業獎勵資金にして(後出)此收入を以て男女青年團事業の獎勵並に指導に充るの外必要に應じて縣費を支出するは勿論縣青年團聯合會事業獎勵の爲め毎年補助金を交付し又男女青年團體等に於て圖書館文庫を經營し又は講習講演會等開催の場合には社會教育獎勵の意味に於て其の經費の一部を補助しつゝあり。

青年團體指導に關する本縣の方針は 大正六年二月九日 縣訓令第四號 に明らかなり。曰く抑も青年元氣の消長と其の活動の如何とは地方の興廢に關し國運の隆昌に影響する所蓋し大なるものあり殊に現下列國の大勢と帝國の將來とに鑑みれば奮起を要する更に切なるものあるを覺え今や朝野を擧げて青年團の發達向上を企圖し青年を鼓舞督勵する洵に故ありと謂ふ可し惟ふに青年團は修養の機關たるが故に其の實績の擧否は團員各自の發奮努力に俟たざるべからず然りと雖も團體的訓練により克く國家の進運に伴ひ皇運を扶翼するの精神を休得し健全なる國民善良なる公民たるの素質を得て益々國家富強の基礎を鞏固たらしめんには亦大に先輩練達の士の指導誘掖に負ふ所尠からず此の時に

當り本縣は廳内に青年團指導委員を設置し青年團に關する講習講演を始めとし諸般の研究及調査に當り或は實地の指導に任じ或は青年團と他團體との連絡を圖り相倚り相輔けて以て青年をして現時の趨勢に順應せしめ更に團體に對しては據るべき規程を示し進んで縣下青年團を通じ相互の連絡統一を策し以て一段の充實を圖らんとす苟も地方青年團たるものは帝國の運命を擔ふて立つべき青年の使命を自覺し此の指導委員設置の趣旨を了得し共に研鑽怠らず以て國家の期待に副はんことを期せらるべし」と。

女子青年會 縣下に於て最も古く女子青年會の設置せられたるは明治三十六年なり。然れども修養機關として漸く社會の注意を惹くに至りしは大正十年以降の事に屬す當時は概ね處女會の名稱を用ひ團體數僅に四十五、會員數六千に及ばざるの程度なりき。仍て縣は大正十年七月婦人團體指導講習會を開きて指導者の養成をなし郡市當局亦之が設置を獎勵せるの結果年と共に其の數を増し大正十四年二月には縣下女子青年幹部研究會に於て縣内各團體幹部會同し修養の施設團體の經營に就て研究したる末縣聯合女子青年團體設置を決議するに至れり。之より先き町村の團體は連絡提携の爲め郡聯合會を組織するの傾向に在りしが大正十五年一月各地方に於て女子青年幹部研究會を開催し新に設置せられたる女子指導員地方巡回指導に任ずるに及び横濱市以外郡市聯合會の組織完成するに至れり。

恰も大正十五年十一月内務、文部兩省より女子青年團體振興に關する訓令あり、次で大日本聯合女子

青年團設立の議起るに至りたるを以て昭和二年七月縣下各都市聯合女子青年會は更に連絡提携の爲め二市十一郡の聯合に依り神奈川縣聯合女子青年會を組織するに至れり。此の聯合會は幹部講習、讀物指導、娛樂指導、體育指導等を以て主なる事業とす。縣下女子青年會の狀況左の如し。

團體數	二百十團體
聯合團體	十一團體
市町村團體	百九十九團體
團員數 正會員	二萬二千四百七十九名
總經費	貳萬壹千貳百九拾六圓
資產	八千八百九拾六圓
團長種別	
團員	四十一團體
團外員	百六十九團體
優良女子青年會として表彰せられたるもの左の如し。	
愛甲郡小鮎村女子會	大正十年二月十一日縣表彰
高座郡相原村處女會	大正十二年二月十一日縣表彰

三浦郡西浦村女子青年會 大正十五年二月十一日縣表彰
 足柄下郡宮城野村處女會 大正十五年二月十一日縣表彰
 足柄下郡吉濱村處女會 大正十五年二月十一日縣表彰

少年團 縣下に於ける少年團の狀況は漸く普及の氣運に向ひつゝあるも其實績に付きては尙考究すべきものあるを以て大正十四年八月縣内各都市より幹部を組織し年少青年訓練法を研究せしめ青年團に於ける年少なる團員の訓練修養に意を用ひしめつゝあり。其の現況左の如し。

總數	六十二團體
郡聯合團體	一團體
單獨なる團體	六十一團體
内日本赤十字少年團聯盟加盟	十一團體
少年團日本聯盟加盟	三團體
町村若くは學校を單位とするもの	四十七團體
團員數	
正團員	九千九百七十六名
其他團員	七百二十九名
經費總額	參千八百四拾九圓

青年訓練所 縣下に於ける青年訓練所は概ね大正十五年七月設置せられ昭和二年四月一日現在数は公立二二九、私立二、青年訓練所規程第八條に依り青年訓練所の規程と同等以上と認定したるもの一、合計二三二とす。入所者は公立一八〇六五人、私立二二八人、認定一〇五六人計一九、三四九人にして年齢該當者二七、一二人に比較すれば入所歩合約七割なり。大正十五年十二月修了者は一、二二七人にして内約九割は入營し其の檢定成績は概して良好なり。訓練所に於ける指導員は成るべく教育程度高き者より選定し殊に教練指導員に在りては在營期間長く且つ教育程度高き者より委嘱し現在の學科指導員は一、四五七人、教練指導員は八四二人なり。教練科に在りては生徒二十一人に對して指導員一人の割合なり。指導員の手當は擔當訓練項目一時間に付約壹圓を標準とし現在一人平均手當は學科指導員年參拾六圓、教練指導員に在りては年平均五拾六圓とす。昭和二年度市町村青年訓練所費豫算經常費一〇九、九七二圓、一訓練所平均四八〇圓なり。訓練は大休晝間之を實施するも都市及一部農村に於ては夜間實施する向もあり。

青年訓練奨勵上の縣施設を擧ぐれば趣旨徹底に關し大正十五年六月郡市長並郡市視學會同の際懇示する所あり。各都市に於て開催する町村長、學校長、在郷軍人分會長、青年團長等の會同毎に縣官を出張指示せしむると同時に一面地方の事情に應じて講演會の開催、印刷物配布、ポスター利用、青年團幹部の戸別宣傳等に依り年齢該當の青年及父兄、雇傭者に對し訓練の趣旨を徹底せしむるの方法をとれり。又訓練所に於ける學科訓練細目編成上の參考に資せんが爲縣下中等學校校長並に教諭に委嘱し左記標準に據り訓練細目を調査せしめ右調査に基き大正十五年八月指導員講習會を開催し一面同十一月縣下各郡市中心地に於て主事指導員の學科研究會をも開催せり。

調査標準

- 一 家庭並社會生活に必須なる事項職業に關係ある事項に重きを置くこと。
- 二 夫々の専門的知識を通俗化すること。
- 三 可成一年次一事項毎に纏りあらしむること。
- 四 他の訓練項目との連絡を考慮すること。
- 五 修身及公民科は公民的材料と修身的材料との連絡を密接にし公民的徳操の涵養を主とすること。
- 六 職業科に在りては農工商等に關する一般的事項の外特殊の専門的職業に關する事項を考慮すること。

教練科に在りては大正十五年九月軍部に依嘱し千葉縣習志野に於て開期一週間の教練指導員講習會を開催し教練科各年次別課程表の調査を縣下學校配屬將校に委嘱し右調査に基き昭和二年六月縣下四ヶ所に於て體操科をも加へ教練指導員講習會を開催し、一面縣下學校配屬將校を郡市に依り擔當を定め教練補助指導方を委嘱し講習會、研究會、視察指導等をなすの外主事の申請に依り本務に

差支へなき限り出張指導することとせり。

青年訓練は正規の教育を受け得ざる青年に對し教育の均等なる機会を與へ簡易なる方法に依り其の心身を鍛錬し資質を向上せんとする施設なるを以て縣は各市町村に普く設置するの方針をとり教練の外公民科並に職業普通學科の訓練にも十分に意を用ひ教練偏重の弊に陥らざるの方針を以てせり。訓練の効果は指導員の訓練に對する準備と研究とに原因するもの多く其効果如何は延ては訓練所の入所出席にも影響するを以て本縣に於ては各訓練所に訓練細目を設け又毎年生徒の身體検査を行ふ等制度上特に指示するところあり。入所出席の成績は單に訓練所職員の努力の如何よりも所在町村の青年團在郷軍人會等役員の協力に大なる關係あるを以て縣は各訓練所に商議員等の制を設け各種團體役員特志者協力して入所出席の獎勵に當ることを訓令するの各市町村に對し毎年入所期前に年齢該當者を調査し入所の勧誘に力むる様指示せり。

成人教育 縣下成人教育施設は從來圖書館文庫の外講習會講演會の開設を主とし、大正十二年には市町村學校教育會、青年團等に對し、縣費補助の途を開き、之が施設の普及を獎勵せり。爾來、公民科、科學、實業、家政、趣味等に關する講習及講演、年と共に漸次普及しつゝあるを以て、縣は更に之が開設の様式を一時的に對する講演式より連續的、學級的の講座によることを獎勵し、一層之が實績を期せんとす。

觀覽施設は、圖書館と相並んで社會教育上重要なる施設にして、近時市町村學校、各種團體に於て此の

種の施設をなすもの、漸次多きを加ふるの傾向に在り。常置觀覽施設は、未だ其の數多からざるも、内主なるものは左の如し。

(一) 横濱市震災記念館

- 一名 稱 横濱市震災記念館
- 一位 置 横濱市野毛町野毛山公園前
- 一目的 震災當時を追懷せしむると共に、絶へず轉化して行く、市勢狀態を周知せしむるにあり。

一開設年月日 大正十三年九月一日

一維持者 横濱市

一財産 建築備品を含み約拾四萬五千圓

(二) 足柄下郡箱根町考古館

- 一名 稱 考古館
- 一位 置 足柄下郡箱根町八十六番地
- 一目的 史蹟研究
- 一設立年月日 昭和二年五月一日
- 一維持者 石内九吉郎

一財 産 陳列品、幕府時代關所に保存せられたる遺物。

圖書館 本縣に於て圖書館の設置を見るに至りたるは近年の事に屬す、往昔金澤文庫の記録あるも今は只史蹟として其の名を留むるのみ、惟ふに圖書館は地方文化の樞軸にして一般公衆の智徳を涵養し家庭、學校兩教育と相俟ちて社會教育上缺くべからざる施設なり、本縣曩に圖書館及巡迴文庫に對し補助金を交付し更に大正十二年八月社會教育施設獎勵規定を設けて之が設置を獎勵する處あり、現在に於ては其の數三九内公立二一、私立一八なり。外に巡迴文庫十七の設置を見るに至りたるも未だ全國の平均に及ばざること遠し。且其の内容に於ても之が充實改善を要すべきものあるを以て縣は昭和二年三月圖書館専門家を委嘱し縣下圖書館及巡迴文庫を實地調査せしめたるが之が實情に基き設置の普及と機能の發揮とを期せんが爲め昭和三年九月内務、學務兩部長をして之が設置に關し指導的通牒を發せしめたり。今縣内圖書館の概況を掲ぐれば左の如し。

圖書館 調 (昭和二年十月現在)

館名	設立者別	所在地	設立年月	本年度經費總額	圖書購費	藏書冊數	前年度閱一日平均覽延人員閱覽者數
神奈川縣立橫濱第一中學校附屬圖書館	縣立	橫濱市中區西戸部町	大正七年九月	—	—	七、三五〇	—
計	一			—	—	七、三五〇	—

橫濱市圖書館	市立	橫濱市中區野毛町	大正十年六月	二四、二二五	—	九、〇八四	五七、九四一
川崎市圖書館	市立	川崎市田島第一小學校	大正十三年十月	—	—	一、〇二〇	五、四七五
鎌倉町立圖書館	町立	鎌倉郡鎌倉町	明治四十四年	二二、二二五	五、〇〇〇	九、三三二	四、四六六
學制頒布五十年記念圖書館	同	中郡野野原小學校	大正十二年四月	四九	一〇〇	三、三九〇	二、四二二
伊勢原町立通俗圖書館	同	中縣伊勢原町伊勢原小學校	大正五年二月	一一〇	一〇〇	九、九二〇	九、四〇〇
金澤小學校簡易文庫	同	久良岐郡金澤小學校	大正十二年二月	一五	一五〇	七、七九	一、〇八四
計	四			七八二	五〇〇	六、五八	九、七三
關根文庫	村立	足柄上郡南足柄村	大正十五年十月	九六五	七五〇	五、四三三	三、三三九
所 戊申大詔記念寒川村圖書縱覽	同	高座郡寒川小學校	明治四十二年	五〇	五〇	五、一〇	二、五
相川村通俗文庫	同	中郡相川村	明治四十三年	一〇〇	一〇〇	二、二一〇	一、五〇〇
串川村圖書館	同	津久井郡串川村	明治四十年四月	一〇〇	一〇〇	八、八	一、九〇五
旭通俗圖書館	同	中郡旭小學校	明治四十三年	五二	四四	一、四	四、五〇
金目通俗圖書館	同	同 金目小學校	明治四十一年	三	三〇	一、三〇〇	一、三〇〇
瀬谷小學校附設公立瀬谷村圖書館	同	鎌倉郡瀬谷小學校	大正十三年十月	六六〇	六〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
清水小學校圖書館	同	愛甲郡妻田村	大正四年十一月	三〇	三〇	三、〇	三、〇
三田小學校圖書館	同	同 三田村	同	三〇	三〇	一、七	一、五
御大典記念簡易圖書館	同	同 菩提小學校	同	三〇	三〇	三、四	一、〇
南毛利小學校附設圖書館	同	同 南毛利小學校	大正四年	三〇	三〇	五、〇	一、〇
日野小學校附設圖書館	同	橫濱市日野小學校	大正四年十一月	三〇	三〇	三、〇	一、五八〇

共和圖書館	村立	足柄上郡共和小學校	大正十四年一月	100	100	1,276	—
御慶事記念圖書館	同	鎌倉郡小坂小學校	大正十年一月	—	—	1,455	—
計	一四	—	—	2,127	—	2,911	—
弘明寺圖書館	私立	横濱市中區大同町	大正十三年七月	1,865	—	1,501	—
大師圖書館	同	川崎市大師河原	大正十五年十月	350	—	570	—
都筑郡教育會附屬圖書館	同郡	都筑郡都田村	大正十二年三月	5,000	—	4,661	—
成瀬通俗圖書館	同	中郡成瀬村	大正十一年十月	—	—	8,200	—
三分小學校同窓會圖書館	同	久良岐郡六浦莊村	大正十三年一月	—	—	1,000	—
向正圖書館	私立	橋樹郡向丘村	大正十二年七月	—	—	1,712	—
豊田村青年會圖書館	同	中郡豊田小學校	大正五年五月	—	—	300	—
大山小學校同窓會圖書館	同	同	大正十一年八月	—	—	300	—
愛川青年團川北支部圖書館	同	愛甲郡愛川村	大正十五年二月	—	—	600	—
杉連圖書館	青年團	津久井郡日連村	大正九年一月	—	—	110	—
日連圖書館	同	同	同	—	—	110	—
勝瀨圖書館	同	同	同	—	—	181	—
川村兒童文庫	同	同	同	—	—	705	—
吉濱尋常高等小學校兒童文庫	同	同	同	—	—	350	—
寒川村青年團圖書館	同	同	同	—	—	300	—
横須賀中學校學友會圖書室	同	同	同	—	—	10,000	—
御大典記念文庫	同	同	同	—	—	10,980	—
合計	三九	—	—	47,774	—	47,774	—

俱樂部圖書館	財人	三浦郡田浦町	大正十五年	5,669	4,344	11,517	10,220	110.0
合計	一八	—	—	30,611	11,104	33,150	40,177	—
合計	三九	—	—	78,385	15,448	80,177	116,887	—

社會體育 縣下の社會體育は大正十一年三月縣青年團聯合會の發會に際し催されたる青年競技大會を一時期とし明治神宮體育大會の開設に伴ひ漸次振興の氣運に在り。體育團體次第に其數を増加し各種競技會、體育團體施設等年と共に多きを加ふるの狀況なり。縣は社會體育近時の傾向に鑑み其指導統制の爲め昭和二年九月體育主事を設置し愈々之が普及獎勵に力めんとす。而して縣内各體育團體連絡提携の爲め體育協會設置の議漸く熟し一面縣營競技場建設亦縣民の要望するところとなれるに鑑み御大典記念事業の一施設として之が助成を期し縣費を以て五萬圓を支出するに決したるを以て近く之が實現を見んとするの情勢に在り。

公衆娛樂 社會公衆の娛樂の如何はよく時代民心の傾向を左右するものなるを以て、之が善導は社會教化上極めて重要な事項なり。而して、之が施設に當りては現在の傾向を知悉するを要す。之を以て縣は大正十五年基本調査を行ひ市町村、學校、團體等の娛樂施設に資するところあり。今其の概要を記せば左の如し。

甲最も廣く行はるゝ娛樂の名稱(記載順は其の順位を示す、以下同じ)。
一土地に依り分ちたるもの

- (一) 都會地 活動寫眞、浪花節、義太夫、芝居、野球。
 - (二) 地方 角力、義太夫、芝居、浪花節、囃。
- 二時期に依り分ちたるもの
- (一) 四時を通じ行はるゝもの 圍碁、活動寫眞、義太夫、浪花節。
 - (二) 季節に依り行はるゝもの 角力、芝居、祭囃。
- 三階級別より見たるもの
- (一) 知識階級(供給生活者) 圍碁、謡曲、俳句。
 - (二) 労働者 浪花節、活動寫眞、義太夫、工業労働者、角力、義太夫、將棋、浪花節、農村労働者、浪花節、活動寫眞、角力、將棋(漁夫)。
 - (三) 店員小僧 活動寫眞、浪花節、義太夫。
 - (四) 學校兒童 活動寫眞、遊戯、紙鳶、獨樂、羽子、毬。
- 四職業種類に依り見たるもの
- (一) 農業者 浪花節、義太夫、角力、芝居、將棋。
 - (二) 漁業者 浪花節、活動寫眞、將棋、芝居、角力、義太夫。
 - (三) 工礦業者 浪花節、活動寫眞、義太夫。
 - (四) 商業者 浪花節、活動寫眞、野球、義太夫。

- (五) 交通業者 浪花節、活動寫眞、芝居、將棋。
 - (六) 自由業者 圍碁、謡曲。
- 乙特に喜ばるゝ團體的娛樂

(一) 都會地に於けるもの

順位	娛樂名	時期	主たる社會階級	主たる職業種類
一	觀櫻會	春	凡テノ社會階級	凡テノ職業
二	運動會	秋	青年團	青年團
三	野球	季節ニ依ラズ	店員、會社員	商業者

(二) 地方に於けるもの

順位	娛樂名	時期	主たる社會階級	主たる職業種類
一	村芝居	秋(又ハ春)	労働者	農業者
二	運動會	春	青年團	青年團
三	角力	夏(秋又ハ春)	労働者	農業者

公衆娛樂中現在に於て最も重要な地位を有するものは、活動寫眞なり。縣は時代の傾向に鑑み、夙に教育映畫班を設け、市町村、學校、青年團體等の依賴に應じ、又時期を劃して巡回映寫をなし、公衆の教

化娛樂の善導に資しつゝあり。現在主として使用せる映畫は左の如し。

劇		實寫物		其の他	
一、人	の	子	一、秩父宮アルプス登山	一、婦	人の職業
二、丘	の	雀	二、丹澤山踏破	二、ラ	オ
三、愛	の	雀	三、樺太の産業	三、突	貫自動車
四、舌	切	雀	四、神宮競技	四、田	園生活
			五、大島巡り	五、子	供の育て方

地方改善 一部同胞に對する差別事象の芟除を目的として、附近部落の反省を促し、相互融和を計る爲夙に部落改善事業と稱し、地方有志の間に施設する所有りしが、本縣は大正八年以來本事業に關する各種の調査研究を行ひ、大正十一年に至り、始めて地方改善獎勵規程を公布し、縣下三十三の指定地區中、地方の狀況を斟酌して先づ四地區を選び、十六名の地方改善委員を置き、昭和二年四月更に二地區を加へて委員五名を増し、現在六地區二十一名の委員あり、地方改善施設としては獎勵規程の實施と共に、指定地區所在町村は各種の施設を企畫し、逐年其の數を加へつゝあるも、既に獎勵金を交付したるものを擧ぐれば、飲料水設備二件、下水工事二件、共同浴場一件、共同浴場復舊工事一件、道路及橋梁修繕五件、墓地整理三件、共同作業場設置二件、簡易圖書館設置一件、公會堂建設一件、家屋改築二件とし、別に大正十三年度より毎年獎勵金を交付して青年修養會、處女會講習會、兒童日曜學校の教育施設の開設を促しつゝあり、尙改善委員の活動は秦野及六浦莊に於て効果顯はれ、橋樹郡宮前村には臺所流

し場の改善、中郡秦野町には青年會館の共に獎勵金に依らず地區内居住者の奉仕的努力によりて完成せるあり、其の成績皆他の範とするに足る。

大正十二年度よりは育英事業を實施せるあり。既に高等工業學校一名、師範學校二部一名、中學校一名の卒業生を出し、現在施行中の者中學校九名、高等女學校一名にして、其の内二三の者を除きては、何れも優等或は之に準ずる成績を擧げつゝあり。

中郡秦野町は指定地區中戸數最も多く且つ地勢の關係上震災の被害特に甚敷く、之が復舊は頗る困難なりしたため、大震災善後會より相當金額の交付を受け、家屋の修理を行ひたるが、尙住家の密集を緩和し地區の整理を行ふため、國庫の補助により大正十二年度より震災のため十三年度に於て着手五ヶ年繼續事業として五十戸の轉出を企て、昭和二年八月迄に三十八戸を完了し、なほ引續き施行中なり、轉出に際しては屢次支障を生じたるも轉出後の成績は概して良好なり。

隣保事業

本縣に在りては勞務を主たる職業とする者の多數集團する地域又は是等の人々の多數集合するに都合よき地點に於て其の當人又は家族に對し種々の方法を以て教化し善導し兼て其の福利を増進する爲めに會館又は集合場を設置し普く薄俸の人々の生活向上とより善き隣人の養成を目的とする施設は震災前匡濟會の經營せるものゝみなりしが震災善後措置として横濱市に四、横須賀市に一の隣保館を加へ別に社會館鶴見及横須賀に各一を加へたり。

横濱市隣保館は大正十三年十月十日大阪府知事が社會局長官を経て横濱市に對し同府震災救援義

捐金參拾參萬圓を本館建設資金として指定寄附の申出ありたるを以て市は爾來諸般の計畫を整へ同十二月二十三日市會の協賛を経て直に第一隣保館の建設に着手したるに始まる。第一隣保館は中區南太田町富士見耕地に在り、昭和二年五月三十一日の落成にして身上相談、法律相談、健康相談、兒童口腔相談、妊婦相談、圖書閱覽、生活狀況調査、託兒等の事業を營みつゝあり。別に内務省指定交付金九拾萬圓あり、之に依り開設せられたる隣保館中第二隣保館は中區中村町字中居に在り内務省より交付せられたる九拾萬圓の一部を以て大正十五年九月本館建築に着手したるものにして昭和二年五月二十日完成し、第三隣保館は神奈川區淺間町字鹿島に第四隣保館は神奈川區子安町七島に在り其實施事業は第一隣保館と大差なきも所在地の環境に依り種々適切なる施設を交えて隣保進善事業に貢献しつゝあり。

隣保館事業成績表 (昭和二年度)

事業種別	第一隣保館	第二隣保館	第三隣保館	第四隣保館	計
講演會	一三	二二	二九	一七	八〇
回演會	五、二二四	四、六一三	五、一九三	三、一九六	一八、二二六
延日人	男子 二二二 女子 五七	男子 二〇 女子 九〇	男子 一八九 女子 一八二	男子 一一八	三四九
學術講習會	男子 二六四 女子 五七二	男子 九七 女子 五	男子 二、三九〇 女子 一、三五七	男子 四、五九三 女子 一	七、三三四

技術講習會	娛樂會	診察	助産	相談及代書	圖書室	俱樂部
(裁縫、編物、洗濯、其他)	(映畫會、慰安會)	(商科、眼科等)		(身上、法律、戶籍、保健、兒童、妊産婦、口腔、代書)	(兒童部、青年部)	
延日人	延日人	延日人	延日人	延日人	延日人	延日人
員數	員數	員數	員數	員數	員數	員數
二四三	二二	三二六	一五七	一、二八三	二七七	二〇
二九八	二九	八七	四六四	八七五	三二三	三一
二八七	三二	一八七	一四六	二八八	一六四	二六
二二五	二二	一五九	三四	一、〇七四	二九七	一一
一、〇五三	一〇五	七五九	一四	三、五二〇	一、〇一一	八九
二四、九二三	九一、七四六	一、五六七	一二五		六八、六八一	
					四三、八四六	
						四、七〇二

明徳學園 (第一階保館)										
託兒部	同延人員	貧兒教員	同延人員	兒童入浴	雨傘貸與	理髮	敷談	慰問	健康	其他
二一七	一三〇	二一六	四、八三六	六三	四七四	二二	二二	二〇	二〇	二〇
二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
二、六六五	二、六六五	二、六六五	二、六六五	二、六六五	二、六六五	二、六六五	二、六六五	二、六六五	二、六六五	二、六六五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二、七五五	二、七五五	二、七五五	二、七五五	二、七五五	二、七五五	二、七五五	二、七五五	二、七五五	二、七五五	二、七五五

隣保館は横須賀市にもあり(社会事業参照)
釋放者保護事業 としては 社団法人 神奈川縣佛教慈徳會 修道保護會 根岸力行舎 及小田原少年園あり、佛教慈徳會は 明治天皇御大葬に當り忝くも恩赦の優詔下るや鶴見總持寺貫主故石川素重免因保護事業の忽諸に附す可らざるを感じ大正元年十月縣下の各宗管長竝に大寺院住職と諮り縣下五百ヶ寺の寺院聯合の下に免因保護事業を目的として創立せるものに係り横濱市根岸町に在り、震災

の爲事務所及收容所の被害大なりしが直ちに之に修理を加へ、更らに授産部を設置して活版印刷所を經營し特に收容者の内就職不能なるものを就業せしむ。最近に於ける保護人員(大正十四年)は直接保護二十三人、間接保護七百七十六人なり。
 横濱刑務所々屬免因保護會としては従來幼年保護會根岸力行舎あり、明治三十九年三月政府が小田原に幼年監獄を設置するや幼年釋放人を保護善導せんが爲同年時の横濱監獄典獄有馬四郎助が職務上特別の關係ある有志と相諮り同地に小田原幼年保護會を設立せしが、明治四十年十月より横濱監獄に於ける女子幼年犯罪者の出獄者をも收容保護するに至り漸次事業を擴張して感化部、勞作部の二部に分ち感化部事業として設置したるは横濱家庭學園にして勞作部事業として設置せられしもの即力行舎なり。力行舎は根岸に設けられ十八歳未満の者に限り保護善導することを目的とし、釋放人中大多數を占むる成年者に及ばざりしを以て明治四十年眞宗大谷派本願寺より派遣せられたる横濱刑務所教誨師の主唱に依り本願寺の協賛を得て創立せるものを修道保護會とす。其後震災の被害を受けしが今は再築成り修道保護會は大岡町に新築せり、力行舎の保護人員直接二十一人、間接七十二人保護會の收容者直接三十八人、間接保護院外保護二十一人あり。
 然るに小田原少年刑務所に於ける釋放人は大正十一年七月拘禁區改正後頓に激増し従來の保護方法を以てしては到底所期の目的を達成すること能はざるため保護場新設企圖しつゝありし際偶々大震災に遭遇し釋放者をして歸住せしむるに途なく保護場急設の必要に迫られたるを以て同月

直ちに小田原少年園を設立し保護場を建設して收容事業を開始せり其最近に於ける直接保護者十五名同間接保護者九名あり。

勤儉獎勵の施設 勤儉獎勵並に民力涵養に關しては、戊申詔書の聖旨を奉戴し、大正九年以來各市町村の戸主會、主婦會、自治會等の活動を中心として、一般社會の協力に依り逐年其の實績を擧げつゝありしが、大震災火災の打撃を受け其の貯蓄を中止するの止むなきに至りしものなどありて、震災後は其の實行上甚だ遺憾尠からざりしが、偶々大正十三年九月一日の震災記念日に當り加藤内閣總理大臣より發せられたる勤儉獎勵の聲明に基づき、創設せられたる勤儉獎勵中央委員會の活動と相俟ち縣に於ても有力者二十有餘名を委員に委嘱して、大正十三年十一月十二日勤儉獎勵神奈川縣委員會を創立し、縣の計畫要綱を議決し、尙ほ大正十三年十一月十八日を以て告示せる勤儉獎勵委員設置規程に基づき、當該郡市長の推薦による有力者二千五十七名に勤儉獎勵委員を囑託して官民一致、勤儉獎勵並に生活改善に關する施設の普及徹底に努めつゝあり。而して此間、民力涵養大會、節米の獎勵消費節約展覽會、社會教化講習會、勤儉獎勵展覽會、懸賞標語募集、勤儉獎勵講演會、活動寫眞會、時の記念日等の各施設を爲すの外、勤儉強調期間には毎回ポスター、パンフレット、宣傳ビラ等を作製配布し、尙ほ活動寫眞應用巡回講演會を開催して、其の趣旨の普及徹底に努む。而して又之が普及徹底に當りては、縣下の學校、青年團、女子青年會、婦人會、戸主會、其他各種團體と連絡を取り之が實績を擧げつゝあり。而して各人の勤勉努力の結果として現はれたる各貯蓄團體の成績を示せば左の如し。

貯蓄機關に關する調査

(大正十四年九月末現在)

市郡別	金額合計	人員數合計	一人當平均貯金	團體數
横濱市	四〇、五一八・八九	三、七七八	一〇・四三	二四
川崎市	四、一四二・七一	六五二	六・三五	一一
須賀野市	一五八、三五五・〇四	二、八五四	五五・四九	一五
久良岐郡	九〇、八二六・二一	二、二八四	三九・七七	二〇
橋本郡	三六三、〇三〇・九四	八、六七八	四一・八三	四四
都筑郡	四九、一七三・〇七	三、六四四	一三・四九	三五
三浦郡	三七、三〇六・五四	六、七七〇	五・五一	二七
鎌倉郡	二九三、〇九四・八六	一一、一八〇	二六・二二	一三八
高座郡	三四六、四三〇・一七	一三、六四〇	二五・四〇	一一一
中郡	二五七、六二五・三六	九、五〇一	二七・一一	一一九
足柄上郡	三六一、一四八・六四	八、九二三	四〇・四八	一〇八
足柄下郡	三三三、一一三・三一	六、九〇七	四八・二三	六七
愛甲郡	四二、二〇〇・一八	三、一四	一三・五五	八三
津久井郡	九八、〇七六・五七	四、二八七	二二・九三	九一
合計	二、四七五、〇四二・四九	八六、二〇三	二八・七一	八九三

各種教化運動 民力涵養運動の開始以來、社會教化を目的として創立せられたる團體相當に多きも、年次の漸く經るに従ひ其の活動の遅々たるもの無きに非ず、されど現實之が活動を繼續しつゝある團體數は約百五十有餘にして、何れも相當の實績を擧げつゝあり。而して其の活動の状態を觀

察するに、其の事業の振不振は概して其の幹部及び所在地附近に於ける文化發達の程度と緊密なる關係を有するものゝ如し。

今斷えず内部の充實並に社會教化の任に向つて其の努力を拂ひつゝある主なる團體を擧ぐれば、神奈川縣青和會、神奈川縣内鮮協會、神奈川縣動物愛護會、神奈川縣報德社聯合會、橫濱基督教青年會、橫濱基督教女子青年會、橫濱聯合婦人會、基督教婦人矯風會、橫濱支部、佛教講話會、橫濱禁酒會、小田原婦人報德會等にして、其の實施しつゝある事業の概況を述べれば、橫濱基督教青年會、神奈川縣青和會等の如き團體にありては、講演會、講習會、協議會、人事相談、職業紹介、宿泊所、食堂、診療、職業婦人の親睦慰安、タイプライター、速記、英語、裁縫、刺繡、活花、體育、調查研究、文書宣傳等其の他の事業を行ひ、着々其の實績の見るべきものあり。又縣下の碩德二宮尊德翁の報德主義を標榜して立つ報德社は、神奈川縣報德社聯合會外八十有餘に上りて、橋樹、高座、中、足柄上、足柄下、愛甲、津久井の七郡に分布し、講演會、講習會、貯金、山林開墾資金貸付、肥料の共同購入、表彰、相互扶助等其他の事業を行ひ、報德勤儉推讓の獎勵に努力しつゝあり。

戸主會、自治會等の事業としては、隣保互助、風教の改善、納税の完納獎勵、勤儉貯蓄の實行、産業の振興、兵役者の遺家族の保護、講演會の開催等にして、専ら自治の改善發達に努めつゝあり。

婦人會の事業としては、智徳の涵養、敬老、家庭教育、生活改善、衛生、料理、副業等の講習會を開きて、其の内容充實に励め、兒童學用品並被服等を寄附し、且つ母姉會を開きて、學校と家庭との聯絡を密接ならしめ、また名士を招聘して修養講演會を開き、自他の向上發達に資しつゝあり。尙主なる團體に就ては別項に依り説明することゝす。

神奈川縣青和會 大正十三年七月十一日の創立にして、當初加盟せる同志は三十四名の少數なりしが、自治、自律、熱と愛の信條の下に崇高なる人格尊嚴の觀念の普及、不合理なる差別觀念の撤廢を期せんが爲、縣下各地に於て講演會、講習會、修養會等開催、機關誌「青和」を月刊する等の施設を行ひ、着々其の効果を收めつゝあり。漸次共鳴する者多く、現に支部十ヶ所、會員千有餘名に上り、其の事業も亦愈々發展し、内務省よりは、大正十四年度以降、縣よりは、昭和元年度以降、助成金を下附せらるゝに至れり。

財團 神奈川縣内鮮協會 本縣下在住朝鮮人の數震災後復興諸事業の進捗に伴ひ夥しき數に達したるも言語、風習、教育程度の相違により、物質的にも精神的にも極めて悲惨なる境遇に置かるゝの狀態に在りて、放任し難きを認め、内鮮融和を圖り共存共榮の實をあぐるため種々企劃中の處、偶々民間有志の熱心なる唱導により、縣下在住者中内鮮問題に對し、理解を有する者と相謀り、大正十五年二月十五日日本會の成立を見るに至りしものにて、大正十五年九月二十九日財團法人の許可を受けたり。本會は爾來縣下各地に亘つて講演會の開催、活動映畫等により、目的の達成に努め、朝鮮人多數在留する小田原には、大正十五年八月出張所を設け、諸種の救濟事業を開始、又言語の不通、風習の相違に基く彼我の確執を防止し、親善、融和及彼等の生活の向上に資する爲め、橫濱市内浦島町浦島保育院、鶴見社

會館、子安第四隣保館等に各六週間に亘りて夜學を開設し、大正十五年九月以降縣市醫師會と割引診療の特約をなし困窮患者の救療に努たるに其診療取扱件數四二件(内入院九件)に及べり、常に職業紹介及人事相談事務を開始し、其の慰安、娛樂に備ふる爲め有志の寄附を受け活動寫眞無料觀覽券配布を爲すと共に市内の主なる飯場を訪問し座談會を開きつゝあり又大正十五年十月末縣下各中小學校生徒兒童より内鮮融和に關する感想を募集し内優秀なるものを集めて小冊子として各方面に頒布し夫々多大の好評を博したり、而して内務省より貳萬九千圓の交付ありたるに依り大正十五年八月横濱市高島町の縣營公設浴場建坪六九坪三七五の拂下げを受け會館に當つると共に根岸町竹の丸に坪數一五〇坪許りの木造二階建宿泊所を建設せり(收容人員四十二人室數十四)。

神奈川縣盲人協會 曩に縣社會課に於て縣下の盲人調査を爲したるに其數一千九百十八名なりしが、未だ之等盲人の生活上に資すべき組織的機關なき爲之が適切なる機關の創設に就き盲人の主業たる針灸按業者の幹部に謀りたるに何れも其の時機に至れるを悦びたるを以て大正十五年十二月二十一日日本會の創立總會を横濱市内根岸町横濱盲人學校に開き會則の制定其他創立に關する諸般の打合をなし、越えて昭和二年一月より縣下各地に支部の設立を見て基礎漸く固く同年十月二十八日指路教會に於て盛大に發會式を舉行せり、現在支部二十二、點字摸擬投票實習、會員實費醫療、會報發行講習會、講演會等の事業を施行す。

神奈川縣動物愛護會

本會は元横濱動物虐待防止會と稱し英國に於ては既に百年以上の歴史

を有し其他歐米各國に於ても何れも數十年前に設立せられ各々全國に亘つて系統的に組織され社會に向つて虐待防止上相當の強制力を有する迄に進み居れる風習に慣れたる歐米人が明治三十九年時の知事周布公平に諮り、内外人有志協力して之を組織したるものにして最初は英國領事館内に事務所を置き監督員をして市内の要所を視察し、各所に動物飲用水槽を設け、動物取扱上大に市民の注意を喚起するに至れり。

大正八年名稱を神奈川縣動物愛護會と改稱し、事務所を神奈川縣廳社會課内に移し、縣市等の援助に依りその面目を一新せり、大正十一年より年々特に夏期には臨時救護班を組織し市中を巡回し主として牛馬の日射病の保護に當りつゝあり、而して本會施設の一つなる既設の水槽は震災により破壊せられその設備甚だ不完全となれるを以て震災復興のため貢獻しつゝある多數牛馬のためこれが特別の保護施設を爲すは極めて緊要なりし折柄偶々秋田縣より本縣への寄贈金の内金五千圓を本會に附與し之に依り取敢ず鐵筋コンクリートの動物飲用水槽十七箇、馬衡器一箇を市内要所に配置して牛馬の飲用水を供給し且つ牛馬の勞役を保護しさらに最近には日覆千八百枚及蹄油二十五罐を購入し、各牛馬所有者に配付せり、尙昭和三年八月より横濱市内三ヶ所に動物救護所を設置勞役牛馬其他の救護につとめ著るしき成績を挙げつゝあり。

一四 農業

耕地 本縣大正十五年に於ける耕地の狀況及其管理の狀況左表の如く、自作小作の比率は田地に於て自作五割一分、小作四割九分、畑地に於て自作五割四分、小作四割六分、田畑を通し自作五割三分、小作四割七分の割合にして殆んど相半するの狀態に在り、近時都市の發展交通の發達に伴ひ、耕地は漸次鐵道、道路、工場、住宅の敷地として使用せられ逐年減少の傾向に在り。

耕地表

年次	田		畑		計	
	自作地	小作地	自作地	小作地	自作地	小作地
大正六年	二,三〇〇,四〇〇	一,二七五,七〇〇	二,四七二,六〇〇	二,七〇一,五〇〇	二,四七二,六〇〇	二,七〇一,五〇〇
同七年	二,一九九,九〇〇	一,二七五,七〇〇	二,四七二,六〇〇	二,七〇一,五〇〇	二,四七二,六〇〇	二,七〇一,五〇〇
同八年	二,五八六,二〇〇	一,二七五,七〇〇	二,四七二,六〇〇	二,七〇一,五〇〇	二,四七二,六〇〇	二,七〇一,五〇〇
同九年	二,八四〇,九〇〇	一,二七五,七〇〇	二,四七二,六〇〇	二,七〇一,五〇〇	二,四七二,六〇〇	二,七〇一,五〇〇
同十年	二,七二八,三〇〇	一,二七五,七〇〇	二,四七二,六〇〇	二,七〇一,五〇〇	二,四七二,六〇〇	二,七〇一,五〇〇
同十一年	二,八五九,九〇〇	一,二七五,七〇〇	二,四七二,六〇〇	二,七〇一,五〇〇	二,四七二,六〇〇	二,七〇一,五〇〇
同十二年	二,八五九,九〇〇	一,二七五,七〇〇	二,四七二,六〇〇	二,七〇一,五〇〇	二,四七二,六〇〇	二,七〇一,五〇〇
同十三年	二,九六三,四〇〇	一,二七五,七〇〇	二,四七二,六〇〇	二,七〇一,五〇〇	二,四七二,六〇〇	二,七〇一,五〇〇
同十四年	二,四〇〇,〇〇〇	一,二七五,七〇〇	二,四七二,六〇〇	二,七〇一,五〇〇	二,四七二,六〇〇	二,七〇一,五〇〇
同十五年	二,八二〇,九〇〇	一,二七五,七〇〇	二,四七二,六〇〇	二,七〇一,五〇〇	二,四七二,六〇〇	二,七〇一,五〇〇

農家戸數 大正十五年に於ける農家は別表の如く、縣下總戸數に對し二割八分餘に當る、最近十ヶ年間に於ける趨勢は一進一退大なる變化を見ずと雖も、都市の發展に従ひ、縣下總戸數の増加するに反し農家の數は停頓の形に在るが故に、其の比率は大正六年の三割六分に對し、大正十五年二割八分に低下せるを見る。

農家戸數表

年次	農業農家		兼業農家		計	
	農業農家	兼業農家	農業農家	兼業農家	計	總戸數
大正六年	五〇,七一三	二七,〇五八	七七,七七一	二一四,五五七		
同七年	五二,二三五	二六,〇八一	七八,三一六	二二二,五一〇		
同八年	五一,六六八	二六,〇七九	七七,七四七	二三八,七二〇		
同九年	五二,四九七	二五,二〇六	七七,七〇三	二三六,八九二		
同十年	五一,二四九	二五,二一〇	七六,四五九	二四一,三九一		
同十一年	五一,一八九	二五,六九八	七六,八八七	二五二,二四一		
同十二年	五一,四〇九	二六,〇〇一	七七,四一〇	一四九,三〇八		
同十三年	五二,二四〇	二五,六六二	七七,九〇二	二三六,五六四		
同十四年	五一,一六六	二六,三一三	七七,四七九	二六九,〇五七		
同十五年	五〇,五七五	二六,五八〇	七七,一五五	二六七,五七二		

農家の農業管理別

農家の農業管理の狀況は大正十五年に於て別表の如く自作農家總農家

戸数の二割八分餘、小作農家同四割七分餘、自作兼小作同四割七分餘にして、此三者の比率は近年著しき變化を見ずと雖も、之を大正六年以降の状況に見るに左表の如く、大體自作者の數漸減し、自作兼小作農に移るもの多きを示しつつあり。

管理別農家戸數表

年次	農家戸數		自作兼小作		自作		大正六年ヲ基準トセル指數
	自作農家戸數	小作農家戸數	農家戸數	自作	小作	自作兼小作	
大正六年	二二,三一九	一九,五八九	三五,八六三	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
同七年	二二,四八一	一九,四九〇	三六,三四五	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	九九〇四	一〇〇〇〇
同八年	二二,五六〇	二〇,〇一六	三五,一七一	一〇一〇〇	一〇二〇〇	一〇二〇〇	九九〇〇
同九年	二二,〇一六	二〇,一四六	三五,五四一	九八〇六	一〇二〇八	一〇二〇八	九九〇一
同十年	二二,三三三	二〇,一〇三	三五,〇二三	九五〇六	一〇二〇六	一〇二〇六	九九〇六
同十一年	二二,六七二	一九,五六七	三五,六四八	九五〇七	一〇三〇〇	一〇三〇〇	九九〇四
同十二年	二二,三六七	二〇,一八〇	三五,八六三	九五〇七	一〇三〇〇	一〇三〇〇	九九〇四
同十三年	二二,五八〇	一九,八八四	三五,四三八	九五〇六	一〇一〇五	一〇一〇五	九九〇八
同十四年	二二,八一六	一九,五五八	三五,一〇五	九五〇七	九九〇八	九九〇八	九九〇六
同十五年	二二,八八七	一八,九〇六	三五,三六二	九五〇〇	九九〇五	九九〇五	一〇〇一三

農業經營狀況

本縣農家に於ける耕作地の廣狹より見たる戸數の割合は、最近十ヶ年間に於て一町歩以下の小農家漸次増加し、一町歩以上の農家戸數は漸減の狀態にあり、之れ等は農村に於ける壯年者の都會移動と、農家戸數に比し、耕地減少の割合多きより來れる自然の趨勢にして、大正十五年

に於ける耕作面積別戸數歩合は一町歩未滿のもの六割四分を占め、一町歩以上二町歩以内二割六分二町歩以上のもの七分七厘餘に過ぎざるの狀況なり。

耕作する耕地の廣狹に依る農家戸數表

年次	耕作する耕地の廣狹に依る農家戸數					合計
	五反未滿	五反以上	一町以上	二町以上	三町以上	
大正六年	二六,七四〇	三三,七九四	二〇,六一九	五,四四四	一,三四四	六三,二〇一
同七年	二五,三三六	三四,四六九	二一,三三〇	五,九一四	一,三四四	六三,三三六
同八年	二五,三七三	三三,八九六	二〇,八四二	五,八八八	一,四〇八	六三,三九〇
同九年	二四,六三三	三四,四六六	二〇,八七三	六,〇〇六	一,四四六	六三,四二四
同十年	二四,四一八	三四,四〇三	二〇,六七七	五,八〇〇	一,二九六	六三,五二四
同十一年	二四,三四八	三四,七九七	二〇,九五六	五,一〇一	一,三三七	六三,五九一
同十二年	二四,九四七	三四,七三三	二〇,四〇一	五,一〇一	一,三三七	六三,五八七
同十三年	二五,一五五	三四,八七七	二〇,〇六一	五,三三一	一,四〇九	六三,七五二
同十四年	二六,一三三	三四,一三三	二〇,二二二	四,七六九	一,〇九〇	六三,七五二
同十五年	二五,七七七	三四,三三三	二〇,三三三	四,七七三	一,一〇一	六三,九一七

農家副業

本縣に於ける農家一戸當平均耕作反別を自るに、九反三畝歩餘にして、横濱市の五反四畝歩、横須賀市の四反三畝歩、三浦郡の五反五畝歩を最低とし、多きも都筑、鎌倉、高座、中四郡の一町一乃至二反歩に出でざるの狀況にして、其他の郡市は七乃至八反歩を普通とし、大體本縣の農家は其耕作反別より觀れば極めて過小農なりと稱せざるを得ず、從て自然養蠶、養畜、園藝其他各種副業は發達

し、最近特に養蠶及園藝業の隆盛を見るに至れり、之を地方別に見るに、内灣に沿接する海岸地方、並鐵道沿線の南部地方は果樹、蔬菜、花卉、香辛類の栽培多く、縣下中部の平坦地方は養蠶、養畜盛にして北部の津久井、愛甲、高座、足柄上、下、諸郡山間地帯は養蠶製絲の外製炭等普及せり。

本縣は如の斯き状態に在るが故に副業の奨励は夙に縣の施設する所に係り著しく、農村に於ける副業熱を誘發し、農産加工、林産副業、水産副業、畜産加工、家庭工業等亦見るべきもの多く、農業經營の状態は漸次複雑と爲るに至れり。

農業資金 一般農業資金は逼迫を告げ、大震災後特に著しきものあり、資金の重なるものは肥料購入、土地改良の爲にするもの最も多く、土地、農具の購入之に亞ぐ、其の借入は産業組合、特種銀行、其他地方銀行を利用するも融通意の如くならず、自然個人貸借を生じ、肥料資金の如きは地方肥料の貸越多き状態に在り。

農業勞力 農村勞力拂底の状況は我邦一般の事實にして、本縣亦此例に漏れず、特に交通の至便と都市に近接し工業の發達せるとは、益々都會に勞働者を吸收するの傾を生じ、歐洲大戰後に於て一層著しきを見る、大震災直後は一時緩和の状態を呈したるも、復興事業の勃興と共に更に拂底と爲り、勞銀の騰貴と相俟ちて益々農業の經營を困難ならしめたり、近時郡市町村農會其他農村團體の斡旋に依り、東北地方より雇入を移入したるは之が爲にして、一面改良農具及畜力の利用亦漸次多からんとす。

農家の共同施設 本縣農家は其の經營面積の過小なると、農業資金、農業勞力亦潤澤ならざるが故に、農家の共同に依つて資金の集中、勞力の調節、作業の合理化を圖るの計畫を必要とす。縣は乃大正八年農事實行組合設置奨励規程を設け、大正十五年之を改正し、農事改良組合として事業範圍を擴張し、益之が設置を奨励し、其數二市十一郡七十七町村に亘り、百二十三組合に達せり、又大震災直後農村に於ける農作物の收穫調製に對する應急施設として、共同作業場、共同倉庫の設置を助成し、其の數倉庫十一郡市、百一ヶ町村に亘り、百五十五棟、共同作業場百六十六ヶ所に達し、農家生産物の共同貯藏、精米、麥、脱穀、糶摺、肥料粉碎等各種農業作業に利用せられ、震災復舊後と雖も依然農家共同施設として引續き利用せられつゝあり。

自作農の創設 小作問題は、大震災後漸く多きを加へたりと雖も、其の實質は主として單に小作料減免に關する經濟的利害の争に止まり、幸に思想の惡化危險と認むべきものなく、從て概ね地方有志者の調停に依りて解決し、正式調停の申立を爲すもの尠し、自作農創設維持は其の資金貸付法制定せらるゝと共に、縣は自作農創設維持資金貸付規程を設け、自作農家の増加を圖り、大正十五年度に於て貸付せる數二十五ヶ町村百三十人、畑、山林二十八町五反、歩宅地二百四十三坪に達せり。

普通農事

米 本縣農産物の首位を占むるは米にして、年に豊兎ありと雖も、年産大約四十五萬石内外を上下

し、産米の總額は現住人口の三分の一の需要を充たすに足らず。水稻に在りては足柄上下兩郡に屬する酒匂川沿岸高座、愛甲、中三郡に屬する相模川沿岸並橋樹郡に屬する多摩川沿岸の諸町村は其の主産地にして、鶴見川、柏尾川、境川、花水川、沿岸の諸村之に亞ぐ、陸稻に於ては高座、鎌倉、愛甲の三郡を主産地とし相當産額を有し、年々其の耕作反別及收穫量を増加しつつあり。

縣は本邦主要穀物増殖奨励の國策に對應し品種の改良、栽培法の改善、穀物検査の實施に依り、收量品質共に逐年向上の傾向を有し、特に武藏、相模等新品種の育成並に在來品種の改良は其の成績見るべきもの尠なからず。

米作將來の趨勢を見るに、大正十五年作付反別左表の如しと雖も、之を十年前に比するに、水田に於て、千九百五十二町七反歩を減じ、陸稻に於て千四百六十二町一反歩を増し、通じて多少の減少を免れざるが如きも、栽培技術の進歩は、其の反當増量に於て多少向上の傾向にあるが故に、其總産額に於ては大なる變化を見ず。

米 表

年次	水			陸		
	作付反別	收穫高	反當收穫	作付反別	收穫高	反當收穫
大正六年	二五、九四一・〇	三七、四八〇	一、四五五	五、七八八・九	四五、四六三	七八五
同 七 年	二五、八〇九・三	三六、一〇四	一、七四三	六、二五三・八	四三、九八一	五八二

同 八 年	二五、八四三・三	四七、六七五	二、〇〇〇	六、三〇六・六	六六、三三六	一、〇五三
同 九 年	二五、九四三・二	四九、四〇八	二、六〇〇	六、九八四・六	八二、一〇一	一、二七四
同 十 年	二五、七四三・五	五九、五七六	一、六七七	七、三九〇・〇	八四、二四〇	八六八
同 十 一 年	二五、四九三・三	四七、四〇六	二、一〇三	七、四七一・三	七〇、五二八	九四四
同 十 二 年	二五、一六四・三	五九、〇五〇	一、六八五	七、三二一・七	六八、三三三	七九六
同 十 三 年	二五、一〇一・三	四三、三六五	一、二七七	七、二四四・四	七五、七七三	九三三
同 十 四 年	二五、〇〇七・七	三五、八三三	一、七六八	七、二四四・三	七三、五七五	一、〇〇六
同 十 五 年	二五、九九六・三	三七、七五九	一、七七七	七、二五三・〇	六四、〇七三	八三三

麥 米に次ぐの主要農産物は麥にして一年の産額大約五十萬石を上下す、就中大麥其の大部分を占め、小麥之に亞ぎ裸麥は多からず本縣に於ける麥作は畑作を主とし田地の裏作として栽培するものは極めて僅少にして、水田總反別の一割内外に過ぎず、又栽培分布の狀況は、高座、中、鎌倉の諸郡産額最も多く、其の他の諸郡亦産せざるなし。

本縣に於ける麥は由來相州麥と稱し、食料、飼料、麥酒、醬油の醸造原料又は製粉用として名聲を有せしと雖も、一時品質調製の不良より其の聲價を失墜するに至れるが、大正九年穀物検査の施行以來漸次之を回復するに至れり。

麥作の將來を按ずるに別表の如く大正十五年に於ける作付反別を十年前に比するに、實に九千百三十五町五反歩の減少を來せり、是耕地の減少、麥價の下落と他作物の栽培増加に由る爲なりと雖も、一面其の收穫量は最近十ヶ年間差したる變化を見ざるのみならず、反當收量の如き新品種の育成、在來

品種の改良栽培法の改善、病蟲害の防除等技術の進歩に依り逐年増加の傾向を有す。

麥 表

年次	大麥		小麥		合計	
	作付反別	收穫高反當收量	作付反別	收穫高反當收量	作付反別	收穫高
大正六年	一七、五九九・七	五、八八二	一七、七〇九	一、〇三三	一、〇三三	六三三・五〇八
同 七 年	一七、八五二・九	五、〇八八	一七、六九三・八	一、〇九三	一、〇九三	六一七・三三六
同 八 年	一八、四八八・五	五、〇八八	一七、四〇六・九	一、一七二	一、一七二	六〇〇・九〇八
同 九 年	一八、七九七・七	五、〇八八	一七、四〇六・九	一、〇三四	一、〇三四	五五五・三八四
同 十 年	一八、三三三・七	五、〇八八	一七、四〇六・九	一、〇九四	一、〇九四	五三九・四七〇
同 十一年	一七、四四八・四	五、〇八八	一七、四〇六・九	一、一〇一	一、一〇一	四九三・八三三
同 十二年	一六、三三三・〇	五、〇八八	一七、四〇六・九	一、一〇一	一、一〇一	四九三・八三三
同 十三年	一五、三三三・〇	五、〇八八	一七、四〇六・九	一、一〇一	一、一〇一	四九三・八三三
同 十四年	一五、〇一七・六	五、〇八八	一七、四〇六・九	一、一〇一	一、一〇一	四九三・八三三
同 十五年	一三、九五七・五	五、〇八八	一七、四〇六・九	一、一〇一	一、一〇一	四九三・八三三

其他の穀類 米麥以外の穀類中主要なるは大豆の二千六百三十四町四反歩産額二萬三千三十九石、小豆の七百二十四町三反歩産額五千四百一十一石、落花生千六百五十六町九反歩産額四百六十萬斤、粟の二千三百二十四町歩産額三萬五千四百一十一石、蕎麥の一千七百五町三反歩産額一萬三千六百五十四石とす、其の最近十ヶ年間に於ける趨勢を見るに、栽培反別漸減し陸稻、蔬菜の栽培又は桑園の開發等之に代りつゝあり。

縣の獎勵施設 縣は普通作物栽培の獎勵として品種の改良に依り收穫量の増加を圖ると共に肥料の經濟的施用、優良農具の利用、農家の共同作業等に依り其の生産費の節減を圖らしむる爲め優良農具の購入補助、農事改良組合の設置獎勵、農家共同作業場の指導、自給肥料の増殖獎勵並之等事項の指導獎勵の任に當るべき市町村及郡市町村農會技術員の設置を補助し、且つ農事試驗場をして品種の改良、育成、施肥標準調査、模範耕作地の設置、採種圃の經營等を爲さしめつゝあり。

園 藝 業

現況 本縣に於ける園藝業は、夙に川崎橘樹の蔬菜及梨、都筑の柿、足柄上、下の蜜柑、中、高座の甘藷、三浦の高圓坊大根、横濱附近の西洋蔬菜等名ありしが、其の大部分は附近小都市に於て消費せらるゝの狀態なりき、然るに明治二十四、五年以降都市の需要増加し、外國品種の輸入等に刺戟され、栽培技術の苦心研究となり、次に日清日露の戰役後都市の膨張、交通機關の發達は著しく消費の増加を示し、加ふるに累年東京市の郊外に於ける蔬菜産地の市街化著しかりしを以て、勢ひ本縣園藝業を促進し、縣立農事試驗場園藝部の指導と相俟て、其の發展目覺しく、民間亦梨長十郎種、桃傳十郎種、外數種の新良種を選出するに至れり。

其の大正十四年に於ける生産狀況を見るに、果實類に於て參百五拾貳萬四千五百貳拾八圓、蔬菜類に於て六百六拾參萬六千參百九拾圓合計壹千六萬九百拾八圓に達し、外に促成、軟化蔬菜並觀賞樹類

の産額四拾餘萬圓を算し、將に米麥作を凌駕せんとするの趨勢を呈す。
栽培分布の状況を見るに、川崎橘樹の梨、桃、莓、蓮根、枝豆、葱頭、菊、馬鈴薯、豌豆、都筑の柿、栗、胡瓜、荀、梅、三浦の蘿蔔、牛蒡、蓮根、馬鈴薯、葱、高座の桃、甘藷、里芋、南瓜、西瓜、胡瓜、中の桃、甘藷、胡瓜、葱、茄、蘿蔔、足柄上の蜜柑、梨、胡瓜、足柄下の蜜柑、葱頭、横濱、久良岐の花弁、西洋蔬菜等著名にして孰れも特産の名聲を博しつゝあり、近時に至りては更に各種の園藝作物特に温床栽培普及し其の建設温室四千五百餘坪、温床二千五百餘坪を算し各産額亦多きを加ふるに至れり。
園藝作物の産地は主として東海道鐵道沿線並沿海地帯に於て特種の發達を示しつゝありと雖も、最近小田原、急行神中、相模、南武鐵道等の開通に依り縣下中央部地方に於ても漸次之が栽培を試みんとするもの多からんとす、今産額拾萬圓以上を有する園藝作物につき既往十ヶ年の變化を示せば左の如し。

果實蔬菜表

種類	大正五年		大正十年	
	作付反別	産額	作付反別	産額
梨	三、三三〇	一、一〇九、一〇〇	三、三三〇	一、一〇九、一〇〇
桃	三、三三〇	八三、五二六	三、三三〇	一、〇九七、三九四
梅	三、三三〇	一、一〇九、一〇〇	三、三三〇	一、一〇九、一〇〇

種類	大正五年		大正十年	
	作付反別	産額	作付反別	産額
柿	四、一四三	一、七三三、三三〇	四、一四三	一、七三三、三三〇
葡萄	三、八〇九	六、六四八	三、八〇九	一、一〇〇
柑	一、五八〇・一	三、六五五、三三七	一、五八〇・一	四、八三二、八六三
計	二、九二六・三	六、三三四、〇〇八	二、九二六・三	七、七三三、七三三
甘藷	八、九六六・一	二、七七八、三三三	七、四九八・七	二、五三三、一四九
馬鈴薯	六、三三〇・四	一、九一七、七五七	九、三七一・五	二、四四六、五五五
里芋	二、三三三・一	六、三三三、五三〇	一、九三三・〇	五、四七五、三九四
蘿蔔	一、四七九・五	九、三三九、四〇〇	一、四四七・四	九、五五八、二二七
燕窩	九、五三三・五	二、七五三、一七	二、一〇・九	五、八六三、七
胡蘿蔔	二、四八五	五、七四三、四四六	二、七・三	七、七七一、二六
蓮根	二、五九三・三	九、二一九、五三三	三、九・三	一、一〇六、八八三
竹筴菜	一、七〇・〇	一、九五三、三二六	二、四・三	二、四、九六六
漬菜	三、九三三・三	一、六七九、五八	二、一、五、六六	二、一、五、六六
葱	四、三三・九	一、四八六、二二八	三、三三・九	二、三、九、〇五
葱頭	二、四九・二	四、六九、五三三	一、七〇・三	五、七〇、三三
胡瓜	二、七八・六	一、二七〇、一九五	三、三九・三	一、九三〇、四四三
南瓜	一、七九・九	六、二二、四三三	二、九八・八	五、七九、九八八
茄	五、七・七	二、一九三、八三六	五、〇・八	二、三三〇、一七五
合計	一、九〇、四〇・六	六三、五四一、九九三	一、八、五二、五・六	六三、五四一、九九三

本縣に於ける園藝業は、販賣上有利の地位を占むるのみならず、氣候、地味亦之に適し、加ふるに農業經

營の現状主殺的單一農法の不利なるものあるが故に自ら其の發達を促し將來益々進歩せんとするの趨勢なり。

縣の施設 園藝方面に於ける縣の改良獎勵施設の主なるものを舉ぐれば、品種の改良、優良品種の普及、栽培技術の改善、販賣方法の改善、病蟲害の防除等専ら品質の向上と生産の増加を目的とするものにして縣農事試験場は特に園藝部(中郡吾妻村二宮)に於て各方面の試験研究を行ふと同時に蔬菜採種圃を縣下數ヶ所に設け優良品種の普及に努め、更に大正十五年度以降専任技術者を設置して出荷組合園藝組合の指導獎勵に當れり。

特用作物

煙草 本縣に於ける特用作物中其の首位を占むるは煙草にして、茶種、藥草之に亞ぐ。煙草の産地は中足柄上、足柄下、三浦高座、愛甲の六郡に跨り殊に中足柄上の二郡は所謂秦野煙草本場地方として夙に良品を産し、肥培の周到、管理の篤實なる他の産地の容易に企て及ぶ所にあらず、三浦の煙草亦特徴を有し古來其の名あり。煙草作は産地に於ける農作物中極めて重要な地位を占め、之が豊凶は農家經濟に及ぼす所甚大なり、大正十四年の作付反別千四百九町歩にして、其の産額七十七萬七千八百九十二貫貳百六拾壹萬壹千參百拾七圓の多きに達し、之を十年前(大正五年)に比較し反別に於て十一町餘産額四萬七千貫餘の増加を示せり、煙草作の指導獎勵に關しては東京地方專賣局秦野出張

所、專賣局秦野試験場専ら之に當り又縣農産係技術者一名指導員の囑託を受け當業者の指導に任じ其の他生産地に於て煙草耕作組合を組織し之が改善を圖り其の組合設立數三十四を算す。

菜種 中郡は其主要産地にして足柄上郡之に亞ぐ、主として煙草裏作として栽培せらる、大正十四年の作付反別七百五十六町二反歩にして其の産額七千三百九十二石拾五萬千六百八拾貳圓に達し重要物産たるを失はずと雖も之を十年前(大正五年)の産額に比すれば作付反別却て減少の傾向なり。

藥草 中郡地方の泪芙蘭、都筑郡地方の續草あり、現在の産額敢て多からずと雖も將來増加の趨勢に在り。

肥料

消費狀況 本縣に於ける肥料の消費量は大正六年に四百四萬圓なりしに、財界好況時たる大正八年に於て殆んど倍加し八百參拾五萬圓の多額に達したるも、其の後財界の不況は次第に影響して昭和元年に於ては六百四拾九萬圓に減少せり。肥料消費額累年比較は左表の如し。

年次	肥料消費額		計	農家一戸當消費額		計	耕地一反步當消費額		計
	販賣肥料	自給肥料		販賣肥料	自給肥料		販賣肥料	自給肥料	
大正六年	一八〇	三三三	五一三	三〇・三〇	三三・〇六	六三・三六	二〇・六	二〇・八	四一・四

年次	輸入額	製造額	計
大正八年	四〇七	三〇七	七一四
同 九年	三〇六	三〇三	六一九
同 十年	四〇六	三〇三	七一〇
同 十一年	三〇三	三〇三	六〇六
同 十二年	三〇三	三〇三	六〇六
同 十三年	三〇三	三〇三	六〇六
同 十四年	三〇三	三〇三	六〇六
昭和元年	三〇三	三〇三	六〇六

供給状況

本縣は關東以北に於ける肥料輸入の要路に當り、其の輸入額少からず。昭和元年に於ける肥料輸入總額は六千百貳拾六萬圓にして、兵庫縣と相俟て本邦肥料輸入上重要なる地位に在り。之を既往に徴するに大正六年には貳千百拾萬圓なりしも、次第に増加し大正九年には六千五百參拾壹萬圓の多額に達せり、大正十年には一時約半減したるも、次第に増加の趨勢に在り。然るに其の本縣營業者の取扱に係るものは昭和二年に於て僅に拾五萬圓にして、之を大正六年の百八拾九萬圓に比すれば八分に、又最盛時たる大正九年の四百四拾八萬圓に比すれば三分に過ぎず。是全く大震災に因り營業を廢止し又は東京、神戸等へ移轉したる者あるに因る。

本縣は工業地として相當有利の地位に在る關係と、肥料製造殊に原料を海外に求めつゝある化學肥料及油粕類の製造は次第に増加の趨勢を辿り、大正六年に於ては四百四拾七萬圓、大正九年には七百四拾貳萬圓の多額に達せり。然るに震災に因り、化學肥料工場廢滅して再興せざるものとあると、其の他財界の影響を蒙りたるに因り、其の製産は著しく不振にして昭和二年に於ては貳百四拾六萬圓に減退せり。

本縣營業者取扱に係る肥料供給額累年比較左の如し。

年次	輸入額	製造額	計
大正六年	一八九	四四七	六三六
同 七年	二六〇	五八二	八四二
同 八年	四〇四	七四二	一、一四六
同 九年	四四八	六九〇	一、一三八
同 十年	五七	四九五	五五二
同 十一年	不詳	—	—
同 十二年	—	—	—
同 十三年	—	—	—
同 十四年	—	—	—
昭和元年	—	—	—
昭和二年	—	—	—

取締改良施設

不正肥料の取締に關しては目下検査官吏二名をして輸入、製造、賣買及倉庫並に運送業者に隨時臨檢せしめ、總ての肥料に付理化學的方法に依り之が正否を判別し、不正粗惡のものは夫々適當に處分しつゝあり。又肥料共同購入、共同配合、施用方法、自給肥料の改良増産等に關する實地指導、監督、講習、講話等に對しては縣並に農事試驗場の當該係員及各級農會技術員之に當り、肥料の利用増進に關する研究並依頼分析等に關しては専ら農事試驗場をして執筆せしめつゝあり。

病害蟲防除

病害蟲發生狀況

病害蟲の發生禍害の程度は年に輕重の差ありと雖も、歳々多少の被害を免れず、特に近年作物種類が増加、品種肥培の進歩は自ら病害蟲の種類を増加し被害漸く甚だしからんとす。縣下重要作物に對する病害蟲の主なるものを擧ぐれば稻に於て二化螟、浮塵子、一文字、セ、リ、

稻熱病、胡麻葉枯病、麥に於て黑穗病、澁病菌類、其他煙草の螟蛉、柑橘のルヒ一蠟蟲、天牛瘡痂病、潰瘍病、樹脂病、象皮病、梨の姬心喰、介殼蟲、木蝨、赤黒星病、桃の心喰蟲、炭疽病、穿孔病、柿の蒂蟲、葡萄の天牛、ウドンコ病、ベト病、蔬菜類の蚜蟲、夜盜蟲、二十八星瓢蟲、瓜守、地蠶蟲、サルハ蟲、並各種腐敗病、ベト病、桑の介殼蟲、姬象鼻蟲、紋羽病、胴枯病等なり、田圃に於ける野鼠の害亦少からず、今病害蟲分布の狀況を見るに足柄上、下地方の柑橘、橘樹、高座、中地方に於ける梨、桃、其他特産作物の栽培に依り限地的に發生するものなきにあらずと雖も大体に於て縣下全般に亘り其の栽培せらるゝ作物の種類に隨從發生し其の被害程度年額參拾萬圓を下らず。

豫防施設 近代科學の進歩は病害蟲の防除に關し研究發見せらるゝもの尠ならず、特に藥劑利用の發達は病害蟲の驅除豫防上著しき進歩を來せり。然れども之が徹底的效果は當業者の智識を啓發し共同防除の自覺に俟つもの尠なからざるが故に縣は之が施設として農事試驗場をして各種病害蟲の防除に關する研究試驗を行はしめ之が防除の方針を示し又野鼠窒扶斯菌の培養配布に依つて野鼠驅除を獎勵し専任技術者を置きて一般指導獎勵事務に當らしむると共に病蟲害驅除豫防委員設置規程を設け縣及農事試驗場の職員、警察署長、郡市農會職員並町村長等に委員を囑託し、驅除豫防の任に當らしむる外、大正五年病蟲害豫防獎勵規則に依り郡市農會に於ける病蟲害共同防除施設に對する獎勵金の交付を行ひ又螟蟲豫察燈の設置並共同防除組合の設立を獎勵し、其成績見るべきもの尠なからず。之が一般取締に關しては明治二十九年法律第十七號害蟲驅除豫防法に基き大

正十五年縣令を以て害蟲豫防法施行規則を改正公布し驅除豫防の徹底を期し又本縣重要物産たる柑橘類の北米及加奈陀輸出の發展を圖る爲め大正十五年輸出柑橘検査取締規則を改正公布し検査監督員一名検査員六名を選任し柑橘果園の検査並選果検査を施行し以て對外信用の向上に努む。

耕地整理と用排幹線改良

耕地整理概況 明治三十五年縣農會に於て縣の委託に依り始めて耕地整理事業獎勵の設備を置きたるが、同三十九年之を縣に移管し、爾來事業の進展に伴ひ指導獎勵の便宜上縣下樞要の位置に技術員の出張所又は駐在事務所を設けたることありしが大正十五年郡役所廢止と共に技術並事務を統一する耕地整理出張所を縣下五ヶ所に設置し指導監督の周到を期して今日に至れり。

明治三十七年耕地整理補助規則、同四十二年耕地整理及土地改良獎勵規則、大正十三年震災復舊耕地整理補助規則、大正十四年開墾地移住獎勵規則、大正十五年耕地整理出張所規程並處務規程を制定し耕地整理補助規則は其の後數回の改正を加へ、明治三十九年より四十一年に至るの間縣下主要耕地三萬三千町歩に對し耕地整理基本調査を施行し大正五、六兩年度に於て相模原四千四百町歩の開田調査をなし之が計畫を樹てたり。

本縣の耕地整理事業は創始以來順調に發達し來れりと雖も偶々關東大震災は斯業の上に大なる刺戟を與へ爾來震災復舊事業の促進に伴ひ一般に事業の振興を見たり。昭和三年八月末に於ける

事業成績左の如し。

組合設立及施行認可面積 一萬九千七百五十四町歩(二百七十四地區)
 同上事業費 千四百貳拾六萬九千參百拾參圓
 工事完了面積 四千六百六十三町歩(八十五地區)
 換地處分面積 四千二百五十三町歩(八十地區)
 事業終了面積 四百二十九町歩(十五地區)

昭和三年度の事業施行豫定は調査設計面積四千十町歩、工事監督施行面積一千六百六十町歩事務指導面積四千六百五十三町歩にして之に對する縣設備費は經常部貳萬九千五百六拾壹圓、臨時部貳萬八千五百九拾九圓、工事費補助金貳拾九萬貳千四拾八圓なり。

震災復舊工事 震災に因る縣下耕地被害面積は一萬一千六百八十五町歩にして之が復舊工事は見込額六百五萬貳千圓に達したるが、其の要旨は耕地整理事業に依り復舊と同時に改良を行はんとするに在り、縣は乃之が指導獎勵に關する臨時設備を置き、別に震災復舊耕地整理補助規則を制定し、國庫交付に依る補助金九拾八萬八千五百七拾圓、縣費支辨に依る補助金七拾壹萬九千圓合計百七拾萬七千五百七拾圓を計上し、工事費に對し平均三割の補助金を交付することとせり。又復舊事業の困難なるものに付ては開墾助成法の適用を受くることとなり、大正十三年度より昭和六年度迄の間に於て助成金六拾貳萬、四百九圓の交付を受くる豫定なり。復舊事業資金として大正十二年度に

於て低利資金六拾萬圓、十三年度に於て復興貯蓄債券に依る資金七拾萬圓、十四年度に於て同債券に依る資金五拾萬圓の供給を政府に仰ぎ、之を各事業者に配當融通し、地方資金と併せて事業の促進を圖れり。昭和三年三月末日迄の震災復舊耕地整理事業成績は竣工面積一萬二百五十五町歩、竣工費五百貳拾四萬七千圓餘、交付補助金百五拾貳萬壹千九百壹圓にして、事業總量の八割餘を達成せり。

耕地整理地區郡市別表 (昭和三年八月末現在)

郡市別	耕地整理施行又ハ組合設立認可		工事完了面積	換地處分		事業終了面積
	地區數	面積		地區數	面積	
足柄上郡	四五	三、四二五	九	四九三	一	三
足柄下郡	五〇	三、三七二	一六	六六四	一	九六
中郡	五六	四、七一一	一六	一、一九六	四	一三七
愛甲郡	二八	一、三〇六	六	三九九	二	三四
高座郡	一七	三、三六一	五	三七四	一	二六
鎌倉郡	九	四、八五	六	四四七	一	二六
三浦郡	八	一、二六	四	五二	一	二六
横須賀市	四	四一	三	三六	一	七
久良岐郡	二	一、三四六	三	五一九	一	一六
横濱市	二	一、三四六	三	五一九	一	一六
津久井郡	七	一、〇三二	二	一一二	一	一六
川崎市	一	一、〇三二	四	一九四	一	一六

都 筑 郡	三	一〇四	三	一〇四	二	一〇
橋 樹 郡	七	三八二	二	二七三	一	一〇
計	二七四	一九七五四	八五	四、六六三	八〇	四二九

耕地協會 耕地の改良擴張に關する事業の普及發達並事業者共同の利便を圖る目的を以て昭和二年五月帝國耕地協會神奈川縣支會の設立を見たるが、爾來頗る順調に發達し、設立後日尙淺き今日豫算年額壹萬六千圓を設け、技術員並事務員十四名を設置し、主として耕地整理工事完了後の委託事務整理に着手せり。其の成績極めて良好にして今後益々事業擴張の機運に向はんとす、本縣現時の事業状態に在りては工事完了後の事務は頗る重大にして事業の成績に關する處大なるを以て本會の發達と努力は事業の將來に貢獻する處至大なるべし。

用排水線の改良 本縣に於ける用排水幹線改良事業は政府が大正十二年度より五百町歩以上の集團せる既耕地の改良事業獎勵方法として用排水改良補助の制度を設けらるゝや改良の急を要する數箇所の土地を選び改良計畫を樹立せんとして測量調査中、遇々大震災に遭遇したるを以て一時調査中止の委に在りしが、政府は震災に因り多大の損害を受けたる用排水路に對し高率の國庫補助の途を拓けるを以て直ちに夫等幹線の復舊を用排水幹線改良事業として施行することゝなれり。之が事業遂行に關する事項は縣農務課農業水利係に於て擔當し、尙工事實施の關係上各事業地に農業水利改良事務所を置き、工事の監督、測量設計の事務を分掌せしむ。又見込地區に對しては農業水

利調査を行ふ爲め各地に技術員を駐在せしめ順次測量調査を行ひつゝあり。現在施行中の地區は相模川左岸に於て二ヶ所、同川右岸中郡玉川沿岸の地一ヶ所、酒匂川右岸の地一ヶ所、小鮎川沿岸の地一ヶ所計五ヶ所にして其の受益面積六千三十町歩其の事業費約貳百四拾萬圓を算す。大正十三年度より工事に着手し小鮎川沿岸及酒匂川右岸の用排水改良事業を除く外何れも工事に進捗せり。

地區名	事業種別	受益面積	事業費	關係町村	工事施行ノ目的
高座郡 小出川 沿岸	排水路改良	一、〇〇〇町歩	四六三、〇〇〇円	高座郡茅ヶ崎町、小出村、寒川村、中郡須馬町	相模川ノ逆水及波浪ヲ受クル排水路メテ不良ノ土地ナリ依テ小出川ヲ改修スルト共ニ逆水及波浪ノ浸入ヲ防禦スルモノトス
高座郡 目久尻川 沿岸	排水路改良	一、〇〇〇町歩	三七五、〇〇〇円	高座郡寒川村、有馬村、御所見村、小出村、綾瀬村、茅ヶ崎町、中郡大野村	目久尻川沿岸耕地ニシテ平時ノ排水不良ナルト共ニ一朝相模川増水セバ直チニ逆水ヲ受テ洪水氾濫ス依テ目久尻川ヲ改修シテ平時ノ排水ヲ完全ナラシムルト共ニ逆水ノ浸入ヲ防ガントス
中郡 玉川 沿岸	水路新設 排水路改良	二、一三〇町歩	六九四、〇五一円	中郡相川村、成瀬村、神田村、大野村、城島村、大田村、豊田村、金田村、伊勢原町、南毛村、厚木町、利根村、妻田村	玉川ノ沿岸耕地ニシテ年々排水ニ苦シムト共ニ用水ノ不足ヲ訴フ依テ用水ヲ新タニ中津川末流ヨリ引水シ排水ハ玉川支流ヲ改修シテ悪水ノ排除ヲ良好ナラシム

足柄上郡 酒匂川 右岸	用水ノ統一 改良ヲナシ 且該水路ヲ 發電ニ併用	一、〇〇〇 五六二、〇〇〇	足柄上郡藤澤村、 酒田村、吉田島村、 川村、松田町、北 足柄村、岡本村、 櫻井村	酒匂川ヨリ取入ル、數ヶ所ノ取入口ハ多 額ノ維持費ヲ要スルヲ以テ之ヲ一ヶ所ニ 統一シ幹線水路ヲ改良スルト共ニ該用水 路ノ途中ニ於ケル落差ヲ發電ニ利用ス
愛甲郡 小淵川 沿岸	排水路改良	九〇〇 二八〇、〇〇〇	愛甲郡厚木町、妻 田村、及川村、林 村、小淵村、南毛 利村、中郡相川村	本川ハ比較的勾配急ニシテ加之迂廻屈曲 シテ排水不良ノタメ沿岸ニ濕害甚ダシク 且一朝強雨來ランカ忽チ氾濫シテ流域ハ 勿論流域外迄モ年々々々被害甚カラザルヲ 以テ此弊ヲ一掃セントス

縣内に於ける水田面積約二萬五千町歩、畑五萬二千町歩中排水不良なるもの凡そ三萬町歩あり、又灌漑水不足或は灌漑組織の不完全なるもの凡そ貳萬町歩にして孰れも水利の改良を急務とす。其の内五百町歩以上を支配する用排水の改良を要する地區は現に工事施行中のもの以外にも相當の箇所を算する見込にして該當地區に付ては順次之れが調査を遂げ、改良計畫を樹立し國庫の補助を得て急を要するものより順次改良工事を施行する方針なり。目下農業水利の調査中に屬するもの左の如し。

地 區 名	事業ノ種類	關係面積	關 係 町 村
高座郡相模川左岸	用排水改良	四、〇〇〇町歩	高座郡新磯村、座間村、海老名村、有馬村、寒川村、小出村、茅ヶ崎町

足柄上、下郡酒匂川左岸	用排水改良	一、〇〇〇	足柄上郡松田町、金田村、曾我村、足柄下郡上府中村、下府中村、豊川村、國府津町、酒匂村、田島村、下曾我村
橋樹郡多摩川右岸	用排水改良	三、〇〇〇	橋樹郡中原町、日吉村、高津町、橋村、宮前村、横濱市、川崎市
高座郡引地川沿岸	排水改良	七五〇	高座郡藤澤町、六會村、澁谷村、綾瀬村、大和村

勸農の機關と其施設

農事試験場 本縣農事試験場は明治二十九年四月横濱市岡野町に設置し一般農事の改良に關する試験研究を行ひたるに始まる、明治三十五年十月には試験地を橋樹郡保土ヶ谷町字帷子に分設經營し、本場には畜産部、化學部、病理昆蟲部を特設したり、其の後横濱市の發展に伴ひ本場を保土ヶ谷試験地内に新築移轉せり、時に明治四十一年二月なり。然るに保土ヶ谷の地形風土は果樹の栽培並養蠶の試験に適せざるものあるが故に同年四月國藝部を中郡吾妻村二宮に、翌四十二年四月蠶業部を高座郡藤澤町に分設し、同四十三年七月には全國に卒先して新種育成部を本場内に増設し、輸出重要花卉並米麥品種改良事業を創始し、茲に始めて縣下主要農業改良増殖に關する研究機關の完成を見るに至れり。保土ヶ谷移轉以來十年にして本縣の農業經營は頗る複雑を加へ、之が試験研究の施

設繁多なるに至れると共に、場の附近亦著しき發展を來し、到底斯種施設の擴張を許さざるものあるに至れるを以て遂に地を鎌倉郡玉繩村に相し、大正十三年五月本場の全部を此處に移轉せり。之より先本縣農業の發展推移に伴ひ、養蠶畜産事業の獨立研究を促すこと念なるを以て大正二年四月蠶業部を獨立して縣立原蠶種製造所と爲し、大正十年四月畜産部を獨立して縣立種畜場と爲し保土ヶ谷町に設立し以て現在に及べり。

本場には種藝、品種改良、病理昆蟲、化學の四部を設けて各其の研究を分掌し、園藝一般に關する試験研究事項は二宮園藝部をして分擔せしめつゝあり。本場に於ては土地七町三反五畝八合七勺、内水田二町五反八畝二十五步、畑一町九反一畝二十步、敷地一町六反四畝八步、道路、畦畔、水路一町二反一畝二步八合七勺、園藝部は土地六町六反二畝二十四步、内畑六町三反九畝十八步、敷地二反三畝六步を有し、一ヶ年の經費本場五萬七千八百拾圓五拾錢、園藝部貳萬參千五百拾八圓五拾錢、合計八萬壹千參百六拾九圓なり。其の施行事業の主なるものを擧ぐれば、作物の栽培法、形態、生理及育種に關する研究、作物の收穫並貯藏に關する研究、農具及耕地の改良に關する研究、土壤及肥料に關する研究、農産製造に關する事項、有害、有益動植物に關する研究、土壤、肥料農産物其他農業に關する物品の分析鑑定に關する事項、作物種苗の配布、其他講習、講話質問應答、農業技術員並甲乙種農事見習生の養成、試験、調査の成績報告、臨時印刷物の刊行配布等にして本縣農事の啓發に貢獻する所甚大なり。

穀物検査所

本縣産米麥は古來其の質必らずしも劣悪ならずと雖も、貢米制度の廢止以來依米

麥の統一せる取締を缺き、自然調製、依裝粗惡に流れ、容量亦區々に亘り遂に市場の名聲を失墜するに至れり。即明治四十三年以後産米麥改良を唱導するもの多きを加へ、中郡の如きは明治四十四年卒先して米麥依裝改良組合を組織し、依裝検査を勵行し、降て大正八年以來品質検査を併せ行ふに至り、都筑郡新田村農會亦大正七年以來村内産米の希望検査を施行したるに孰れも相當に効果を收めたるを以て縣下の産米麥改良に對する氣運漸く勃興し、統一せる検査機關の必要を認めらるゝに至り、縣は大正六年告諭を發して、米麥改良依裝の標準を示して當業者の自覺を促し、一面検査制度の調査研究を遂げ、大正九年九月縣令を以て穀物検査規則を發布し之が施設を爲すに至れり。

検査本所は之を縣廳内に置き又各郡市十一ヶ所に之が出張所を設け、検査監督員及穀物検査員を配屬し、検査事務に當らしむるの外縣下主要町村七十七ヶ所に派出所を設け、穀物検査員百六十八名、囑託穀物検査員七十五名を設置し、検査實務に従事せしめつゝあり。其の事業の主なるものを擧ぐれば検査標準米麥の査定並配布、検査の執行並取締、依裝の豫備検査、小作補償米麥の給與獎勵、乾燥調製の獎勵、米麥鑑定の練習、其他米麥に關する調査研究を行ふの外、検査の助成並獎勵の必要上設置せられたる検査事務所研究會、穀物受檢組合、大日本米穀會神奈川縣支部の事業を援助し本縣米麥検査事業の圓滑なる發達を期しつゝあり。

農事改良組合 農家共同力の利用に依り各種改良事項の實行を期し其の經濟的地位の向上を圖るを目的とし、大正八年五月縣令を以て農事實行組合設置獎勵規則を公布して組合の設立を勸奨

したるが爾來縣下各郡市を通じ二百有餘の組合數を見るに至れり。然るに其の後農村事情の推移は内容充實せる優良模範組合の出現を希望すること切なるを認め、大正十五年五月規程を改正して農事改良組合獎勵規則を公布し、組合名稱の變更と共に必行事項を指定し特に獎勵金を交付して内容の改善を圖り實質的の發達を促したり、現在の指定組合は二市十一郡七十七ヶ町村に亘り百二十三組合、組合員數五千四百五十五名に達し其の成績見るべきもの尠なからず、共通指定事業中主なるものを擧ぐれば、共同短冊苗代共同採種圃の設置、各種病害蟲の共同防除、優良農具の共同使用、肥料の共同配合、農用品の共同購入並農産物の共同販賣模範試作地の設置、耕地の交換分合、共同耕作、共同貯金等にして其の他講習講話、視察、圖書の回覽等智徳啓發の施設を兼ぬ。

系統農會 縣農會は明治二十八年十一月、久良岐、橋樹、川崎市を含む三浦、横須賀市を含む都筑、鎌倉、高座、大住、洵、綾後の中郡、足柄上、足柄下、愛甲、津久井の十一郡農會員並横濱市有力者を會員として任意に神奈川縣農會を組織したるに始まる、明治三十三年農會令の發布と共に會則を變更し、法定系統農會の組織を完成せり、現在の加入農會三市十郡農會にして本年他の産業團體と共に會館を特設したるは、産業自治團體としての躍進期に入るの前驅として各團體の自負する所なり、縣農會は縣と相俟ちて各種の調査研究、農業經營改善の指導、郡市農會施設事業の助成、農業生産物販賣の斡旋、農用品及農家必需品の共同購入、仲介、農事講習、同講演會の開催、印刷物の刊行配布、各種産業團體の連絡協調、犁耕の獎勵、農家共同經營の助成、郡市町村農會技術員の設置獎勵等の事に當り、縣下農民の福利増進

を圖ると共に大正八年以來一道十五縣農會(北海道、神奈川、千葉、茨城、栃木、埼玉、群馬、新潟、福島、宮城、岩手、山形、秋田、青森、富山、山梨)の委嘱に依り横濱販賣斡旋所を經營し之等聯合諸縣物産の販賣斡旋並横濱市況の通報を司りつゝあり、最近に於ける經費の總額、昭和二年度本會經費五萬壹千參百八拾五圓、斡旋所經費壹萬貳千四百參拾六圓に達せり。

農會令の發布と共に系統農會を形成し郡に於ける産業行政と相策應して農業の振興に貢獻する所、多きは縣下の郡農會なり。大正十一年郡制の廢止、同十五年郡役所の廢止に依り益々其の責務の重きを加へたり、其の事業の重なるものは各種農事上の調査、講習、講話、仲介、斡旋、各種品評會の開催、肥料の改良、改良農具の獎勵、町村農業技術員の設置獎勵並指導、種苗の配布、町村農業團體の助成、病害蟲の驅除豫防獎勵等にして其の施設効果の見るべきもの尠なからず、現在に於ける設置數十にして二ヶ年の經費總額貳拾餘萬圓に達せり。

農會令の施行と共に系統農會を形成し市町村に於ける農業者の全部を會員とし農業の進展農家の福利増進に貢獻する所多きは市町村農會なり。其の事業の主なるものは各種の仲介、斡旋、品評會の開催、園藝、畜産、養蠶其の他副業の獎勵、肥料の配合、農産物の増殖獎勵、病害蟲の驅除豫防獎勵、種苗の配布等とす、現在設置數三市百五十四町村農會を算し、最近(昭和二年度)經費の總額參拾壹萬八千餘圓に達せり。

同業組合 本縣重要物産たる柑橘の生産を改善し販賣上の弊風を矯正し以て當業者の利益増

進を圖る爲め相州蜜柑同業組合の設立あり。大正二年五月二十二日の創立に係り、事務所を小田原町(元足柄下郡役所に置き、柑橋栽培の指導、検査の施行を爲しつゝあり、組合の區域足柄下、足柄上、中、の三郡に跨り最近の組合員數栽培業者二千八百三十一名、賣買業者二十五名、栽培兼賣買業者百五十二名、合計三千八名に達す、事業の主なるものは柑橋種類の改良、栽培の改善、病蟲害の共同防除、採果選果、藏果の指導、荷造並取引の改善、生産販賣に關する各種の調査研究、販賣の斡旋、其の他講習實演、品評會の開催等に依る當業者の誘掖とす、昭和二年度の經費總額壹萬七百五拾參圓にして内事業費七千參百參拾五圓を計上せり。

一五 蠶 絲 業

發達の概況 本縣蠶絲業の起原は温ぬるに由なしと雖、紀元千三百七十四年和銅六年相模、常陸、上野、下野、武藏の五ヶ國に命じ其布を貢進せるを改めて翌七年より純を調せりと謂ふ記録あるによりて其の千數百年の沿革を有するを推知すべし。此間時に盛衰あるを免がれざりしと雖も、横濱開港以來本邦の蠶絲業俄に勃興するに伴ひ、本縣蠶絲業亦一大光明を望むに至れり。

横濱開港に先つこと四年、伊佛の蠶業に微粒子病猖獗を極むるあり、盛に無毒の蠶種を本邦に求めたることありしを以て、縣下各地に競ふて桑を植ゑ蠶兒を飼育し蠶種の製造に従へり。文久三年橋樹郡關山五郎右衛門に「養蠶實驗録」の著ありしが如き、偶々當年に於ける斯業の盛なりしを想見するに

足る。然るに蠶種の輸出盛なるに及び粗製濫造の弊に陥り養蠶は次第に不作を増すに至りしかば、時の縣令陸奥宗光深く之を憂ひ、其原因蠶種に在りと爲し關山五郎右衛門、大島正博を擧げて蠶種總代人とし蠶種商中より蠶種鑑定人を選び、良蠶種の鑑別をなさしめ、高座郡栗原村の豪農大矢彌市をして之を購入して各村に配布せしめたり。然るに此の方法亦失敗に終り、蠶種の粗製濫造は獨り内地の養蠶を不作に陥らしめたるのみならず、本邦蠶種の聲價を失墜し、加之歐洲には、袋取法の發明に依り無毒蠶種を得るの途講ぜられたるに拘らず本邦産の蠶種には却て病毒増加せる傾向を見、蠶種の輸出は急激に減じ明治八年には横濱埠頭に於て四十餘萬枚を燒棄するの慘狀を呈せり。然るに當業者の發奮に依り遂に面目を一新して産額は漸次増加し明治十五、六年に至りては各郡に於て盛に福島、群馬、長野地方より養蠶教師を聘し温暖育若は折衷育を行ひ其の結果見るべきものあるに至れり。

斯くて、縣下北部に於ては明治十九年には高座郡大澤村に座繰製絲の改善と共同販賣とを目的とせる漸進社起り、次で同二十六年同郡相原村に益進社の創立を見るに至り、同社は同四十一年漸進合資會社に合併す、大に縣下座繰製絲の發達に貢獻せり。漸進社は、大正四年産業組合と爲り、續て共同器械製絲場を設置せり。南部に於ては明治十八年長野縣より初めて足踏製絲器械傳はり、従來の座繰器械を漸次壓倒し之が使用逐日増加を見、器械製絲は明治二十二年鎌倉郡中和田村の人故持田角左衛門に依りて創設せらるゝあり爾後續々之が設立を見るに至れり。

蠶の施設

縣は明治二十年以來蠶種検査を行ひて蠶病の蔓延を防ぎ、同三十九年以來技術者を設置して育蠶製絲の改良を講ぜしめたり。又蠶絲業に對し縣より補助金を交付せるは明治四十年以來の事にして同年先づ桑園改良増殖獎勵規則を設けて桑園の改良増殖に務め、翌四十一年よりは共同乾繭所の設置を奨励し、四十三年よりは縣農會に補助して養蠶組合の設置獎勵に當らしめ、大正五年より縣直營に移す、四十二年には前掲の如く縣立農事試驗場に蠶業部を設置し、栽桑育蠶の試験研究並原蠶種の配布に着手し、四十三年平塚町に縣立桑苗養成所を設け、桑苗の無償配布を行ひ、四十五年には現蠶業調査會の前身地方種繭審査會を設置し、又翌大正二年より郡蠶業技術員の設置を奨励して之に補助金を交付し、又同年製絲改良補助規則を公布して之が獎勵を開始せり。

現況

關東大震災は桑園の被害二百九十三町歩、全燒、流失、埋没、全潰及半潰の養蠶家一萬四千二百一十一戸に達し、蠶種製造家及製絲家の被害亦頗る甚大なりしも、當業者の努力良く其の効を奏し今は全く復興するを得たり。

今蠶絲業關係の發達狀況を示す爲め既往よりの統計を掲ぐれば左の如し。

年別	桑園段別	養蠶戸數	蠶價掃立枚數	收繭額	桑繭生産本數	蠶種製造額	生絲製造額
大正元年	11,050,505	3,467	3,833,835	79,420	(缺)	5,294,576	46,500
同五年	9,580,606	3,855	5,071,239	1,191,899	773,635	7,639,676	66,533
同八年	10,637,500	3,033	4,536,333	1,511,430	4,933,624	10,147,600	83,543
同九年	10,499,900	3,955	4,197,933	1,279,415	3,621,739	10,166,666	83,440

年別	桑園段別	養蠶戸數	蠶價掃立枚數	收繭額	桑繭生産本數	蠶種製造額	生絲製造額
同十年	14,960,808	3,459	3,939,868	1,270,935	1,833,098	10,446,900	77,033
同十一年	14,940,606	3,233	3,911,233	1,333,983	884,426	10,323,596	77,633
同十二年	14,606,500	3,235	3,107,270	1,364,903	1,133,377	10,658,866	66,477
同十三年	14,699,300	3,775	3,225,550	1,482,740	1,549,379	10,748,836	77,448
同十四年	14,400,900	3,699	3,182,211	1,597,740	2,535,350	9,642,933	77,600
同十五年	13,555,900	3,740	3,333,399	1,533,037	3,840,800	9,620,933	77,300
昭和二年	12,826,500	3,038	3,536,600	1,779,733	4,519,400	11,435,733	113,900

養蠶

本縣に於ける養蠶は昭和二年に於て掃立枚數春蠶十五萬一千九百三十五枚、夏秋蠶十八萬三千六百八十五枚、其收繭額春蠶九十六萬二千三百三十貫、夏秋蠶七十六萬七千三百九十三貫にして全國中第十八位に在り。内春蠶に在りては殆んど全部縣獎勵品種たる青熟諸桂に統一せられたるを特色とし、從て其の生産繭の品質全國に冠たり。最近春蠶期に於ける飼育法別を見るに、全芽育三四%、剝桑育二四%、條桑育二二%、全芽育六%、剝芽育一四%にして、近時諸物價及勞銀の騰貴は勢ひ繭の生産費を嵩むるを以て、當業者は生産費の節減を圖らざるべからざるに依り、條桑育は將來益々増加すべし、從て保温材料の如きも木炭より安價なる埋薪又は煉炭を使用するもの漸次増加しつゝあり。

夏秋蠶の飼育は春蠶に比し生産費低廉にして一面勞力の分配を調節し得ると、最近蠶種製造方法著しく進歩したるとに依り普及發達し、春蠶を廢し秋蠶のみを飼育する養蠶家の増加せるは注目すべし。

き現象なり。其の掃立蠶品種は、春蠶の如く殆んど縣の獎勵品種(後出)に統一せらるゝの趨勢に在り、内初秋蠶は作柄安定せるも解舒不良の弊あり、反之晩秋蠶は解舒良好なるも作柄安定せざるの非難あるを以て目下之が改良に努めつゝあり。

縣下養蠶の分布状態を観るに高座、愛甲、津久井の三郡最盛にして就中高座郡は縣下總産額の三分の一を占む。高座郡に亞ぐは愛甲、津久井、中都筑、鎌倉、足柄上、足柄下、橋樹各郡なり。縣下に始めて養蠶組合の設置を見たるは明治四十三年にして同年春期縣農會の獎勵に基き稚蠶共同飼育の目的を以て七箇の小組合を創設せられたるに、其の成績極めて優良なりしに依り逐次組合數の増加を來たし、大正五年縣に於て之が獎勵を爲すに及び年と共に増加し現在六百十組合に達せり。其組合員數一萬五千五百三名にして養蠶戸數の五一・五%を占む。

縣は養蠶の改良に關し獎勵の中心を専ら養蠶組合に置き、設置獎勵規則に基き郡市農會をして極力之を奨励發達せしめ其の共同的經營に依りて飼育技術改良と利益の増收を圖らしむると共に、郡市養蠶組合聯合會を以て組織せる縣養蠶組合聯合會の事業を助成し團結心の養成と養蠶組合の健全なる發達に努めしめつゝあり。

大震災の被害甚大なりしに拘らず之が善後應急施設として國庫より全額の補助を受け農蠶業災害應急補助規則を公布し、災害甚だしき九郡七十三箇所に貳拾壹萬五千貳百五拾圓を交付して災後養蠶を行ふ設備なき養蠶組合に稚蠶共同飼育所を設置せしめ遺憾なく所定の養蠶を行はしめ得たる

は復興に資したるもの少なからざるべし。

桑園 昭和二年六月現在の縣下桑園總反別は一萬三千四百五十五町九反にして内普通桑園九千八百六十三町八反見積桑園三千四百一十一町七反なり。之を仕立法別に觀る時は根刈六千七百八十町二反、中刈六千八百一十一町六反、高刈四千二十九町一反、立通六十五町なり。其の多く栽植せらるゝ桑の品種は十文字、改良早生十文字、春日、市平、御庄土、甘樂、十左衛門、御所撰、魯桑、甲撰、改良鼠返等なり。桑園反別は近き將來に於て大なる増減なかるべく、栽培品種は十文字、御庄土、十左衛門等の晩生種減じ市平、改良早生十文字、春日、甘樂、改良鼠返等の早中生種漸次増加の傾向に在り。

桑苗の生産額は最近一箇年(自昭和二年六月至昭和三年五月)に於て實生苗百四十七萬九千三百八十本、木苗三百三萬九千七百六十本を生産し所要額に比し幾分不足を示しつゝあるも近時其の生産著しく増加の趨勢に在るを以て近く自給自足の域に達すべし。

縣は桑園改良の根本方針を樹立する爲め大正九年度に於て之が基本調査を施行して之に基き大正十一年度より五箇年計畫を以て第一期桑園改良獎勵事業を實施せり。爲に基本調査當時段當收繭量八貫五百三十七匁なりしもの大正十五年には十貫七百三十二匁に増加し成績見るべきものあるに依り一層桑園能率を増進する爲め昭和二年度より五箇年計畫を以て第二期の桑園改良獎勵事業に着手せり。其の目標とする所は桑園段別の増加を圖るよりは専ら現存桑園の改善改設に努め段當收繭量を十二貫六百匁迄増進せしむるに在り。左の施設は即之が實行手段たり。

一 蠶桑指導員の設置 蠶業関係の郡及蠶桑改良の施設をなす市町村に蠶桑指導員を設置し桑園改良要項を指示し之が改良の指導獎勵に當らしむ。昭和二年度の員數郡指導員八名町村指導員四百九十五名

二 桑園改良獎勵金の交付 市町村又は郡市町村農會等に於て蠶桑多收穫品評會、桑園品評會及桑苗圃品評會の開催、改植補植用桑苗の育成獎勵、桑園間作綠肥の栽培獎勵、桑園基本調査、共同除害其他桑園改良上適切なる事業を行ふ場合に獎勵金を交付するものとす。

三 團體及蠶桑指導員の表彰 期末に於て改良の實績顯著と認むる町村並町村農會及蠶桑指導員を表彰せんとす。

尙右の外桑苗同業組合に補助金を交付し、桑苗検査に従事する技術員を常置せしめ以て生産桑苗の品質の向上を期せしめつゝあり。

蠶種 本縣の蠶種製造業は横濱開港當時蠶種の輸出盛なりし頃には稍繁榮せしも爾來輸出の杜絶と共に全く衰頹したり。明治三十年代に於ける縣下の蠶種製造額は僅に掃立總額の一割乃至一割五分に過ぎざりしを見ても斯業衰微の状を知るに足る。然れ共斯業界の大勢は次第に變化し當業者の自覺は縣の施設と相俟て着々事功を奏し病毒率は逐年低減し、養蠶組合の發達に伴ふ掃立蠶品種の統一並蠶種共同購入の普及は本縣産蠶種の需要を激増せしめ獨り縣内の需要を充たすのみならず製造額の一六・七%は東京、埼玉、群馬、静岡、千葉等の府縣にも移出せらるゝに至れり。乍併

他府縣よりの移入は遺憾乍ら未だ防遏するに至らず、縣下蠶種製造地は主として蛆害の虞少き相模川沿岸中流以北及相模灘沿岸地方にして製造者並製造額の最も多きは高座郡海老名村及同郡座間村なり。現に蠶種製造者百一名、其の製造額原蠶種十六萬九千七百六十四蛾、普通蠶種一千二百二十八萬二千九百九十八蛾、合計一千二百四十五萬二千七百六十二蛾なり。蠶種検査の成績は原蠶種検査合格歩合九九・九五%、普通蠶種検査合格歩合九八・五%なり。昭和二年。蠶の品種は大正七年以來全國に率先して獎勵品種を定め官民相呼應して之が普及徹底に努めたる結果、春蠶種に在りては青熟諸桂を以て統一せられ、總製造額の九三%を占む。夏秋蠶種も亦縣獎勵の三品種、總製造額の七三%を占め、相模×國蠶支一〇一號、四八%、國富×國蠶支一〇一號、一五%、國蠶日一〇七號×國蠶支一〇一號一〇%なり。近時人工孵化法大に研究せられ、大正十一年には黒種七五%を占め、人工孵化種は僅に一七%に過ぎざりしも、昭和二年には黒種三〇%に減じ、人工孵化種は七〇%に増加し、内春期製造のもの六三%なるも此種の需要は激増せんとし、蠶種製造の經營上一大改革を來すに至れり。蠶種の改良に就ては蠶業試験場をして優良なる原蠶種の製造配布を行ふの外、蠶種同業組合をして技術員を常置し指導に當らしめ、之に補助金を交付し優良蠶種の製造を圖らしむ。又蠶業取締所をして蠶種製造者の取締を爲すと同時に之を善導せしめつゝあり。

製絲 本縣の製絲業は小規模經營のもの多く、逐年工場數を減少して、大正十二年に於ては營業製絲工場二十一、其釜數二千三百七十三、産業組合製絲工場十三、其釜數六百五十八、計三十四工場、二

千九百八十一釜となり、縣内産繭消費機關として重きを爲しつゝありしが大震災に依り縣下南部地方に散在せる營業製絲工場は悉く災害を蒙り全焼一、全潰九半潰十一工場を出し事業休止の止むなきに至れり。此等被害工場の設備及生絲(産業組合製絲聯合會)漸進社製産のものを含む繭の焼失損傷に因る損失額は貳百貳拾四萬九千餘圓に達し、大正十三年二月に至り事業を開始するに至れる營業製絲は十七工場にして四工場は遂に廢業の止むなきに至れりと雖も漸次施設の完成に努め大正十四年六月迄には一千九百六十五釜を復舊し産業組合製絲の釜數を併せ二千六百二十三釜となるに至れり。然るに震災後連年引續きたる不況の爲め一旦復舊せるものと雖も廢業するものあるに至り現時十五工場一千五百九十七釜となるに至れり。産業組合製絲は近年更に三工場増設せられ現時十六工場八百七十釜に達し更に各地に増設せらるゝの機運に向ひつゝあり。此等製絲業者に依り生産せらるゝ器械製絲の昭和二年産額は七萬一千六百七十四貫にして何れも最優等格以上のものを生産し總て輸出向として販賣せらる。座繰製絲は今尙縣下北部地方に於ける養蠶家個々に於て行はれ昭和二年に於ける製造戸數は六千一百六十六戸其の生絲製造額三萬六千八百四十八貫にして總て國用向として近時縣機業地に需要せらるゝも品質粗悪にして販賣上有利ならざるが爲め年々製造戸數を減少しつゝあり。

製絲の改良に關しては製絲業改良補助規則に基き器械製絲業者にして技術者を六ヶ月以上傭聘し製絲の改良を圖り又は工女の養成を爲す者及生絲の共同荷造を爲す者にして技術者を六ヶ月以上傭聘し生絲整理の改良を圖るものに對し毎年度豫算の範圍内に於て技術者設置費の二分の一以内の補助金を交付し製絲の改良獎勵に努めつゝあり。又一面に於て製絲同業組合に對し毎年補助金を交付して勤続職工の表彰、練絲工女競技會、講習講話會を開催せしめ優良職工の勤續製絲技術の改善に資せしむ。

蠶絲業關係の機關

蠶業調査會 明治四十三年蠶種製造者及斯業に關係ある有志は縣下蠶種の改善並統一を目的とし蠶種統一調査會を組織せるが是現本縣蠶業調査會の萌芽なり。其後明治四十五年法令に基き地方種繭審査會設置せられ、大正七年廢止せらるゝと共に新に縣令を以て蠶業調査會規則を公布し官公吏及蠶絲業に關する學識經驗ある者の中より委員を任命又は囑託し蠶絲業に關する知事の諮問機關を設置し、爾來縣蠶絲業に關する重要事項は本機關に依り審議の上決定せられつゝあり。

蠶業試驗場 本縣蠶業試驗場は高座郡海老名村に在り、其敷地は五千四百六十四坪桑園四町二反六畝二十九步一ヶ年の經常費五萬六千五百七拾參圓なり、本場の前身は前記の如く農事試驗場の蠶業部にして大正二年三月縣立原蠶種製造所と爲り蠶業試驗と原蠶種の製造配布の事業を兼ねたるものなるも大正十一年十一月從來の道府縣原蠶種製造所規程廢止せられ蠶業試驗場規程の公布を見るに及び蠶業試驗場と改稱したり。然るに藤澤町舊蠶業試驗場附近は其後住宅地と化し、試験

場として不適當なるを以て震災善後の一措置として大正十四年高座郡海老名村に支場を建設し翌十五年四月一日より事業を開始せるが支場の設備完成せるを以て昭和二年九月三十日限り藤澤町の本場を廢し支場を蠶業試験場と改稱せり。本場の業務は主として原蠶種の製造配布及養蠶栽桑に關する試験調査にして其の他蠶業講習規程に基き講習生の養成桑樹穂木の配布講話及實地指導を行ひつゝあり。

蠶業取締所 大正四年以來本縣蠶業取締所の本所を愛甲郡厚木町に支所を中郡吾妻村及津久井郡中野町に設置す。其の敷地は本所六百六十六坪、二宮支所六百四十坪、中野支所四百四十四坪にして一ヶ年の經常費參萬八千九百七拾壹圓なり。蠶業取締所の前身は明治十九年農商務省令蠶種検査規則に基き二十年九月南多摩郡役所(當時本縣所管内)に蠶種検査所を設置し蠶種の微粒子病毒検査を開始せるに濫觴す。降て明治二十六年三多摩郡の東京府管下に移るに及び該検査を縣廳内に移せり。次で明治三十八年蠶病豫防法の發布せらるゝや蠶病豫防事務所と改稱せり。然るに製造額の激増に伴ひ設備狹隘を告げ明治四十二年厚木町に蠶病豫防事務所を建設し同年九月事務一切を同所に移し明治四十四年蠶種製法法の發布に伴ひ之を蠶業取締所と改稱し縣下全般に同法の執行を司るに至る。蠶業取締所の業務は蠶種製造者の免許、原蠶種及普通蠶種製造者の取締、其の他一般蠶絲業者の取締、病毒豫知検査及女子蠶業講習規程に基き女子蠶種検査吏員の養成を行ひつゝあり。

製絲同業組合 神奈川縣製絲同業組合は明治四十三年の設立にして縣一圓を區域とし專業器械製絲業者を以て組合員とし事務所を藤澤町に置く。昭和二年度の豫算額は參千四百六拾四圓にして主なる事業は製絲従業員勤績表彰、練絲競技會及講習講話會等とす。

蠶種同業組合 神奈川縣蠶種同業組合は明治三十六年の創立に係り縣一圓を區域として蠶種製造業者を以て組合員とし事務所を厚木町に置く。昭和二年度の豫算額は七千六百九拾壹圓にして主なる事業は技術員の設置、講習講話並研究會、販路擴張、品評會、功績表彰、視察共同購入蠶兒鑑別手の斡旋並組合報の發刊等とす。

桑苗同業組合 神奈川縣桑苗同業組合は大正九年の創立に屬し區域を縣一圓として桑苗生産業者及賣買業者を組合員とし事務所を厚木町に置く。昭和二年度の豫算額は壹千九百拾貳圓にして事業の主なるものは桑苗検査、技術員の設置、講習講話、販路擴張及視察等なり。

養蠶組合聯合會 神奈川縣養蠶組合聯合會は大正十年の創立にして郡市養蠶組合聯合會を以て組織し事務所を縣廳内に置く。昭和三年度の豫算額は六千九拾九圓にして主なる事業は品評會、生繭取引狀況通信、養蠶教師の表彰、會報の發行及粉炭共同購入仲介等なり。

蠶絲會 大日本蠶絲會神奈川支會は大正二年の創立に係り縣下在住の大日本蠶絲會員を以て組織し事務所を縣廳内に置く。昭和二年度の豫算額は四千壹百圓にして事業の主なるものは機關雜誌の發行、養蠶組合並蠶絲業關係功績者の表彰及講習會等とす。

一六畜産業

概況 中古武相の地には既に牛馬の牧場あり、醍醐天皇の御宇に武藏に勅旨牧を置き御牧の外に國貢として毎年武藏よりは十四頭、相模よりは四頭の馬を課せらる鎌倉時代には牛乳を献納し、又軍用の爲め盛に馬の生産飼養を勤めたる事實あり。

明治維新後は歐米人の我横濱に居を定むるもの多く又政府は歐米の文物を輸入して産業の發達を促し殊に牛馬羊豚及家禽の良種を入れて之が改良増殖を勤め内外人の生活物資を畜産に需むること多きを加へたるを以て縣の畜産業も漸く組織的に經營せらるゝに至れり。

現時横濱市、中郡、愛甲郡、津久井郡、足柄上郡の乳牛、足柄上郡、足柄下郡の農用馬、中郡、高座郡の豚は其質と數に於て名あるも牛疫、豚疫及市價の變動等に依り一進一退常なかりしが、日露戦争後漸次安定し世界大戦後著しく其の發達を見たりと雖も大震災に遭て市郡共に甚大の打撃を蒙り未だ全く復舊に至らず、其の現況左の如し。

種類	現在數		生産數	
	現	在	生	産
牛	一四、七九四	一、六三六	山	五五九
馬	八、一〇三	三五	鷄	四一〇、五二七
豚	三四、五六一	二二、九六九	鴨	三、一二九
羊	五五	五		二〇九、三九二
				二、九七四

畜産加工業は所謂鎌倉ハムを其の大宗とし、ソーセイジ乳製品其他脂油、毛皮骨、蹄、臟器、薬、「ラード」人造バター、ベーコン及罐詰等あり。

一般農業より見たる畜産の地位並將來の趨勢は家畜の内、乳牛、鞍馬及家禽は市街地に於て專業又は副業として飼養するもの相等多數に上り農家の飼養するものは其數極めて少く僅に農家百戸に對し牛十七頭、馬十一頭、豚四十九頭、羊〇八頭、家禽六百六十七羽に當る、近時畜産物需要の激増せること並に農家は自給肥料及畜力利用の最も必要なるを認め農業組織は漸次有畜農業に進むべき趨勢を馴致せる折柄縣は農家一戸當大家畜一頭、中家畜一頭、家禽十羽を飼養せしむることを目標として奨勵普及に努めたる爲め農家の飼養する家畜は漸次増加しつゝあり。

畜産業は從來孤獨的に經營せられたるも近年共同的に經營せらるゝの風を生じ飼料の共同購入、乳肉卵の共同販賣又は品種改良其他事業の向上を期する爲め畜産組合、同業組合或は之に準ずべき小組合の組織せらるゝもの多きは本業の堅實なる發達を期する所以にして前途を囑望し得べし。

牛 乳牛は横濱開港以來貿易業の隆盛に伴ひ來航せる外人は漸次此地に在住し此等外人の需要に促され又其の誘導に俟つ所多し、即ち時の横濱十全病院長セメンス及米人へボン等慶應年間に渡來し之に師事せる中川嘉兵衛、下岡連城は牛乳搾取業の創始者たり。(前田留吉なる者和蘭人ペロリより牛所を設け一般に販賣を開始したるは文久三年九月なりと云ふ同入) 初め房州牛、南部牛若は大島牛を以ては後、事業を東京に移し今尙其の一族に依り事業を繼續せりと云ふ) 搾乳したるも後各種の外國種牛輸入せられ就中デボン種、短角種、次でエアシャー種及ホルスタイン

種を輸入し漸次品種の改善と事業の安定を得且つ時代の進運と官憲の奨励に依り今日の盛況を見るに至れり、目下縣内にある乳牛の種類は殆んど「ホルスタイン」種系に統一し「エアシャー」「ゼルシー」等は極めて少し而して此等の乳牛は横濱市及其附近の牛乳營業者六十戸及郡部營業者約百戸計百六十戸に依りて一千六百八十一頭飼養せらる、其の他は中郡、足柄上郡、愛甲郡、高座郡を主とし、足柄下郡、津久井郡、三浦郡、鎌倉郡、都筑郡、其の他各郡市の農家に飼養せらる。

農家の乳牛は初め牛乳營業者の委託に依り次で賃貸又は育成販賣の目的を以て飼養したると大正九年秋以來自家搾乳を奨励し原料牛乳として販賣せしめ又乳牛の使役、厩肥の利用を奨めたる爲め漸次頭數と乳量を増加し資質亦著しく向上し尙益々發達の趨勢を示せり、由來本縣農家の乳牛飼育は横濱又は東京地方に於ける牛乳營業者の委託に始まり其年次未だ淺きのみならず委託さるゝが儘に野草其の他の殘滓を與へ偶々特別の契約ある牛に對し僅に濃厚飼料として麥、大豆、麩類を與へたるも概ね自然の發育に待ち續は第一次分娩迄、枯乳期の牝牛は次の分娩迄飼養して幾分の謝禮金と厩肥の收入に甘じて之を反覆したるに止まり偶々日清、日露戰役後に於て文物の進展と官憲の指導奨励に促され乳牛を所有し生産飼養するもの著しく増加せり、縣は多數優良種牝牛を購入、貸付若しは民有種牝牛の設置を奨励して生産増殖に努めたり、其の後、守山乳油製造工場及中村畜産會社の設けたる二宮、秦野、松田、土澤、七澤、原町田等の受乳所其の他の機關の活動に依り遂に縣内の乳牛は普く之を利用し得るに至り、乳牛は農家の有力なる産業となり、乳牛の能力は著々向上し又搾乳頭數の増

加と相俟つて今は量四十餘石の生産牛乳を得るに至れり、偶々大震災に續き財界の不況は本業の發達に大なる打撃を與へたるも今や前記受乳所の外更に守山商會製乳工場及森永練乳會社平塚工場は共に本縣の中心地たる平塚町に工場を設置して農乳の集收に努め一面縣は原料牛乳取締規則を制定して廣く生乳の儘市乳供給の途を啓きたる爲め當業者は畜産組合又は小組合を組織し共同協助の方法を以て本業の大成に努め以て本業の前途は頗る大なる期待を囑望さるゝことゝなれり。要するに本縣の乳牛は明治三十四年發布せられたる牛乳營業取締規則に依り牛乳の利用を限定し多年之れが發達を阻止したるも近年農家の搾乳を認めたる爲め乳牛は忽ち有力なる産業化を實現し頭數の増加は勿論泌乳能力の向上を促せり。

役牛は三浦郡、足柄下郡の一部に於て農耕又は駄載の目的を以て畜牛を使役するものありしも概して畜力は馬に限られ牛は寧ろ使役すべきものに非らずと云ふ誤りたる觀念を有したりしも農業勞力の補給と自給肥料を得せしむる必要に促され大正八年以來牛馬小車の使用を奨励し忽ち役牛の増加を見るに至れり、初め和種犢の共同購入を勧めたるも朝鮮牛は強健柔順にして市價低廉なる爲め原産地より之を移入し横濱市、川崎市、横須賀市を中心として橘樹郡、都筑郡、鎌倉郡、久良岐郡、三浦郡、高座郡に多し、縣は更に農耕及各種の畜力利用と之れが共同購入を奨励したる結果漸次各郡に亘り飼養するもの著しく増加し市街地商工業者も亦盛に之を利用するを以て縣内全部の農家に普及するも亦遠きに非ざるべし。

肉牛は乳牛及役牛を肥育して肉を利用するものなれば未だ幼稚の域を脱せず、又去勢肥育するものもあるも昔からず、然れども一般食肉の需要増加に伴ひ大消費地に接觸せる本縣に於ては乳役牛の増加に従ひ漸次有望なる發達を期待せらる。津久井郡生産の肉牛は乳用系幼牡牛を速成肥育するものにして其の數未だ多からず、又販路必ずしも大ならずと雖も肥育の巧妙なる點に於て特色を有す。種牡牛は主として個人有に屬し資質概ね優良なり、現在數左の如し。

種	類	國	有		計
			縣	個人	
ホルスタイン種	種		一	五	一一九
同雜種	種				一一九
エアシヤ種	種			一	二八
セルシヤ種	種		三	一	一三六
改良種	種			六	一三六
計			一	八	一四五

縣は種牡牛の設置、優良牡牛の保存及畜牛の共同購入に對し獎勵金を交付しつゝあり。
馬 農家に飼養するもの大部分を占むるも農耕及農用勞力に利用する程度は比較的少く主として運搬に供せらる。而して道路の改良に伴ひ駄載に供するものは著しく減少し、輓曳に使役するもの多し、然れども近年役牛の増加に依り馬は漸次減少する傾向あるのみならず牡馬を更新するもの少く自然資質の低下を認むるを遺憾とす。市街地に於ける馬は運搬専用輓馬に屬し其の數尠から

ずと雖も近時自動車に壓迫せられ前途必ずしも樂觀を許さざる状態に在り、乘馬は平素之を利用するもの著しく減少し篤志家に依り獎勵せらるゝも依然振はず、今は僅に競馬用に飼養せらるゝに過ぎず。

競馬 日本レースクラブの根岸競馬は別に記すが如く沿革古く内外知名の士に依りて經營せられ競馬法に依る本縣唯一の公認競馬にして、皇室賞典の下賜ある外本縣及横濱市亦賞典を交付して馬匹の改良に盡しつゝあり。又本縣に於ては馬事思想の普及と馬の改良保護に資する爲め畜産組合の經營する競馬に對し先着馬投票の施行を許し、現在左記八ヶ所に於て毎年春秋二回宛開催せり。(大正十二年十二月) 恰も東京横濱兩大都市を控へ交通便利なる爲め毎回觀覽者數萬に及び、開設の目的を達しつゝあり。

主催	會期	場所	許可	摘要
中郡畜産組合	春秋二回	平塚町	大正十四年四月九日	南秦野村ヨリ移轉
高座郡畜産組合	同	藤澤町	大正十四年三月三十日	相原村ヨリ移轉
愛甲郡畜産組合	同	小田原町	大正十四年五月四日	
足柄下郡畜産組合	同	小田原町	大正十四年五月四日	
足柄上郡畜産組合	同	松田町	大正十四年五月八日	
鎌倉郡畜産組合	同	小坂村	大正十五年三月十二日	
橋樹郡畜産組合	同	稲田村	大正十四年十一月二十五日	鶴見町二回
川崎市畜産組合	同	浦賀町	大正十五年十月二十六日	中原町二回
三横畜産組合	同			

養 豚

我國の肉食史がベルリの渡來、米艦來航以後より始まりたりとせば、本縣に於ける養豚業の起原及發達史は實に本邦内地に於ける重要な記録たり。後年我横濱市四戸部(俗稱豚谷戸)又一説八幡谷戸)に飼養せられたる所謂豚(種類)は當時外人が持來り蕃殖せしめたるものにして本縣養豚業の起原を爲せり。此等の蕃殖豚は外人に需要せられ、在住外人の増加に伴ひ漸次飼養區域擴張し、又豚肉加工業の發達と相俟つて遂に各地農家の副業養豚を爲すに至れるものゝ如し。越て大正三年八月子安農園が橋樹郡旭村西寺尾に開闢して原産地英國より優良種豚を輸入し、廣く種豚を供給し、本縣豚改良上大なる貢獻を爲せるは顯著なる事實にして偉大なる功績と謂ふべし。斯くて品評會、共進會を開催し、或は獎勵金を交付し、又博覽會に出品して彼此研鑽する等、克く品種の改良に努め、當業者の自覺と奮起に依り今日の發達を見たり。

現時に於ては豚は本縣畜産業中主要なる家畜なり。初め谷戸種、パークシャー種等の交雜種を飼養したるも、爾來ヨークシャー種に統一し、品種優良、肉味佳良なるを以て知らる。頭数は時により幾分の盛衰ありしも、今尙増加の趨勢に在り、曾ては專業的に飼養する者多かりしも、豚は農家の副業に適し、廣く普及する必要を認め、殊に共同協助の趣旨に依り、大正七年以來町村を區域とする養豚組合の設置を獎勵して種豚を配布し、又個人有種牡豚の検査を行ひて合格證を交付し、組合事業費を交付する等、堅實なる發達を促し、現在組合數百九十五種、牡豚は凡てヨークシャー種にして三百二十五頭、今や殆んど縣内各農家に普及するを見る。

飼養管理の狀況は、組合又は豚商により仔豚の飼育を開始し、殊に豚は強健、克く雜食に堪へ、且つ不潔なるものとして、庭内の一隅を撰びて粗末なる小舎に飼養するの習あり。容易に合理的飼育の改善を見ること能はざりしが、漸く品種の改善に伴ひ、當業者の自覺を促し、大正六年頃より種豚を縣外に供給し始めたると、全國博覽會に於て優賞したることに依り、自ら自尊心を喚起し、つゝある折柄、偶傳染病の流行に會し、忽ち豚舎改造の必要を自覺し、豚舎の位置構造に一大革新を爲せり、而して飼料は豚の發育に至大なる關係あるのみならず、肉味に密接なる影響あり、延て加工品ハムの聲價に及す事大なるものあり、主として米、麥、大豆、粕、醬油、粕、野菜を用ふるも、穀、麥等を供給するものあり、此等は養豚組合等團體に於て、共同購入を爲すもの多し。

豚肉加工品たるハムは主として、鎌倉郡内に於て製造せられ、現に同郡川上村、齋藤滿太(先代滿平は益田直藏と共に本業の開祖たり)、岡部福藏、同郡玉繩村富岡周藏は、各自大なる冷蔵庫及燻煙室を有し、夏冬を通し製造力最も大なり、數年前より力を併せて販路の開拓に努めつゝあり。横濱市に於ては高橋清七、大木市藏、明治食料品會社等之を製造し、各独自の製品を出し、千葉ハム、大木ハム、明治ハムと稱し、何れもハムの外、ベーコン、ソーセージを販賣す。

原料肉は、縣内各居場に連絡を有し、豚肉商に依りて該當肉の全部を集收するも、尙靜岡、愛知等主要養豚地に出張購買を爲し、或は東京、鹿児島を始め遠く加奈陀、支那、青島、大連等より原料の輸入を見ることあり。販路は本州各地は素より、北海道、樺太、臺灣、朝鮮に及べり。

家禽 本縣の家禽は、往昔より飼養せられたるものゝ如きも、農家は散穀を利用する程度に於て飼養せし爲め品種概して不良にして飼養数は少く、産業的經營に移りしは最近の事に屬す、現時は成鶏四十一萬一千羽、成鷄七千羽、七面鳥三百羽を算し、農家一戸當約六羽、飼養戸數は約六萬戸にして、總農家の八割強に當り、雛の生産及産卵數は、毎年著しく増加しつゝあり。

今養鶏業の趨勢を示せば左の如し。

年次	飼養戸數	總羽數	産卵數
明治三十五年	四六、五一	一八七、一九四	一一、二八四、三八七
同 四十年	四六、四二〇	一七九、四四一	一一、四二五、六七〇
大 正 元年	四六、九七〇	一九六、七八〇	一二、七九五、三三二
昭 和 元年	五六、七四九	三六六、〇〇〇	二六、九三〇、〇〇〇
同 二年	五七、九一五	四一〇、五二七	三一、七七六、六七八

縣は明治四十年より鶏種改良の目的を以て、農事試験場に種禽を置き、種禽種卵の配付を行ひ、大正九年縣種畜場を設けて之を擴張し、各機關を督勵して品種の改良に努め、更に前年度以來政府の援助を受け養鶏組合の設置を奨勵して、共同的事業の執行を奨勵し、産業的に堅實なる發達を促し、更に縣種畜場の事業を擴張して、養鶏技術員の養成及種禽を造成して、團體に配布すべき計畫中なり。

鶏の種類は白色「レグホン」種最も歡迎せられ、褐色「レグホン」、「ミノルカ」、「ブリマスロツク」、「ロード、アイランドレッド」等あるも、近時名古屋及三河種は強健にして群飼に適する爲め飼養するもの増

加せり。

最近都市附近には、數百羽又は數千羽を以て專業的經營するものあるも、其の數多からず。郡部に於ける養鶏組合は、組合員三十名以上一町村以内を區域とし、漸次増加し既設組合約三十あり、雛の共同購入、共同育雛、餌料の共同購入、卵肉の共同販賣を行ひ成績良好なり。

卵肉は主として縣内に需用せられ、未だ縣外に移出するの域に達せざるのみならず、反て、他府縣及支那卵の供給を受くる事多し。

緬羊 種類は「メリノー」、「シユロツプ、シャイ」及び其の雜種にして、現在數四十八頭飼養戸數十二戸あり。

中郡北秦野村及同東秦野村緬羊組合に於ける成績は、不良ならざるも蕃殖力少く、又近時絨毛及肉價低落の爲め振はず、殊に農家は經驗を有せざるを以て、政府の奨勵あるに拘らず他の家畜の爲めに、壓倒せらるゝ傾向あり。

山羊 種類は「ザイネン」其の他の雜種にして、各都市に亘り飼養せらるゝも主として、愛玩用に屬し毛皮及肉用に需要せらるゝこと少し、近時乳を利用するものあるも振はず。

兎 愛玩用に於て、多年農家に飼養せらるゝも、頭數少く又品種良好ならざる爲め振はざりしが、近時毛皮及肉の需用増加に伴ひ一般の注意を喚起し、飼養戸數四千戸に上り約一萬二千の飼養あり、殊に子安農園に於て種兎を供給する爲め、「メリケン」、「イタリヤン」、「ベルデニアン」等普及し農家は組

合を設け、共同販賣の方法に依り販路の圓滑を得、漸次組合を設置するもの増加し、品評會、展覽會を開催する機運に際會し、將來相當の發達を見るべき状態なり。

畜産業の機關

種畜場 横濱市保土ヶ谷區保土ヶ谷町に在り、大正八年の新設にして敷地面積一町五反歩にして、經費豫算昭和三年度貳萬九千貳百四拾壹圓とす。

本縣は夙に時運の進歩に伴ひ畜産業漸く興り、家畜の飼養數年々増加したりと雖、胤種劣等のもの多く且つ一般に飼養管理宜しきを得ず、生産能力乏しきもの尠からざりき、是種畜場を新設し種類の改良増殖を勸むると共に、畜産業に關する知識の普及を計り、益々斯業の健全なる發達を庶幾せんと欲したる所以にして業務は、種畜種禽の繁殖育成、種畜種禽種卵及牧草種子の配布種畜の種付並受託育成、飼料に關する試験及調査畜産及畜産工業に關する試験並調査、講習講話並實地指導、共進會、品評會等の出品審査、家畜家禽の衛生事項等なり。

畜産組合 神奈川縣畜産組合聯合會は、大正十四年愛甲郡畜産組合、中郡畜産組合、足柄上郡畜産組合、足柄下郡畜産組合、高座郡畜産組合、鎌倉郡畜産組合、橋樹郡川崎市畜産組合の七組合を以て設置し、翌十五年三横畜産組合の加入により現在八組合より成り、事務所を縣廳内に置く。

事業の主なるものは畜産物販路擴張調査、生産物利用消費宣傳、畜産組合理事者講習會、畜産講習講話

會畜力利用獎勵共進會、品評會の開設、競馬の開設指導、畜産物の販賣斡旋仲介、畜産組合の事業及事務指導等とす。

畜産會 本會は大正二年三月縣下畜産有志者を以て組織せられ、事務所を縣廳内に置き畜産の改良發達を圖るを以て目的とし、家畜、家禽の改良、講習、講話會、共進會の開催及補佐、畜産團體の指導、家畜血統及能力の登録、畜産に關する仲介、斡旋等の業務を行ふ。以上の外牛乳同業組合、横濱牛乳販賣組合、横須賀、三浦牛乳業組合等あり、市乳の改善、乳業の發達に貢獻しつゝあり。

家畜衛生に關しては、神奈川縣獸醫師會、神奈川縣東部並西部各蹄鐵工組合あるも、創設日尙淺し。

牛馬商及豚商組合 縣内牛馬商六百名、豚商五百名に依り郡市又は警察管區の區域に依り、十一組合を組織し、畜産の改良發達を圖ると共に、營業上の弊害を除去し、信用の向上と確保に努め組合員相互の利益増進を圖りつゝあり。

養鶏組合聯合會 本會は昭和三年七月縣下養鶏組合を以て組織し、事務所を縣廳内に置き養鶏の改良發達を圖るを以て目的とす。

事業の重なるものは、鶏種を統一し品種の改良促進を圖ること、飼料其他の共同購入の斡旋、生産物の販賣斡旋又は受託販賣、共進會、講習會、講話會の開催又は助成、養鶏に關する調査研究等の業務を行ふ、現在の組合數は四十三組合あり。

一七 林業

林業の發達 史を按ずるに縣下の森林地とも云ふべき足柄上、足柄下、津久井及中の數郡は主として永く北條氏の領有する所となり徳川時代に至りて縣の南半は小田原藩北半は幕領に歸したるも其の林制として見るべきものは甚だ少し、然るに維新前後より世の風潮に従ふて漸く濫伐の弊に陥り荒廢に傾き加ふるに横濱開港と共に用材及薪炭の需要大に増加したるを以て運搬便利の地に在る森林は悉く伐採せられ俄然として禿山と化したる地方少しとせず、且、公有林野の内一萬四千二百餘町歩は古來秣場と稱して渺茫たる原野の儘に放置せられ唯一部僅少の土地より肥料として秣草を採取するに過ぎず。而かも其の秣草を採取するや之を容易ならしむる爲に年々原野に火を放ち徒らに地力を消耗せしめ延いて林野火災の因をなしつゝありたり。

縣が林業技術職員を置いて造林の奨励に當らしむると共に植林補助制度を設けて荒廢せる林野に造林を勧奨し尙縣有基本林を足柄下郡に設定して其の範を示すと共に愛林の思想を喚起するに努めたるは漸く明治三十八年以後の事に屬す、其後明治四十三年度よりは公有林野造林補助規則を設け公有林野の造林、防火線の開設に補助金を交付し尙林野火入取締規則を發布して林野の火入を制限し以て森林保護に努めたり、次で大正八年公有林野整理補助規程を設け部落有林野の統一及入會整理に補助金を交付して公有林野の整理統一を勧奨し一面樹苗養成奨励規則、竹林造成奨励規則、荒

廢地復舊補助規則等を發布し更に昭和元年に至り林業共同施設補助規則次て二年に至り水源涵養造林補助規則を發布し斯くして公有林野及民有林野の造林又は施設等に補助の實現を見るに至れり、此等の施設は縣下の造林思想を喚起するに力あり、林業の發達漸く見るべきものあり、現實林相は昔時に比し大に變化を見るものあるに至れり。

縣下森林原野の總面積は臺帳面に示す所に依れば十二萬三千三百九町歩なるも實際に於ては約二割を増加すべき見込なり、是が内容を左に掲記せん

森林面積 (昭和元年末)

所有別	面積	蓄積	所有別	面積	蓄積
御料林	一五、七二七町	四、二〇〇、〇〇〇石	私有林	七二、三五四町	一三、四八七、四〇〇石
公有林	三三、九五二町	三、〇一八、〇〇〇石	計	一二三、三二〇町	二一、五六一、四〇〇石
社寺有林	二、二七八町	八五六、〇〇〇石			

更に林野の配置に就て之を云へば津久井、愛甲、足柄上、足柄下及中、鎌倉、三浦の一部は山岳地にして主として潤葉樹林成立し其の間人工植栽によれる杉、檜は矗立せり、地勢は概ね山嶽重疊し箱根、丹澤、小佛の三山彙其全部を覆蓋す従て林業の中心此の間に胚胎せられ林産物は大半此の地に産出す。反之所謂相模原の丘陵地は東南部に位置し、多摩、鶴見、相模、花水の諸川を包擁する平野にして所々に林野の存在するものもある概ね丘陵の起伏するに止まるのみ、之等の丘陵地は檜、樺より成れる矮林、四圍の間に介在し間々黒松、杉、扁柏の造林を散見す。

保安林 從來荒廢甚だしき箇所或は水源として重要な箇所其の他風致潮害防備及魚附上必要な箇所を保安林に編入し國土保安並に治山治水の途を計り來りしも大正十二年震災以來林野の崩壊せる箇所を土砂扞止保安林に編入し森林の取扱に適當なる制限を附すると共に必要な地盤復舊工事を施行し速かに林野復舊に遺憾なきを期しつゝあり今現在の各種保安林面積を掲ぐれば左の如し。

保安林 (昭和三年十月一日現在)

保安林種	御料		國有		公有		社寺有		私有		計
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	
土砂扞止	二	三	一	一	三	三	一	一	一	一	一八、九四九・九
水源涵養	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三、三〇二
水害防備	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五、〇五五
防風林	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二、〇六六
飛砂防止	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二、〇六六
湖沼防備	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三、三〇三
魚害防備	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三、三〇三
航行目標	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三、三〇三
風計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三、三〇三
計	一四	一六、九四五	一三	一三、七〇〇	二一	二一、〇七三	一三	一三、三三六	一三	一三、三三六	一九、六六七

備考 一、本縣には禁伐林なく全部制限林なり。
二、本表所掲以外の保安林種なし。

開墾禁止制限 保安林以外の林地にして治水上之に次で重要な箇所は開墾を禁止し或は制限して國土の保全を期することとせり而して本事業は明治四十一年一月より着手し治水上の見地より先酒匂及相模の二大幹川の流域を次で花水川、早川の二川流域に及ぼし更に其の他の必要箇所及特に荒廢の處ある二、三の箇所にて大字を區域とし又は箇所を以て林野の開墾を制限したり。現在區域又は箇所を以て開墾制限をなしたるものを流域別に擧ぐれば左の如し。

流域別開墾制限地調

河川	箇所ヲ以テ處分シタルモノ		區域ヲ以テ處分シタルモノ		計
	箇所	面積	區域	面積	
千歳川	一	一、七三一・〇	一	一、九四九・四	一、九四九・四
早川	一	一、七三一・〇	一	三、四四三・〇	五、一七四・〇
森戸川	一	一、七三一・〇	一	六、四七三・〇	一、三六〇・五
酒匂川	一	四、八八七・五	一	三、八一〇・五	三、八一〇・五
花水川	一	二、一七〇・四	一	二二、二八八・五	二四、四五八・九
相模川	一	二、一七〇・四	一	一、〇七一・二	一、〇七一・二
鶴見川	一	二、一七〇・四	一	三、六五八・四	三、六五八・四
其他	一	八、七八八・九	一	四二、六九四・〇	五一、四八二・九
計	一	一、七三一・〇	一	一、九四九・四	一、九四九・四

林野火入取締 林野火災は多年の努力を一朝にして烏有に歸せしむるのみならず地力を消耗すること大なるを以て之が絶滅を期せざるべからず、仍て大正六年十一月縣令第七十六號を以て火

入取締規則を發布したる外一面防火線開設又は警防組合の組織を奨励し之を未然に防止するの措置を講じつゝあり然れども多年の風習尙熄まずして未だ効果を見ること能はざるは甚だ遺憾とする所なり。

因に最近に於ける火入許可の面積は一ヶ年凡五百町歩内外なり。

公有林野整理

本縣の公有林野は臺帳面積五萬三千七百四十四町歩と掲上せられ民有林野の約半を占めたり然るに多年放漫なる取扱に委せし結果不良なる管理状態を誘致し纏綿せる權利關係を生じ經營上種々の障害をなすに至れり茲に於て大正三年七月縣令第五十二號を以て公有林野造林補助規則を發布したるを始とし専ら整理統一を勸奨する所ありしが大正八年には更に公有林野整理補助規則を設け部落有林野の統一入會地の整理に對し補助するの制度を開ける等一段の努力をなせり此の外大正四年には公有林野整理委員規則を定め林務關係吏員及地方課員中より適任者を委員に擧げ以て事業の進捗を圖る等勸誘獎勵大いに努めたる結果近年成績大に揚り左表に示すが如き好果を收め得たり。

部落有林野統一及入會整理面積

年次	統 計		統一以外		入會地	
	無條件	條件付	離權面積	未済面積	整理済	未済面積
大正十二年以前	一、一九〇・五	一、九六〇・〇	三、七六八・五	三、三八三・六	七、八九九・七	

同十三年	五、六〇〇	八、五〇〇	六、〇〇〇	一、七〇〇		
同十四年	三、三〇〇	一〇、九〇〇	三、三〇〇	四、三〇〇		
同十五年	一、九一八・五	二、三五三・〇	四、七二一・五	三、九四九・六	七、八九九・七	六、五七〇・〇
計						

前記の如くにして部落有林野を市町村に統一歸屬せしむることは整理の要諦なりと雖唯々所有權の整理をなしたるのみにして適切なる管理經營をなさしむるの方法を講ずるにあらざれば實益を伴はざるを以て所有權の整理に次で事業整理を進め公有林、社寺有林管理規程明治四十二年六月十八日縣令第四十六號に基き森林として管理すべきものと否とに区分し更に森林として管理すべき土地に對しては之が施業計畫案を編成せしめ合理的林業經營の基礎を樹立せしむることに努めり、而して右計畫案の編成に就ては縣より技術員を派遣して之が作製を援助し國土保安上並に經濟上最も合法の經營をなすに萬遺算なきを期せり。

今管理區分案編成並施業計畫案編成の成績を掲ぐれば左の如し。

管 理 區 分 面 積 (大正十五年度末現在)

森林として管理するもの	一六、五七一町
森林として管理せざるもの	二、一五四町
計	一八、七二五町

施業計畫案編成面積

年 度	施業要領	管理方法	計		年 度	施業要領	管理方法	計
			昭 和 元 年	昭 和 二 年				
大正十一年度以前	九、二五五 <small>町</small>	一八八 <small>町</small>	九、四四三 <small>町</small>	昭 和 元 年	三九〇 <small>町</small>	四七 <small>町</small>	四三七 <small>町</small>	
同 十 二 年 度	二、四一〇	九〇	二、五〇〇	同 二 年	二、九三八	九	二、九四七	
同 十 三 年 度	四二二	三八	四六〇	計	一、六〇三四	三八一	一六、四一五	
同 十 四 年 度	六一九	九	六二八					

震災荒廢林地復舊事業

大震災に依り林野の崩壊又は龜裂を生したるもの公私有林野に於て五千三十ヘクタール御料林に於て三千二百二十ヘクタールに達す該荒廢地は何れも治水上重大關係を有するもの多く従て之が復舊は治山治水上緊要なるを以て大正十二年度より昭和四年度に亘り政府の全額補助を仰ぎ地盤保護工事を行ひつゝあり。是が計畫並成績は左表に掲記せるが如し。

荒廢林地復舊工事計畫調

荒廢地全面積	復舊見込工費	第一期 (自大正十二年度至昭和四年度)		第二期 (昭和五年度以降)		備考
		計 畫 面 積	工 事 費	面 積	工 事 費	
五、〇三〇 <small>ヘクタール</small>	九、五四四、一二〇 <small>円</small>	一、七一八 <small>ヘクタール</small>	二、九二〇、二二〇 <small>円</small>	三、三一二 <small>ヘクタール</small>	六、六二四、〇〇〇 <small>円</small>	

自大正十二年度至昭和四年度 荒廢林地復舊工事 (成績調査計畫)

年 度	施 行 面 積	事 務 費		施 行 町 村 數
		工 事 費	工 事 費	
大 正 十 二 年 度	一四〇 <small>ヘクタール</small>	三、七八四 <small>円</small>	一一九、七九五 <small>円</small>	一八
同 十 三 年 度	三八二	三八、〇五五	三二四、一七五	二二
同 十 四 年 度	一一四	五三、〇九一	四三四、五六七	二三
昭 和 元 年	二〇七	六一、七二一	四八三、八八三	二三
同 二 年	二六四	五六、八三六	四六三、四八〇	二二
同 三 年	二四九	五九、二八五	四八五、〇八〇	二二
同 四 年	三六五	未 定	六〇九、一四〇	二二
施 行 見 込 合 計	一、七一八		二、九二〇、二二〇	二二

尙荒廢林地の中には其程度により特に工事を施さずとも簡單なる植樹のみによりて復舊の目的を達し得べき箇所亦不尠を以て之が奨励をなす爲め昭和二年度より砂防植栽用苗木無償交付の途を開き縣苗圃を設けて樹苗養成をなし更にヤシヤブシ又は松苗を購入希望者に無償交付する事として毎年貳千圓の豫算を掲上せり。

地盤保護工事及植樹事業

治水に關係ある保安林又は森林法第七七條に依り造林を命じたる荒廢地にして之れが復舊に必要な地盤保護植樹又は工事は震災以前より事業費の六分の五を補助して勸奨しつゝありしが特に工事に就ては震災後震災林地復舊工事と併せ共に縣直營として施行することとせり而して事業開始以來の成績を掲記すれば次の如し。

荒廢地復舊事業成績及決算額調

年 度	工 施 業 事 業 地 面 積		國 庫 決 算 額	縣 費 額	計 額
	植 樹 面 積	樹 木 積			
大正十一年度	二四六・一一	一四二五・〇〇	三、七八五	三、四五二	七、二三七
同 十二年度	一〇〇・〇〇	—	四二六	三八四	八一〇
同 十三年度	—	—	三、一八七	三、四七八	六、六六五
同 十四年度	—	—	二	一〇	一二
同 十五年度	—	—	七、四〇〇	七、三二四	一四、七二四
計	二五六・一一	三八〇五・〇〇	—	—	—

公有林野造林補助

縣下林野の内最も荒廢せるは公有林野なるを以て之が造林促進は治水に急務なるは勿論地方自治團體の財産造成にも忽諸に附し難き事項なり依て縣は明治四十三年度より公有林野造林補助規則を設け國庫補助を得て市町村又は町村組合の經營に係る造林事業に對し補助金を交付し公有林野整理と町村基本財林産造成を容易ならしむるに努めつゝあり。事業開始以來昭和元年度迄に補助金の交付をなせる面積は既に二千二百八町步防火線十四萬四百八坪なるが今後補助を繼續して一層勸奨に努めんとす。

水源涵養造林獎勵

本縣私有社寺有林野の總面積は七萬四千六百餘町步にして、内五千五百餘町步は無立木地又は散生地に屬し、殘餘は略樹林地をなすと雖、震災後甚だしく荒廢に歸せり。依て是等無立木並に散生地中特に水源涵養地域に於ける約三千町步を限りて向後二十一ヶ年に亘り、人

工又は天然造林をなさしむる見込を以て、其施業經費の約三分の一を補助せんと欲し、昭和二年度に於て補助金六千五百六拾貳圓を計上し、實施の成績左の如し。

年 度	造林面積	造林費	國庫補助金	計	造林者別
昭和二年度	110.00	11,000	2,900	5,000	森林組合
同 計	567.00	6,967.51	1,741.50	3,398.80	其 他
	593.00	7,088.51	1,741.50	3,398.80	

林産獎勵

縣下の林野面積は前述の如く十二萬三千餘町步に及ぶも、是等森林に對する施業未だ完璧の域に達せず、此を以て縣は各種の補助規則を設け助長政策に依り専ら獎勵に努め以て林業の發達改良を企圖しつゝあり、今其主要なるものを擧ぐれば、樹苗養成、竹林造成、林業共同施設、林業團體森林組合設立補助等あり、其成績左の如し。

樹 苗 養 成 補 助

年 度	施 業 面 積	施 業 經 費	補 助 金 額
大正十三年度	四七・七四	二二、六七七・四三	三、五四二・〇〇
同 十四年度	六〇・二二	三〇、五三三・三〇	三、一八七・〇〇
同 昭 和 元 年 度	五一・四七	三七、五三六・〇〇	三、一八七・〇〇
同 二 年 度	六八・六一	二九、六九七・二〇	三、一七八・〇〇

竹林造成補助

年 度	施 業 面 積	施 業 經 費	補 助 額
大 正 十 三 年 度	九六・七九	一、二、九五八・九三	七、八二三・五四
同 十 四 年 度	三八・四〇	五、一五八・五〇	一、五四〇・〇〇
同 元 年 度	四二・四一	七、二五八・三五	一、五四〇・〇〇
同 二 年 度	三〇・五六	五、四九四・八二	一、五四〇・〇〇

林業共同施設補助

年 度	箇 所	工 種	補 助 金		施 業 者
			國 庫	縣 費	
昭 和 元 年 度	足柄上郡寄、上秦野、清水村	車道、索道、木炭倉庫	二、九〇四	一、四五二	施業森林組合三
同	足柄上郡寄村		六六	三三	同
昭 和 二 年 度	足柄上郡上秦野村	車 道	二、九七〇	一、四八五	同
同	同	牛 馬 道	一七〇	八五	同
同	同	車 道	六〇六	三〇三	同
同	足柄上郡寄村	牛 馬 道	六二八	三一四	同
同	同	索 道	一九〇	九五	同
同	同	車 道	四〇	二〇	同
同	足柄上郡清水村	索 道	一、二〇六	六〇三	同
同	同	車 道	六四	三二	同
同	同	索 道	七〇一	三五一	同
同	津久井郡青根村	牛 馬 道	三、六〇五	一、八〇三	同

林業諸團體

神奈川縣山林會 本會は大正十四年二月の設立にして其目的とする所は林業に關する各種の調査研究並試験、實地指導、講習講話及共進會、品評會の開催、雜誌の發刊其の他に依りて林業の改良發達に資するに在り、本縣林業の改善上寄與する所尠なからざるも設立日尙淺く、事業費の財源に乏しきを以て現在としては縣より毎年壹千圓の補助金を交付せられ漸く其活動を繼續しつゝあり、現在會員數九百六十四名を有す。

又縣は足柄上郡及津久井郡木炭同業組合に對し年額參百五拾圓宛の補助金を與へ郡内木炭の品質並依裝の改善をなすに努めつゝあり。

森林組合 本縣民有林野の所有關係は森林組合に依る經營を最適切有利とするも林業思想尙幼稚なる爲め組合設立の機運に至らざりしが、大震災に因る林野荒廢の復舊對策として設立の機運を促進するに至り大正十三年に於て上秦野施業森林組合、玄倉施業森林組合、青根山施業森林組合相踵で設立せらるゝに至れり、偶々大正十五年申林業共同施設補助制度の開始せられたるありて之が刺戟に依り組合の組織を企圖するもの簇出するの傾向を示せり。

縣は此の機運を逸せず獎勵に一段の力を致し多年の宿望を達し民有林野經營方法の改善を遂げんとす、今既設組合の狀態を表示すれば左の如し。

森林組合調

組合名	地區面積	組合員數	設立年月
上野野施業森林組合	五三二・四二一 ^町 五 ^歩	二五三	大正十三年九月十一日
轟澤田代施業森林組合	四一九・八八〇	八二	大正十五年八月三十一日
谷ヶ施業森林組合	三五〇・〇〇〇	四五	昭和二年一月二十一日
玄倉施業森林組合	六〇〇・〇〇〇	五〇	昭和二年六月十七日
青根山施業森林組合	四、六七一・〇一三〇	五六	昭和二年七月十四日

縣有林

久野縣有林 本縣有林は明治三十七、八年戰役を紀念する爲め一大植林を企て以て鞏固なる縣基本財産を造成し同時に縣民の植林思想を喚起し一面公有林野の整理に資せんと欲し足柄下郡足柄村大字久野地内足柄村外八ヶ村共有地の内二百六十二町九反十二歩に地上權を設定し縣七分土地所有者三分の分收歩合を以て明治三十九年四月事業を開始し同四十四年三月三十一日迄五ヶ年間に百九十六町歩の植栽をなし外に四十町歩の播種造林を完了し目下之が保護撫育期中に在り。

片浦縣有林 本縣有林も久野縣有林と同一の目的を以て足柄下郡吉濱村、岩村、片浦村に跨る公有地二百九十町二反九畝十八歩に地上權を設定し、分收歩合は前者と同様にて明治四十四年四月事業を開始し一ヶ年平均約五十町歩宛植栽し五ヶ年間に二百三十二町歩の造林を行ひ目下之が保護撫

育期中に在り。

箱根縣有林 林野の荒廢を復舊して土砂の崩壞と水害防備を圖り風致を増進すると共に縣基本財産を造成する目的を以て足柄下郡湯本、早川、温泉、足柄、宮城野、仙石原の各公有林千七百六十三町七反一畝歩に地上權を設定し收益の十分の三を土地所有者に交付し十分の七を縣の所得とすることとし大正四年度より十ヶ年繼續事業として造林に着手せしも物價の騰貴及震災に依り前後三回の更訂を行ひ繼續年期を延長して大正十四年度迄に約一千町歩の造林を完了し目下保護撫育中に在り。

今之を表示すれば次の如し。

縣有林名	造林面積		總面積		計	造成期間
	播種	面積	總面積	其他		
久野	一九〇	四六〇	二六二	二六	二九八	自明治三十九年度至昭和五十年
片浦	二二二	—	二九〇	五八	三四八	自明治四十四年度至昭和五十四年度
箱根	一、〇〇〇	—	一、七六三	三七一	二、一三四	自大正四年度至昭和七十七年度
計	—	一、四六八	三九二	二、三二一	二、三二一	—

收支計算見込調

縣有林名	課費見込額	收入見込額	差引	町村配布額	備考
久野	一七七、七七四	二、一二六、九八二	一、九四九、二〇八	一、三六四、四四六	縣村 三七分
片浦	二〇七、一二三	二、九二三、二三三	二、七一六、一一〇	一、九〇一、二七七	
箱根	八九二、八七〇	一〇、七八二、八六四	九、八八九、九九四	六、九二二、九九六	
計	一、二七七、七六七	一五、八三三、〇七九	一四、五五五、三一二	一〇、一八八、七一九	

鑛業

縣下に於ける鑛業は振はざるも目下の試掘探掘並に砂鑛業者を掲ぐれば次の如し。

設定	所在	鑛種	鑛區坪數	鑛業權者	備考
大正十五年四月五日	足柄上郡三保村	金、銀、銅	五九五、七八八	小田原町 彌六	期間二ヶ年間
同十五年四月六日	三浦郡葉山町、衣笠村、西浦村	金、銀、銅、蒼鉛、亞鉛、鐵、鉛	七〇八、五〇〇	横須賀市 深澤宗五郎	同
同十五年八月三十日	鎌倉郡豊田村、川上村	亞鉛、鐵、鉛	二七一、四五〇	横須賀市 金原 貢	同
同十五年十月二日	愛甲郡愛川村	金、銀、銅	七一〇、一〇〇	東京市芝區豊岩町 大久保一佐	同
昭和二年四月二十一日	津久井郡内郷村	亞鉛、鐵、鉛	五〇〇、〇〇〇	八王子市 西野代助外一名	同

探掘

設定	所在	鑛種	鑛區坪數	鑛業權者	備考
	足柄下郡仙石原村	硫	八、〇六六	箱根土地株式會社	休鑛
	同郡元箱根町	同	七、三七〇	同	同

砂鑛

設定	所在	鑛種	鑛區坪數	鑛業權者	備考
	久良岐郡屏風浦、橋樹郡城郷	砂	四四六、四〇〇	五十嵐甚藏	
	中郡平塚町須馬	同	一一五、〇〇〇	諸戸金兵衛	

公有林野官行造林 本縣公有林野未立木地一萬三千餘町歩の内約四割即ち五千町歩を官行造林として提供すべき目標を以て極力勸奨に努め大正十二年迄に所期面積の八割即ち四千町歩の造林契約締結を見たり然れども同年振古の大震災に遇ひ之等契約林野中崩壞甚だしきものに對しては不得止一部の契約解除を行ひ造林可能なるもの、みを残したり此面積二千二百九十二町歩なり、此外造林契約申請中のもの約五百町歩あり。

林産物と木材輸入

本縣に於ける林産額を示せば用材は杉、檜、樺、楡、栗等を主とし一ヶ年九拾五萬圓乃至百萬圓に上り

薪炭材は八拾萬圓、木炭は五拾萬圓、竹材は拾五萬圓、其の他の副産物は苗木、種子、樹實、竹皮、柴草、椎茸等、
 貳拾萬圓内外を示す。
 今其の主なるものゝ内容を左に掲げん(但十一年は震災の爲め調査不能に付不明)

年 度 別	主 産 物		薪 炭		竹 材		木 炭	
	積 量	格 價	積 量	格 價	積 量	格 價	積 量	格 價
大正十一年度	九、四四五	九、九四八	六、三三五	七、三〇〇	七、〇〇	二七、一〇一	一、〇五、一四九	
同 十二年度	九、四七七	一、三三七	五、〇三六	七、七〇六	七、一〇六	二五、一〇五	六、六九、七九	
同 十三年度	一〇、六四六	一、一八五	四、五三三	八、四九六	九、九九九	二七、九〇五	四、九一、五二	
同 十四年度	八、三九八	九、九八一	五、一三三	五、五二五	七、三、五八	二五、一八八	四、七、四八三	

前記の林産物は本縣にて生産するものゝみなるも縣下には横濱、横須賀、川崎の三大都市及酒匂、相模、早川、六郷、鶴見の諸河川あり又各種造船所の存在するを以て建築、土木、橋梁其の他船艦用材を要すること夥しく加ふるに震災に因り多量の復興材の需要を來し縣内生産の木材のみを以てしては到底其の需要に應ずること能はず外國材の輸入又は他府縣よりの移入によりて其の需要に應ずるの狀態に在り、即ち東北地方、北海道、樺太よりトドマツ、カラマツ、ナラ、セン等の粗角材を移入するは勿論北米方面より角材、板材等を夥しく輸入利用せらる、今大正十四年度に於ける外國材輸入狀況を見るに輸入石數は三百十二萬一千石、此金高貳千八百九拾萬四千圓に達す。
 尙年度別輸入金額を擧ぐれば左の如し。

大正十一年度	二七、九九七、〇〇〇圓
同 十二年度	二四、四五九、四三三圓
同 十三年度	六〇、七六六、六四八圓

名勝森林地並に銘木

縣下の森林名勝地としては大磯高麗山、眞鶴岬、小塚山、八管山等を擧げざるべからず。

大磯高麗山 中郡大磯町の背後に方る一塊の御料山林なり、全山スギ、ヒノキ其の他潤葉樹の老齡樹鬱蒼として原生林をなし風致兼航行目標林にして且大磯町の水源林をなす、山頂に第皇産靈尊瓊々杵尊を祀る。

眞鶴岬 足柄下郡眞鶴町に在り、全林黒松、樟、椎密生し其樹齡二、三百年に達す、現に魚付保安林なるが町當局は遊園地として計畫中なり。

小塚山 箱根仙石原村地内に在り、全林潤葉樹を以て被はれサルタ、モミヂを主とする老齡の密林なり、秋季紅葉時に於ける紅葉美觀なるを以て風致保安林とせらる。

八管山 愛甲郡中津村八管山に在り、山頂に五社あり、社傳に依れば 元明天皇の勅願所にして和銅二年僧行基勅宣を蒙り社殿を建立し尙社領として方七里を寄附せりと傳へらる。

樹種	胸高周圍	樹高	樹齡	俗稱	所在地
イテウ	二〇〇尺	一一〇尺	九〇〇年	隠銀杏	鎌倉鶴ヶ岡八幡宮
スギ	三六〇	一一〇	一〇〇〇	ホキ杉	足柄下郡三保村中川
スギ	二〇〇	二一〇	六〇〇	箱根木	足柄下郡元箱根町
ボケ	二四〇	六〇	七〇〇	菩提樹	足柄下郡國府津町眞榮寺
ケヤキ	二五〇	一一〇	五〇〇	大提	高座郡海老名村園分
クサキ	一九〇	一〇〇	一〇〇〇	行人松	中郡伊勢原町大福寺
マツ	二〇〇	九〇	一〇〇〇	一人松	中郡西桑野村堀西
モナシ	二〇〇	一八〇	三〇〇〇	ナンザヤモンザヤ	高座郡有馬村里道

獵政

抑も狩獵法の主眼とする所は野生鳥獸の保護蕃殖を圖り、以て健全なる狩獵界の發達を期し併せて農林業上の經營に資するに在り。然るに近時文化の進歩に従ひ山野の開拓頻なると狩獵家の激増、獵具の發達、射術の練磨等に脅され鳥獸の棲息著しく激減したるを以て濫獲の弊を招き延ては狩獵道德の頹廢を來し遂に法令の目的に背馳するの結果に陥るを以て洵に憂慮に堪へざるの現況にあり。然るに大正八年法令の改正成り、配するに當該官吏の設置を見たるを以て即時狩獵道德の涵養と鳥獸愛護の振起に努むるの目的を以て、縣下狩獵者を一團となしたる狩獵團體の設置を懇願し同

年末二十團體、其會員一千六百餘名の設置を見るに至りしを以て官民連絡此れが匡濟に當る事を得たり。

鳥獸棲息狀況及保護蕃殖

由來本縣は文化の中心地に位するを以て自然鳥獸の棲息力乏しく従て狩獵者の數又甲種、乙種を合し僅に一千九百餘人に過ぎざるの現況にして而も其大半の獵者は何れも縣外に依るに非ざれば獵野に立つ能はざるの現況に鑑み、これが徹底的の保護増殖の途を講ずるに非ざれば縣内全く鳥影を没するの慘狀なりしを以て大正八年以降より野生鳥類の種屬保存と蕃殖の目的に依り比較的多數類の鳥類殘存する箇所及び蕃殖に適する箇所を調査選定し禁獵區として十三ヶ町村に涉り一萬五千町步餘の編入を完了せしを以て其内蕃殖の成績優良なるものを漸次獵區として開放し現に九ヶ町村此の面積一萬六千町步餘の設定を了せり。

野生鳥類の内本邦の特産主要鳥たる雉類は其棲息分布極めて狭少にして絶滅に類するの現況なりしを以て此れが人工蕃殖を企畫し大正十三年度末之が蕃殖所を横濱市保土ヶ谷町に設置せしを以て爾來毎年同所生産に係る成雉約三百羽を得、以て蕃殖の根滅したる箇所及棲息數乏しき禁獵區に對し放翔をなし自然蕃殖と相俟て蕃殖をなすの現況に在り。大正十一年度以降昭和二年度迄の放翔數は禁獵區四百六十三羽、獵區三百五十八羽の放翔を完了せり。

禁獵區 獵區 調 (昭和三年九月現在)

種別	所在	面積	積期	間
禁獵區	足柄下郡湯本町、湯河原町、箱根町	同上ノ各一部	七四二町四反四畝二八步	自大正十三年三月一日至昭和八年二月末日

良岐郡及三浦郡の東部と外灣部即ち相模灣に面せる三浦郡の西部より伊豆半島に抱擁せらるゝ所謂相模とす、此の灣の中央部に鎌倉、高座、中の三郡あり、白砂青松の海濱打續き足柄下郡に至りては海岸断崖をなし、岩礁起伏の所多く、湯河原町に至り千歳川を挟みて靜岡縣に接す。

港灣及錨地

相模灣に於ては境川の河口江ノ島を利用して腰越と足柄下郡の眞鶴港あるのみ、前者は小型船の碇繋留地として稀に利用せらるゝに過ぎず、眞鶴港は附近唯一の漁船避難港たるも港内狭く激浪を防ぐに足らず、之に反して三浦半島沿岸は到る所港灣多く西側に小多和灣、小網代、油壺灣あり東側に金田灣、久里濱灣、浦賀、横須賀、須賀、兩港あり何れも漁船の錨地に適す、半島の南即ち先端には城ヶ島に依りて被覆せらるゝ三崎港あり自然の碇繋地たり、沖合漁場に近く各種漁船の出入多く本縣隨一の漁港なるを以て縣は土木の章に記せし如く國庫補助及地元三崎町の寄附を受け防波堤延長百三十八間の新築と水面一萬八千三百餘坪を浚渫したるに依り出入漁船の數著しく増加し漁獲物の大集散地となれり。

本縣には島嶼として見るべきもの少く外海に江ノ島、城ヶ島、内海に夏島、猿島等二、三あるも何れも沿岸に近き一小島にして附近の岩礁に鮑、螺、龍蝦、海藻等の繁殖を見漁民に多少の利得を與ふるに過ぎず、然れども相模灣外豆總の沖合に東京府に屬する大島、利島、式根島等の諸島點在し近海に各種魚族の棲息夥しく本縣沖合漁業に取り重要な漁場たり。

海底の状態

内灣と外灣とに依り海底の状態全く異り、内灣に在りては一帯に淺く、北部即ち灣奥に於て二、三十尋、南部灣口に於て百尋位に過ぎず、沿岸には低き岩礁點在するも沖合には見るべき起伏なし、三浦半島を迂廻し相模灣に至れば半島の西側南より北西に進むに従ひ海底の起伏一變して到る所に險崖海に迫り半島に於ける陸を隔る四漣の所は百尋位にして此の百尋線は沿岸の形に沿ひ二漣半乃至四漣の間を北進し鎌倉、高座二郡沿岸の海柵を繞りて急に一漣半内外の沿岸に接近し足柄下郡に至るや更に迫つて半漣乃至一漣の近きに及ぶ、乃ち此の地方の海底は傾斜極めて急に距離二漣にして三百尋、灣の中央部に於て七八百尋に達する深海なり。

潮流 豆總の沖合を北流する暖流黒流の餘勢に據りて潮流起り相模灣に在りては伊豆沿岸を洗ひて北上し來れるものと大島附近より三浦半島を衝て西に反流するものとの二を主とし其の流勢は時勢と天候に因りて消長あるも平均一日一漣乃至三漣の速度を有す、内灣に於ける潮流は主として潮汐の干満に據りて生じ大体一定流を爲し速度急ならず、外灣部には各種の魚族頗る豊富にして沖合暖流の區域には鰹、鮪、旗魚、鮫等多く沿岸に於て鱒、鱒、鱈等盛に漁獲せられ、尙大島附近より房總沖合の深海底には黒魚、鱈、沖鮪等の深海性魚族多く、内灣に於ては鰹、鮪、鰈、アナゴ等の内灣性魚族多し、又沿岸の淺海には蜆、蛤、牡蠣、サルホウ、馬珂、蝦、蟹、海鼠等棲息し、且全沿岸中岩礁多き所には石花菜、褐布、和布等海藻類繁殖す、其他漁業の行はるゝ所は本縣三大河川として東京府に境して多摩川あり、相模灣の中央部に相模川、足柄下郡に酒匂川ありて何れも昔時より鮎の繁殖多く相當の漁獲あり、又足柄下郡元箱根に蘆ノ湖あり周圍四里三十町面積七百十五町歩餘海拔二千三百八十六尺、水の深さ平

均八十三尺餘にして鱈、アカハラ、鯉等の棲息を見是亦多少の漁獲あり。

本縣水産業の過去 本縣は江戸城下に新鮮なる魚介類を供給するに至便の地位を占めたるを以て古より漁獲高も自然多く其の收益も亦尠ならず、漁業に要する資本の如きも魚市場又は魚介仲買人より容易に供給せられたるを以て漁業の發達を促し比較的多額の資本を要し冒險的なる沖合漁業の如きも之が爲に發達せり、然るに王政維新の結果經濟界に激變を來し資本家と漁業者との關係昔時の如くならず加ふるに交通機關の發達と共に魚介類輸送の方法も容易となり東京の魚市場も獨り武相漁業者の占有を許さず資金の供給も亦意の如くならざるに至り爲に沖合漁業は一時代に衰頹し沿岸に於ける小規模の漁業に従事するもの増加し自然魚介類の繁殖も妨害し其の漁獲高年を追ふて減少し遂に漁場の狹隘を感ずるに至れり。

而して沿岸魚介藻類は蛸蛤、牡蠣、海苔の外は殆ど蕃殖保護の方法を講ぜず自然の儘に放任したるを以て逐年漁獲高減少し今や危機に到達せり。之が漁利を永遠に持續せんが爲には投石又は除草を行ひ築磯築瀬を造り且つ輪採法を講じ禁漁場を設け若は採捕期並採捕者の員數を定むる等極力蕃殖保護上に之が施設を爲すの外漁業の制限を加へ漁場を沖合に求めて之を擴張し出稼又は移住的漁業を奨励するの要あり。縣は即ち明治二十七八年頃より専ら沖合漁業に向はしめんと努めたりしが明治三十五年漁業法發布を見たるに依り沿岸漁場の區劃を定め、地先漁業組合の設立を勸奨し、稚介の蕃殖及採取方法を制限し水産技術員を置きて一層漁業の奨励に努め、明治三十七八年には遠

洋漁業奨励金下附の途を拓き、縣及郡費を支出し奨励に努めたり。然るに時勢の進運は漸く沖合漁業を初め一般漁業の發達を促したるを以て明治四十五年には水産試験場を設置し指導船調査船等の建造を爲し當業者の指導奨励に努むるに至れり。

震災の被害 曩年の大震災は慘禍海岸地方に甚しく震源地は相模灣沖に在りと謂はれし程なるを以て沿海一帯に大波浪の襲來を蒙り漁船、漁具の流失夥しく眞鶴、腰越、小田原の如く同時に火災を伴へる地方に在りては慘狀言語に絶せり、縣下漁業界の受けたる被害狀況次の如し。

震災被害狀況(漁民)

(家屋之部)

郡市別	組合員數	全焼、流失、全潰	牛	壊	家		家屋損害高
					死	傷	
橋本郡	一、五九九	二、三三九	一、三三九	一、三三九	一〇	一五	一、三三九、〇〇〇
久良岐郡	一、五九九	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一〇	一〇	一、一〇〇、〇〇〇
鎌倉郡	一、五九九	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一〇	一〇	一、一〇〇、〇〇〇
三浦郡	一、五九九	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一〇	一〇	一、一〇〇、〇〇〇
高座郡	一、五九九	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一〇	一〇	一、一〇〇、〇〇〇
中郡	一、五九九	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一〇	一〇	一、一〇〇、〇〇〇
足柄下郡	一、五九九	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一〇	一〇	一、一〇〇、〇〇〇
横須賀市	一、五九九	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一〇	一〇	一、一〇〇、〇〇〇
横須賀市	一、五九九	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一〇	一〇	一、一〇〇、〇〇〇
計	一、五九九	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一〇	一〇	一、一〇〇、〇〇〇

郡市別	和		船		機		船		總計
	隻數	金額	隻數	金額	隻數	金額	隻數	金額	
橋本郡	1	100	3	1,570	1	1,570	1	1,570	6
久良岐郡	3	6,100	1	1,570	1	1,570	1	1,570	6
鎌倉郡	8	5,100	9	25,850	3	9,950	1	1,570	21
三浦郡	3	3,700	8	26,020	7	49,850	1	1,000	19
高座郡	2	2,300	2	2,910	5	5,250	1	1,000	10
中郡	3	1,500	4	4,460	9	6,030	1	1,000	17
足柄下郡	3	2,500	7	30,490	7	33,010	1	1,000	18
横濱市	1	800	1	6,780	3	7,610	1	1,000	6
横須賀市	1	1,000	1	18,000	3	18,000	1	1,000	6
計	33	43,200	79	106,160	101	148,450	7	13,800	211

備考 本表中多くは槽船等の損害高を含めるも本表外縣下を通じ槽二七五挺、損害二、五四〇圓、舵、帆、錨類六三點、損害高三二四圓、其他雜具七、三五〇圓あり。

震災被害に對しては政府より漁業復興補助金の下付と復興復舊低利資金の供給を受けたるに依り漸次復舊し大正十四年に至り漸く震災前の狀況に復するを得たり。

然るに本縣の地位に鑑み水産業の開發愈々急なるを認め昭和二年四月一日以降縣水産課の獨立を見益々本縣水産界に貢獻する所あらんとす。

漁撈

近海漁業

東京灣内漁業 東京灣内と稱するは川崎市多摩川より以南三浦郡劍崎に至る東京灣方面一帯の沿海にして三浦郡觀音崎以北の灣澳部と同崎以南の灣口部とは魚類分布の狀態を異にし従つて漁業方法亦趣を異にす。

灣澳部沿海即横濱市本牧鼻以北は蛸、蛤、牡蠣、馬珂、赤貝等の各種採介盛にして其の漁具は主として沿岸附近の干潟に於ける腰捲及大捲なりとす。往時中ノ瀬附近並に三浦郡走水沖合に饒産せるミルクヒ、ダヒラギは近年發生狀況良好ならざる爲め漸く其の數を減少しミルクヒは殆ど絶滅に近くタヒラギは僅に中ノ瀬附近に之を存し潜水器を使用して採取す。

中ノ瀬は横濱市本牧鼻沖合に在り、其の區域廣大にして四時魚類の來游を絶たず、淺海魚類の棲息に適せるを以て蝦、蛸、アイナメ、鮮、鰈等を目的とせる打瀬網及蟹、鰯等を目的とせる桁網を使用する者最も多く之れに次で各種釣漁業盛なりとす。

網漁業中打瀬網に次で盛なるは鰯、鱈の揚繰網、六人網、小六人網等にして其の漁獲は年に依り豊凶ありと雖も優に他の網漁業を凌駕す、其他小網、七目網、鯨刺網等ありて特に横濱市以北には玉筋魚、白魚の曳網、鰯刺網等あり久良岐郡以内には鰯、鰯叩網、蝦刺網、海鼠桁網等あり。

釣漁業は概して本牧鼻以南に於て盛にして特に小物釣に長じ其の釣具繊細微妙にして釣技亦巧妙を極め古來久良岐郡野島及三浦郡走水等特に名あり而して當沿岸水暖く且つ海波靜かにして鱒アヲゴ、マコカレイ、沙魚、鱈、鱈等の水族多く沖合に於ては第三海堡あり、三十尋の水深に屹立せる一大岩礁を築造せるに同じく魚類去來に當り之れに滞留し従つて其の附近は中ノ瀬と相俟つて一大良漁場なり。

灣口部沿海即金田灣を中心とせる沿岸一帯の地は鱈漁業隆昌にして往時は小晒網盛なりしも近年眞鱈の來游少く且つ經濟上收支償はざるを以て二艘張網、棒受網、餌揚繰網等と共に殆ど全く其の跡を絶ちこれを專業とするものなきも現在餌料用の鯧高價なるを以て改良揚繰網は之れを目的として異常の發達を來し發動機船を曳船とし遠く各地に出漁し魚群の搜索に努め其の産額頗る増加し同地方唯一の主要漁業となれり、其他鱈地曳網、打瀬網、蝦刺網等あり、沿海漁業者多く之れを使用す釣漁業は鯛最も有名にして三浦郡南下浦村松輪及同郡浦賀町鴨居に於て周年本漁業に従事し漁法最も巧妙なり而して近年久里濱村沖合に於て水深七、八十尋の個所に太刀魚の漁場を發見し冬期を除くの外晝夜共從漁し得べく各地より出漁船多く其の産額に於て鯛を凌駕せんとするに至れり、其他イサギ、サヨリ及鱈の手釣、蛸曳釣及蛸壺等盛なり。

相模灣内漁業 相模灣方面の漁業は東部即ち三浦半島南端以西沿海と中央部即ち鎌倉、高座、中三郡の沿海と西部即ち足柄下郡の沿海とに依り漁業の狀態自ら相違す。

東部沿海は屈曲頗る多く三崎港、小網代港、諸磯港、矢作港、小多和灣の如き漁船の出入及避難に適する港灣少からず、漁業上最も形勝の地位を占む、隨つて沿岸到る所漁村ならざるはなく、漁業の利往々他の産業を凌駕するの勢を示せり、就中三崎、長井、西浦、葉山、小坪は其の最も主要なる部落なり。三崎町城ヶ島の漁民は専ら網漁業に従事し嘗て鱈、鯉、鮭、鯖、秋刀魚、眞鱈等を漁獲の爲め南は伊豆の大島以北より北は房總沖合に至る間に出漁し各時期に應じて流網を使用したも現時は鮎及鯉の流網は漁場の遠隔と共に衰微を來し之に反し沿岸の鰯巻網盛となれり、又沿海附近に於ては各種の漁網具を用ひ漁獲に従事するの外島民一般に潜水を能くし、四、五月頃より十月末に至るの間、鮑、蠔、螺、石花菜等を探取し盛に市場に搬出し其の産額少からず、又三崎港は東京灣並に相模灣の中央岬角に位置し其の沿海は灣口を去來する魚族出入の要衝に當り且つ港内は築港設備半ば完成し風波靜にして漁船の出入に安全なるのみならず市場に搬出すべき魚類の輸送に至便なるに依り古來漁業の方法頗る發達し舊三崎八ヶ町及向ヶ崎部落に於ける漁業の種類頗る多く主として鱈、鯉、柔魚、目鯛、鮭等の手釣漁業及延縄漁業に従事せり釣漁業は彼等の最も得意とする所にして其の技術の巧妙なる實に驚嘆すべきものあり、爲に實業教師として他府縣に傭聘せらるゝもの少からず、同地方にて行はるゝ柔魚の晝釣及鯖の投げ釣又は旗魚突棒に三本銚を使用したるが如き如何に漁具漁法の巧案に専念したるかを知るべく各地之れを模倣せざるものなし。

長井は其の地先に龜城根の暗礁遠く斗出し其の北側には小多和灣を控へ魚群の來游多く漁業上頗

る有利の地位を占むるを以て半島西部の一大漁村なるも其の漁業は概して小規模なるを免れず、漁業の種類最も多く釣漁業には鯖、鯔、鱈、鮭、柔魚、網漁業には蝦及磯魚を主とする刺網多く又鮑、蠔、螺、石花菜、和布等の採取盛なり。

西浦より鎌倉郡に至る沿岸の漁業は長井と同一なり、然れども西浦村佐島は其の沿岸に近接して天神島横たはり地形風波を凌ぐに便にして且つ鱈の來游絶えざるを以て鱈を目的としたる改良揚繰網發達し多數の網生洲に鱈を蓄養し以て鱈竿釣業者に餌料供給の爲め周年之れに従事し全國著名の個所となれり、秋谷及小坪等は明治四十年前後より發動機船及和船を以て盛に鱈釣漁業に従事したりしも、漸次漁場の遠隔と共に發動機付漁船大型となり遂に其の班に伍するを得ず却つて沿岸漁業に逆轉せり。

沃度製造業は明治三十五年三浦郡に於て開始せられしより其の原料たる搦布の採取に従事する者頗る多く地方一大資源なりしも近來其の用途絶へ一時廢滅したり、然るに最近房總及伊豆地方に於て新規に同製造を開始する者ありたる爲め昨年より相當價額を以て原藻を購入する者あるに至れるは稍々着目に價すべし。

中央部沿海即鎌倉、高座、中三郡の沿海は所謂湘南の地にして鎌倉郡中腰越津村及江ノ島は鯛、鱈、方頭魚等の延縄及鱈、鮭等各種の手釣漁業に従事する者少からず、獨り採鮑等は江ノ島潜水夫の特技なり、夫の岩窟前に於て鮑、蠔、螺の採取を爲し來遊都人士の娛樂に供するを見れば以て彼等が如何に潜水に

巧妙なるかを知るべし。

片瀬川以西は長汀相連り地曳網を使用するに便なるに依り往時は漁業隆昌を極め鱈、鮭、鱈、海豚等を漁獲する大形地曳網を使用せしが近年之等魚族の沿海附近に洄游するもの減少せしを以て地曳網漁業は衰頹し僅に鱈、鯖、シラス其他の雜魚を漁獲する小形地曳網を存するに過ぎず、殊に中央部は漁業兼業者多きが故に魚群の近海に洄游し來るや一時に漁船の増加を見るも魚群の散逸すると同時に漁船も亦其の跡を絶つを常とす、獨り中郡須馬町須賀及大磯町に於ては專業漁業者少からず、遠く沖合に出で鱈、鮭、鱈等に従事し又近來發動機付漁船を新造し伊豆七島附近に出漁するもの多し、大磯沖合は鮭一本釣漁業盛にして夏季相模灣内に來游したる鮭は灣澳たる姥島及國府本郷沖合水深百尋線附近に滞留し晚秋水温降下するに至るまで魚群集團するを以て沿岸各地より多數の漁船出漁し重要な漁場なり。

當部沿海中鎌倉郡は釣を主とし、高座郡は眞鯛、鱈を目的とせる小地曳網、改良揚繰網、二艘張網及四人曳網等の網漁業を主とし、中郡は網及釣漁業相半ばす。

西部沿海即足柄下郡の前羽より小田原に至る沿海の地形は中央部と略同一なるも海底の狀況は其の趣を異にし瀬ノ海以西に至りては急に水深を増し僅に沿岸を距る三百間内外にして五十尋に及び五百間を出でずして百尋を超ゆ、殊に早川以南は足柄の山脚急に海洋に迫り斷崖削立する所少からず、山勢南に奔り更に南東に向ひ恰も隻手を伸べたるが如き所之を眞鶴岬となす。岬端鬱々たる

老松高く聳え以て魚群を招致すべく岬脚一小灣を成して漁船を吞吐するに足る、漁撈上の利便少からず、斯の如く海陸の形勢頗る漁業に適し古來魚群の此の附近を洄游するもの多く沿海の要所には文政の頃より既に藁網を敷設せり、當時は漁獲頗多にして各種の魚類を網羅するを得たりしより呼んで根拵網と云へり。

爾來魚族の種類、漁場の位置、漁業の時期等に適應せしむべく漁具に幾多の改善を加へ現に使用するものは、根拵網、小藁網、改良三艘張網、三艘張網、又四艘張網とも云ふ、八艘張網、鱒大敷網、鱒大謀網の七種とす、前記の根拵網は鮭、鱒、柔魚を主とし、小藁網は鮭、鱒、鱈、鰻、其他の小魚類、三艘張網は鮭、八艘張網は鱒を漁獲するを目的とす、鱒大敷網は明治四十三年の創設にして、鱒大謀網は大正元年の創設に係り以來成績良好にして、全國著名の漁場少しとせず。

定置漁業以外に在りては、鮭、鱒の漁獲を目的とする揚繰網は、縣下同漁網の大半、當部沿海より出漁し相模灣内各所に於て従漁す、其他鮭、秋刀魚の漁獲を目的とする流網、棒受網、手繰網、七目網、其他の磯建網を主とし、鮭、沖鱒、鯛等の延繩鮭、鱒、鱈、柔魚等の手釣漁業なりとす。而して西部に於ける主要漁村は、福浦、真鶴、小田原町、古新宿及千度小路、酒匂村、網一色、前羽村、前川等にして、就中小田原町、古新宿の漁業者は最も勇敢にして、僅に肩巾六尺の漁船を舩し、遠く伊豆七島沖より西は伊豆半島の西南端、妻良子浦に及び、東は房州沖合に出漁し、鮭の延繩漁業、其他深海魚の漁獲に従事したりしが、今や大型發動機付漁船を建造し、縣下遠洋漁業の先驅を爲するに至れり。

遠海漁業

鮭延繩漁業は最近長足の進歩を爲し、豆南諸島、御藏島及八丈島附近より、銚子沖合に至る距岸百五十哩乃至二百哩内外の區域を漁場とし、大約十月より五、六月までの期間、三崎港を根據として、二十噸以上の發動機付大型漁船を使用し、之れに従事す、而して終漁後、其の漁船の約半數は三陸以北に轉じ、釜石港を根據として、北海道釧路沖を中心とし、擇捉島沖より室蘭沖に至る一大漁區に出漁を試み、八、九月より十月又は十一月中旬まで従漁す、斯くして殆ど周年本漁業に従事するもの漸次増加の傾向を有す。本漁業は漁利豊富にして、最近著しく出漁船數を激増したりと雖も、未だ遠く隣接諸縣に及ばざるを以て、天恵の地位を利用し、今後益々大型船の建造を行ひ、本漁業の隆昌に資すること肝要なりとす。

鯉漁業は、大約四月下旬より十月中旬までの期間、三崎港を根據として、二十噸内外の發動機付漁船を以て従業す、而して其の盛期は五、六月及九月の候にして、八丈島附近より、錢洲近海に至る區域を漁場とするも、漁期の遅るゝに従ひ、魚群の沿岸に來游すると共に、相模灣口及銚子沖合に轉ず、本漁業は却つて明治四十二、三年前後に於て、伊豆大島以内及房總近海に於て盛に従漁したるも、漸次漁場の擴張に伴ひ、一時衰勢を示したるが、最近挽回の傾向を示すに至れり。

伊豆七島近海は魚族豊富にして、其の棲息に適する魚礁多く、且つ黒潮の流域に當るを以て、同區域を漁場とし、小型發動機付漁船を使用し、周年鮭、鱒、目鯛、柔魚等の釣漁業に従事するもの少からず、而して漁期中、漁況の厚薄に依り、房總沖合及相模灣口の内外に轉漁し、其の出漁日數は一航海一日乃至數日

に亙り漁場の遠近に應じ時に短期間の出稼を行ふもの多く縣下重要漁業なりとす。

淡水漁業 河川の重なるは多摩川、相模川、酒匂川、早川の四にして他に鶴見川、境川、花水川等あり、之等諸川に於ては鮎釣最も盛にして就中多摩川は夙に人口に喰炙するも本縣下の流域に於ける産額は相模川第一位を占め厚木町及田名村久所特に名あり、殊に最近交通の至便に伴ひ都人士の來遊するもの多く優に多摩川を凌駕し掛釣及友釣の外鵜飼及鵜繩敷網漁業行はれ今後益々隆昌を來さんとす。其他同川に於ては鮎の外鰻、鯉、鱒等の漁獲あり其の産額少からず、酒匂川及早川に於ても鮎及其他の漁獲無きにあらざるも殆ど特記すべきものなし。

養殖 縣下の主要なる水産養殖業は海苔、蛤、蛸、牡蠣、鰻、鱒等にして就中盛なるは海苔養殖業とす。

海苔は明治四年川崎市大師河原地先に於て之が試殖ありたるを本縣に於ける斯業の嚆矢とす。次で同十六年久良岐郡金澤灣に、同十八年横濱市潮田町地先に、同二十八年三浦郡田浦町地先に、同三十九年より大正十一年に亙り横濱市本牧町地先及根岸灣一帯に養殖場を開設し其の面積二十四萬八千餘坪に及び品質佳良にして今年産額八拾九萬餘圓を算するに至れり。東京内灣淺海は蛤、蛸養殖に適し縣下地先に其の養殖適地五、六百萬坪ありと雖も從來唯自然の發生に委し頻に之が採取を事とし其の蕃殖に關しては敢て保護する所なかりしを以て産額僅かに壹萬内外に過ぎざりしが明治三十八年稚介發生に最も適當なる地域と認めらるゝ川崎市大師河原地先

に約一萬五千坪の禁漁區を設定し稚介の發生を保護し之が種介として各養殖場に配付し其の養殖獎勵に努めたり。爾來各地地先淺海に蛤、蛸種介移殖をなし之が増殖に努めし結果現今に於ては養殖場面積三百六十一萬餘坪に及び年額參拾貳萬餘圓を産するに至れり。然るに近時沿岸の埋立事業盛に行はれ養殖適地の淺海も日に狹隘となり今後集約的養殖をなすに非らざれば産額の増加を期し難き状態となれり。

牡蠣の養殖は明治二十二、三年頃久良岐郡金澤灣に竹浜を建て養殖したるを縣下の嚆矢とす。當時其の管理宜しきを得ざりし爲め收支償はず兩三年を出てずして廢止するに至れり、其後同三十年頃同郡六浦莊村三分に於て同一の經營を試みしものありしも微々として振はず、同四十二年度縣は地方費を以て補助金を交付し斯業の獎勵指導に努めたりしに其成績稍々見るべきものあり、是より同地方に牡蠣養殖を試むるもの續出せり、又農商務省水産講習所にては佛國式養殖法に倣ひ食卓用原料として優良品養成を計畫して同四十二年より同地に牡蠣養殖場を設け養殖法の改善に努めたりしも一般に行はれず、大正六年頃同地に於て他府縣産の牡蠣を移殖し實入れを爲すの利益なること認められ適地に蒔付養成すること行はるゝに至れり。又同九年頃より簀立に代ふるに水面に浮子を置き針金に介殼と竹片とを交互に綴りたる一連の付著器を垂下する養殖方法案出せられ漸次盛大に赴きつゝあり。而して大正十四年縣水産試験場は三浦郡三崎町諸磯、油壺灣口に於て垂下式による牡蠣實入を試みたるに良好の成績を見たるを以て爾來同灣に此養殖行はるゝに至れり。

蘆ノ湖には從來鹹、鯉、鮒等の魚族は棲息せしも鯉の如きは稀に見るに過ぎざりしが明治十三年初めて人工孵化に依り鮭、鱒の魚卵十萬粒乃至十五萬粒を湖中に放養し爾後三ケ年間繼續せり。是本邦に於ける人工孵化に因る湖水養殖事業の嚆矢なり。

同十九年湖水の舊御料局に編入せらるゝや同局に於ても引續き其事業を繼續し同二十年より二十四年に至る五ケ年間に鱒、嘉魚、鮭等の魚仔七十五萬尾を放流せり、同二十七年箱根町元箱根村の請に依り向ふ三十ケ年間湖水に於ける漁業權の許可を與へられ兩町村は漁業組合を組織し一定の制限の下に漁業を爲せり、之に依りて孵化事業も明治三十年よりは此組合に於て施行し年々五萬尾乃至六萬尾の稚魚を放流せり、而して明治二十五、六年頃より曩に放流せし魚類は大に發育蕃殖し漁撈の利湖岸を霑すに至れり同四十年帝室林野管理局は兩箱根より漁業權を返還せしめ孵化場を新設し琵琶湖、十和田湖、支笏湖等より鱒、鮭等の卵を移入し且つ本湖産親魚よりも採卵孵化を爲し年々百餘萬尾の魚仔を放流し専ら其の繁殖を圖れり、斯くして明治十三年より大正九年に至る間約一千萬尾の魚仔を放流せり。

同四十二年漁業者の資格及漁業並に舟艇取締規則を設け漁場漁期を制限して湖畔漁民に對し從來の如く漁業を許可し一時相當の漁獲を得たるも其の後鱒族減少せり、依つて大正七年に霞ヶ浦産公魚卵百十一萬粒同八年に百七十五萬粒同九年に一萬粒を放養したり、更に本年は箱根振興會に於て同魚卵百二十萬粒を放養したるが縣は淡水養魚事業の將來に着目すると共に本湖の風趣に富み内

外人の來遊する者益々多きに徴し其の需要に應ずるが爲め大規模に經營する所あらむと欲し本年より試験設備中なり。

製造 本縣下の水産業は近く京濱の大消費地を控へ交通機關亦完備せるにより潑洩たる鮮魚を容易に大市場に輸送し得べく殊に近年冷水藏事業の發達に伴ひ之を利用し或は氷詰として腐敗防止の方法を講じ盛夏の候と雖も遠く甲信兩毛及び名古屋以西の消費地に輸送するの便あり、斯くの如く鮮魚の輸送至便にして供給過剩の憂少きが故に本縣に於ける水産製造は特殊のものに限定せられたるの感なきにあらず、乍併時勢の進運に伸ひ世の嗜好に應じ化製加工を施すに因りて著しく價值を増加するものあり、或は往時廢物視せられたるものにして化製加工に依りて新に價值をして一層進ましむるものあり、其の共に經濟上緊要なるを認めたるを以て縣は水産試験場をして社會の需要に適せる製品を産出するに留意せしめ、試験研究を重ね其の準據すべき所を示し以て當業者の指導誘掖に努めつゝあり、茲に本縣水産製品上主要なるものを擧げん。

乾海苔は水産製品中第一位を占むるものにして年に因り豊凶ありと雖も平均年産額八拾萬餘圓に達す、東京内灣に面する川崎市大師町、横濱市本牧産のもの其の大部分を占め品質優良にして市場に於ける廉價本場産のものに比し遜色なし。

蒲鉾は小田原産のもの古來より名聲あり、其の需要極めて多く京濱は勿論甲信兩毛を主とし北は小樽、函館より西は釜山、京城、大連に及び其の範圍も亦極めて廣し、中郡大磯町、三浦郡三崎町に於ても亦

相當の産額あり、近來冷蔵設備の發達と共に之が原料を各地に求め一方製造上に於ては機力を利用するに至りしを以て製造高著しく増加し年産額四十萬圓に達せり。

相模灣に面する沿海には鹽乾魚の原料となるべき鰯、鯨、鯨等を儲産するに依り鯨、鯨、うるめは春開きとし半乾の儘籠詰として市場に搬出す、之が消費地は主として京濱兩市にして其の需要極めて多し、小田原町、三崎町、長井町の特産とす。

鰯は丸の儘目刺として販賣せられ須賀、小田原町、長井町、南下浦村の製品特に佳良なりとす。

たゞみ鰯は春季、しらすを生の儘賣にて乾燥せしものにして鎌倉郡以西一帯に産するも茅ヶ崎町、須賀産のもの特に賞味せられ年産額四十萬圓に及べり。

大正十一年以來水産試験場の指導に依り一般當業者に對し末廣鰯の製造を奨励せしに當業者自ら製造するに至り調味加工品として賞讃を博するに至れり。

煮干鰯の原料たる鰯は本縣沿岸到る處に之を産し就中三浦半島沿岸西浦村、長井町、南北下浦村を主とし高座郡中郡等相當の産額あり、大正九年以來改良角籠の設置を奨励し之が製造設備に對し補助金を交付し製品の改良統一を計りたるに、漸次其販路を擴張するに至り大阪、名古屋、京都、岐阜等を主とし關西方面に其需用極めて多くなれり。

以上の外、削節田作、鰯、鹽辛、若布、石花菜等の製品あり、又本縣特殊製品として「アンチヨビー」薬巻鰯あり。前者は夙に歐米に於て食用品として重要視されつゝあるも未だ本邦に於ては普及せざるに鑑み縣

は大正四年以降三浦郡南下浦村及中郡須馬町に於て製造試験を繼續施行したるに、製品は年々改良を加へたる結果歐米産に遜色なきに至れるに依り之が製造を當業者に勸奨せしに今は當業者の之が製造に従事するものあるに至りしを以て大正八年以後専ら本品製造指導に努めつゝあるものとす。又後者は鰯の本縣重要漁獲物にして鮮魚のまゝ販賣せられたるを以て春季魚價低落せし場合の處理方法として之が利用を考案加工せるものに係り大正十一年以來試製試賣を爲し専ら之が製造普及に努め本業の發達を圖りつゝあるを以て將來重要製品たるに至るべし。

水産奨励施設

神奈川縣水産試験場

本縣に於ては明治三十五年以來水産技術員を置き水産に關する講習、講話等を行ひ水産業の指導開發に當りたるが時勢の進運に伴ひ水産業の試験、調査等其他各種施設に漸く繁劇を加へたるを以て四十五年四月本場の設置を見たり、本場は當初事務所を縣廳内に置きたるが大正九年試験船相模丸(二十七噸五十馬力)の建造成り業務の擴張せるに伴ひ事業の遂行に便する爲め適當の地に本場を移轉して設備の充實を企圖するの必要に迫られたる折柄恰も足柄下、中兩郡の有志より本場移轉の請願出で同時に廳舎新營費の寄附申込あり、仍て大正十年通常縣會の議を経て大正十一年十二月建築の竣工を待つて足柄下郡酒匂村網一色に移轉せり。此年調査船江ノ島丸(十七噸二十五馬力)を新造し設備を充實して業務の遂行に努力せんとしたるに

偶々大震災に遭ひ本場も亦甚大なる被害を蒙りて附屬舎を全潰し漁具機械標本等をも大部破壊損傷せしが十四年五月本廳舎並に附屬舎の復舊工事完成し設備も亦略整頓せり。

其の後縣下の水産業も震災の被害より復興し沖合漁業特に發展の趨勢に入りたるを以て地方有志の寄附に依り昭和二年度に於て三崎町向ヶ崎埋立地に分場を設置し斯業の指導開發に更に一步を進むるに至れり。

水産試験場設立以來施行したる各種の試験調査講習指導等の事業中漁撈製造及養殖試験成績の主なるものに就き概要を述べ左の如し。

鯉、鮪巾着網漁業試験 鯉、鮪旋網漁業の改善を目的とし大正元年以來前後七ヶ年繼續施行の結果本縣に於ける本漁業に専ら使用せられたる揚繰網に代ゆるに巾着網を以てするの好適なるを認め當初打廻し總長五百三十尋魚捕高さ五十尋の巾着網を新調し、手撿キャブスタンを据付けたる網船二艘を建造し、曳船として小型發動機船を利用し、事業の經營を當業者に囑託して毎年夏期魚群の相模灣内に洄游せる間之を實施したるに、水揚壹萬餘圓に達したることありて揚繰網の漁獲に勝り收支の計算に於ては終始好結果を揚げたり、仍て本漁業殊に鯉漁に對して揚繰網に比し巾着網の遙に優秀なるを實際に示して當業者を啓發するところあり又曳船として發動機船を活用することの有利なるを認めたるを以て揚繰網漁業者の全部之に倣ふに至り本縣旋網漁業の發達に一轉機を與へたり。

鮪、鯉巾着網一艘旋漁業試験 前項試験の成績に基き近年他地方に於て勃興せる一艘旋漁法を試み漁獲能率の増進及努力の節減を圖らむとし大正十年度以來本試験を繼續施行し、試験船として相模丸に「ターン、テーブル」、「ウインチ」其の他の副漁具を裝置し、打廻し總長五百尋乃至五百二十尋、魚捕高さ五十尋乃至五十五尋の巾着網を新調し、機械船江の島丸を手船とし、夏期相模灣の内外に於て委託經營と直營と交々之を實施したるに漁獲成績壹萬貳千圓乃至五千圓にして從來の揚繰網に比し特に優秀なりといひ得ざるも「ターン、テーブル」の活用、機力の利用等に於て成績見るべきものあり、従業者は他の旋網に比し半數以下にて足り漁場の如きも他地方にも擴張するを得大に當業者を啓發したり。

集魚燈利用並鯉巾着網漁業試験 鯉漁業改善の目的を以て大正二年以降七ヶ年各地漁業組合に囑託して繼續施行したる所に係り、初二ヶ年は三浦郡南下浦方面の揚繰網並に高座郡茅ヶ崎の八田網に就き「プランチャード」集魚燈利用の方法を講じ、同四年よりは揚繰網並に八田網に替ゆるに巾着網を使用するを有利とし、打廻し總長百六十尋、魚取高さ三十尋の巾着網を新調し、前記集魚燈の外に「アセチリン」瓦斯燈をも併用し高座郡茅ヶ崎、三浦郡秋谷に於て前後四ヶ年之が試験を爲したるに、集魚燈としては「アセチリン」瓦斯燈の有効なるを知り又從來の網に比し巾着網の優良なることを確かめたり、此結果三浦郡より中郡方面に巾着網漁業を企劃經營するもの續出し本漁業の勃興を見るに至りたり。

鯉巾着網一艘旋漁業試験 前項試験成績に基き更に鯉巾着網に一艘旋漁法を試み漁獲能率の増進及勞力の節減を圖らむとし、大正十、十一兩年度に水産講習所と共同して豫察試験を行ひ、同十四年度に於て試験船江の島丸に「タイン、テール」其の他の副漁具を裝置し、打廻し總長百八十尋、魚捕高さ三十尋の巾着網を新調し、委託經營若くは直營として夏秋の間相模灣より東京灣に亘り之を實施したり、其の漁獲成績未だ見るべきものなきも、本漁法に依り従業員は從來の旋網に比し半數以下に節減し、漁場の如きも他地方に擴張し得て當業者を啓發したり。

瓢網並小臺網漁業試験 三浦郡沿岸には各所に魚礁あり、魚族の洄游多く定置漁具を敷設すべき場所少なからざるを以て大正二年本試験を始め、初年には同郡葉山村地先に瓢網を、二年よりは秋谷地先に小臺網を敷設し、同五年迄此等漁具の適否を試みたり。其の結果漁具として改良小臺網の優良なるを知り、夏季鱈、鯖、鰯、鯉等を漁獲するに有利なるを確かめ當業者亦一般に之を認め爾來同郡一帶に斯種定置漁業を企劃經營するもの續出するに至りたり。

鮪延繩漁業試験 本縣鮪延繩漁業の振興を促し當業者の指導誘掖に力めむと欲し、大正九年以降同十四年迄六ヶ年繼續施行したり、乃大正九年に試験船相模丸に漁具及副漁具の設備を爲し、初二ヶ年は之を直營し、爾後委託經營とし、毎年冬期四五ヶ月間房總沖合に出漁し、當初は専ら漁具漁法に就き試験し、後魚群洄游状況の調査旁々漁場の探查を爲し、以て當業者の指導に力めたり、漁獲成績は毎年壹萬餘圓にして大正十一年の如き貳萬七千餘圓に達し、異常なる好成绩を示したり、猶延繩として

「マニラ」繩の優良なること、副漁具として藤田式「ライン、ホーラー」の有効なること等を確かめたるを以て之に倣ふもの續出し、本縣鮪漁船の成績に顯著なる効果を現はすに至りたり。

「アンチヨビー」製造試験 本縣に饒産する鯉を歐米に於て食品として重視さるゝ「アンチヨビー」に製造し、其の輸出を試むる目的を以て大正四年以降同九年迄三浦郡南下浦、中郡須馬町に於て試製を續行し、其の製品を海外に試賣したり、鹽藏方法は年々改良を加え、容器の如きも洋樽より鐵葉罐に替へて試験を重ねたる結果優良なる製品を得るに至り、彼の地より千箱の注文に接したるを以て爾後専ら本品製造の指導に力む。

「アンチヨビー」利用試験 前項「アンチヨビー」製造試験に引續き鯉の利用方法を講ずる爲め大正九年より本試験を開始し、同年度は「アンチヨビー」油漬を、十年度には「アンチヨビーペースト」を試製して試賣品評の結果好評を博し、食料品店、ホテル等の注文に接したり、猶十一年度以降「アンチヨビーソース」及「ウースターソース」の試製試賣を繼續施行し、鯉の利用方法として好適なることを示し當業者を啓發したり。

鳴門和布製造試験 本縣の和布は三浦郡浦賀長井方面に相當産額あるも從來の簀干にては製品の價值上らざるを以て徳島縣鳴門地方に行はるゝ製法を試みむ爲め、大正十、十一兩年度に於て同地より實業教師を聘用し、試製旁々製法の傳習を開催したり、其の成績良好にして製品は能く長期の保藏に堪え、價格亦良く製造作業も簡易にして漁家の副業として好適なるを以て之が製造を實行する

ものあるに至れり。

味淋乾鰯製造試験 本縣に饒産する鰯の利用方法として近年京濱地方に需要多き味淋乾鰯の製法を試み之が普及を圖らむ爲め大正十一年度に於て本試験を行ひ製法簡易にして且有利なるを認めたるを以て同十二年度に至り小田原町の當業者に就き囑託試験を爲し以後三浦郡高座郡等に於て製造講習を開催し本製造法の普及に力めたる結果縣下に本品の生産を見るに至れり。

鮎葉捲及燻製製造試験 本試験は大正十一年以來繼續施行したるが、葉捲は其の操作に習熟を要するを以て原産地能登地方より職人を聘して試製を爲し毎年京濱間に試賣品評を行ひたるに兩品とも好評を博し生産價值も充分なるを確めたり。而して葉捲鮎は湘南地方の名産品として認められ之が製造を企つるものあるに至れり。

淺海利用養蠔試験 三浦郡沿岸より東京内灣に至る本縣沿岸の淺海干潟の利用方法を講ずる爲め大正十三年以來冬期三浦郡諸磯外二三ヶ所に於て垂下式に依る牡蠣の身入及種付試験を繼續施行したるに三ヶ年の成績に依り從來利用されざりし鹹水帯に於て充分に且迅速に牡蠣の身入を見且種付も行ひ得ることを確かめて經濟上有利なるを知りたるを以て試験地三浦郡諸磯に於ては之が經營を行ふに至りたり。

鯉魚輸送及蓄養試験 静岡、愛知方面に饒産する養殖鯉の冬期に於ける長距離輸送を試み且春期迄蓄養して販賣するの經濟價值を知らむ爲め大正三十四兩年度に於て本試験を実施したり。其

の結果輸送に於ては簡易なる新規の方法に成功し、蓄養に在りても有利なる採算を爲し得ることを確かめ當業者の注意を喚起したり。

又本場に於て調査したる事項中主なるもの左の如し。

定置漁業調査 定置漁業改善の爲め大正十一年度以來本調査を実施し左記事業を繼續施行して當業者の指導啓發に力めつゝあり。

一 網糸網類及染料比較試験

二 大謀網漁場細密測量 既に十ヶ漁場の測量を終れり

三 同 揚網法試験 壓搾空氣に依る浮力利用の揚網法を試験す

四 同 潜水調査 網の敷設状況、漁場等に就き潜水して調査す

五 鮎漁況調査 互相地方の大謀網各漁場と聯絡し鮎の漁況を調査研究す

六 鮎河游状況調査 鮎の標識放流を行ひ其の河游状況を調査す

漁業基本調査 大正元年以來本調査を実施し左記の觀測及調査を續行し海象及氣象と漁況との關係を定め漁業の改善に資す。

一 海象觀測、沿岸觀測、相模灣沿岸七ヶ所に於て毎月三回宛行ふ

沖合觀測 同 灣横斷線上に於て毎月一回行ふ

遠海觀測 外海に於て隨時行ふ

二氣象観測 本場及分場に於て毎日三回行ふ
 三漁況調査 周年近海及外洋の主要魚族の洄游状況及漁況を調査す
水産施設獎勵 縣は専門技術員を設置し水産試験場を設立し當業者の指導啓發に努むる外遠洋漁業獎勵の爲め明治四十四年以來漁船を新造し遠洋に出漁する者に對し獎勵金を交付せり。
 大正十五年郡役所廢止せられたるに因り郡市水産會の活動に待つべき所多きを以て同水産會技術員をして遺憾なく職務を遂行せしむる爲め技術員設置費の大半を補助すべく昭和二年度に於て四千圓の豫算を計上し之を交付せり。又縣水産會には設立以來事業費補助とし年々四千五百圓を交付しつゝあり。

水産業者數及戸數 (各年末現在)

年次	水産業者數		水産業者戸數	
	兼業	専業	兼業	専業
明治四十年	五、四〇四	七、二五二	一一、五四二	二、〇六九
大正元年	五、六六三	四、五二一	一〇、一八四	七、二二一
同五年	七、二七一	六、二二二	一三、四九三	九、三二〇
同十年	六、七七三	六、九六六	一三、七三九	一〇、四〇六
昭和元年	八、〇七二	七、二二五	一五、一九七	一二、二五〇
合計			六六、一四九	二八、三九九

水産總産額

年次	漁獲高	製造高	養殖高	遠洋漁業漁獲高	合計
明治四十年	一、八六六、四四六 <small>円</small>	三六、三三五 <small>円</small>	一六〇、八三九 <small>円</small>	—	二、〇六三、五二〇 <small>円</small>
大正元年	二、〇〇、九六四	三九、七九〇	一三九、七三三	一五五、六五〇	三、五七六、一三七
同五年	三、〇八一、九九九	六七六、一五〇	四〇一、一八六	五八、五三〇	四、〇六七、八〇五
同十年	一〇、一三三、〇一七	一、八四六、四九六	九一〇、三六九	五九、一三〇	一二、〇六九、〇一二
昭和元年	六、六五八、三三二	二、六四八、八七八	五二〇、一三五	九〇、四〇〇	一〇、七七八、九二七 <small>円</small>

漁船 (昭和元年末)

動力ヲ有セザル漁船	動力ヲ有セザル漁船		現在船數	新造船數	廢用船數
	噸以上	噸未満			
五噸未満	(五十石未満)	六、九六五	二八九	二六六	
五噸以上	(五十石以上)	三	—	—	
計		六、九六八	二八九	二六六	
二十噸以上	(二百石以上)	一三	—	—	
二十噸未満	(二百石未満)	四	—	—	
計		一七	—	—	
五噸以上	(五十石以上)	三六六	—	—	
五噸未満	(五十石未満)	九	—	—	
計		三七五	—	—	

		動力ヲ有スル漁船		
		二十噸以上	五至二十噸	五噸以下
前年計	合計	二八	七	一
	年計	二八	七	一
前年計	合計	七、五五七	七、四八六	五〇一
	年計	七、五五七	七、四八六	五〇一
前年計	合計	三九三	三三五	四六
	年計	三九三	三三五	四六
前年計	合計	三七二	二九四	二八
	年計	三七二	二九四	二八

水産團體

明治初年より東京内灣に内灣水産組合あり、多摩川以西三浦郡南下浦村に至る沿海漁村を以て區域とし漁業上相互の聯絡を計ると共に東京、千葉方面出漁者間に於ける交渉或は取締を行ひ且つ縣下漁業者の團結を鞏固ならしめ漁場の安全を圖るを以て目的とせり。相模灣内に於ても鎌倉以西足柄下郡に至る間を區域としたる組合あり、取締役を置き漁業者相互の聯絡を圖り且つ共存共榮の精神を助成し従つて本縣水産業の開發に當り貢獻する所尠からざりし。明治三十五年漁業法發布せらるゝや沿岸各地に漁業組合設立を見、前記水産組合は自然解散するに至りしが、其の統一並指導の爲め三浦、鎌倉、高座の三郡に於ては水産會又は水産獎勵會を設立せり。同會は水産會法の發布に伴ひ各郡市水産會の設立に至るまで良く漁業組合を率ひて其の嚮ふ所を知らしめ漁業者の指導誘掖

並に各種事業の助成に盡瘁したる所尠からざりき。

水産會

大正十年四月水産會法發布せらるゝや縣は各郡市に一般水産業者を會員とする水産會の設立を獎勵したるに横濱市及横須賀市を除くの外沿海の各郡は同年中競ふて之が設立を爲すに至れり。當時會員總數約八千二百餘名經費總額壹萬八千八百餘圓なりき。更に同年十二月には各郡水産會を會員とせる縣水産會の創立あり、囑託技師三名、專任技師一名を置き、經費總額一萬三千九百餘圓を豫算して各郡水産會の聯絡統一を計ると共に斯業の健全なる發達を促進し國策の徹底、衆望の達成に努力せり。

大正十四年橋樹郡水産會は川崎市々制施行に伴ひ會則を變更し川崎市を加へ橋樹水産會と改稱せり。横濱、横須賀兩市に對しては時に應じ之が設立を獎勵したるに横濱市に於ては其の機運漸く熟し昭和二年三月横濱市水産會の創立あり、偶々横濱市域擴張の時に會し隣接橋樹、久良岐兩郡の内八ヶ町村は市域に合併したるを以て前記兩郡水産會は横濱市水産會に併合せしめ事業を遂行せしむるを適當としたるに依り同年八月農林大臣の認可を得て合併するに至れり。現在縣下水産會數七にして其の狀況左の如し。

水産會の狀況

會名	設立年月日	會員數	經費總額	設立當時會員數	設立當時經費總額
神奈川縣水産會	大正十年十二月廿七日	六	二〇、五六七円	七	一〇、五一〇円

市郡名	昭和二年八月十八日	昭和二年八月十八日	昭和二年八月十八日	昭和二年八月十八日
横濱市水産會	二、〇六六	九、二〇〇	二、〇六六	九、二〇〇
三浦郡同	四、〇二〇	一四、六三六	四、三一九	四、七〇〇
鎌倉郡同	四五〇	二、六四七	一八六	一、八七九
高座郡同	四二〇	三、五七四	二五九	七五〇
中郡同	一、三二四	六、〇二七	四、二四二	一、三二二
足柄下郡同	二、二四五	六、七八三	三九五	三、八一
計	九、七二〇	六三、四三一	一一、四七四	三二、一七一

漁業組合 明治三十五年以來の設立に係り漁村の發達に貢献する所少からざりしも其の多くは専用漁業權並に入漁權を獲得し之が利用行使を爲すに止まり漁業に關する共同の施設を爲すもの無かりき。依て縣は大正十年漁業組合改善方針を確立し組合員の福利増進を圖る爲め共同施設事業を奨励したるに爾來之が實施を見るに至り今後益々發達すべき傾向なり。

由來漁村の發達は漁業組合の活動に待つもの多きを以て事務の整理及改善に力を盡し之が指導及監督を嚴ならしむるを要す。而して極力組合員の漁業を奨励し以て時代の進運に順應して之が發達を圖ると共に苟も其の生活の基礎となるべき漁獲物及水産製品の共同販賣並に共同運搬、漁業用品及日用品の共同購買、漁業資金の貸付並に貯金の奨励等は能ふ限り之を勸奨し以て漁村の繁榮を期せざる可らず。縣下に於ける現在漁業組合數八十六個に達し郡市別の狀況左の如し。

一 般 狀 況

市郡別	組合數	組合員數	一般會計總費	積立金	其他金	計額	借入金額
川崎市	一	八五五	六、七七一〇	四、五三三〇	二、三三三〇	六、七九六〇	三九、七八〇
橋本市	三	一四〇	三、三三〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二、七〇〇
横濱市	一三	一、四六三	四、六七、六八〇	三、八七三〇	五、一三、四八〇	一、九〇、〇六四	三九、七八〇
久良岐郡	五	三九五	二、五三、〇九〇	二、九〇、〇〇〇	一一、五三、八五〇	二、六六、八八〇	二、六六、八八〇
横須賀市	二	一〇一	四、四〇、七五〇	二、二、五〇〇	二、五五、〇〇〇	二、二〇、〇〇〇	二、二〇、〇〇〇
三浦郡	三	四、六六五	一、四九、七三、九〇〇	二、四、六三、八二〇	四、九三、〇六七	二、九、五、六四、五三三	一、四、七、七、九〇〇
鎌倉郡	三	四、三三	三、七、三、四、一五〇	一、九、九、〇〇〇	一、五〇〇	五、八〇、八八〇	三、七、〇、〇〇〇
高座郡	五	一、六	九、七、八、三、一八〇	二、六、二、〇、四〇〇	四、〇、〇、〇〇〇	五、三、七、一、三四〇	二、三、六、〇、二〇〇
中郡	六	一、六	九、〇、三、三、二六〇	三、〇、七、二、〇、六五	五、九、九、〇、〇〇〇	七、〇、六、五、一、二三五	五、〇、四、七、四、三三〇
足柄下郡	六	二、〇、〇、〇	三、四、二、〇、五、五三〇	六、五、七、三、〇、八〇	二、八、五、三、〇、〇〇〇	九、四、三、三、三、六八〇	一、三、二、〇、八、九、七三〇
計	八六	一〇、七、七、二	六、七、四、一、三、六五〇	一、五、一、九、〇、六、八八	九、三、〇、二、三、九四	二、三、八、三、〇、〇、〇〇	五、三、一、七、〇、三、六〇

共同施設狀況

市郡名	事業資金額	共同施設		事業		業		共同運搬	取扱高
		販賣取扱高	共同購買取扱高	貸付資金	利子收入高	共同運搬	取扱高		
川崎市	二、五三三	四	六、五、五、四、九、二〇〇	一	二〇九、九六〇	一	五、〇〇、〇〇〇		
橋本市	二、五三三	四	六、五、五、四、九、二〇〇	一	二〇九、九六〇	一	五、〇〇、〇〇〇		
横濱市	九、五〇〇	四	六、五、五、四、九、二〇〇	一	二〇九、九六〇	一	五、〇〇、〇〇〇		
久良岐郡	九、五〇〇	四	六、五、五、四、九、二〇〇	一	二〇九、九六〇	一	五、〇〇、〇〇〇		

大なるものありて孰れも本町通及び辨天通等目抜の場所に軒を比べ、洋銀取引盛んに行はれ、兩替商數十戸の多きに上り、海陸交通の便開くるに従ひ、東京其の他の地方より入込み来る人々多く、活氣は横溢し、明治十年西南戰役終局後には、銀行其の他商事會社續々新設せられ、市況一層殷盛に赴けり。然るに明治二十年の頃より横濱港の輸出入貿易は、漸く神戸港に移らんとするが如き傾向現はれ、殊に日清戰役後は、臺灣、朝鮮及支那方面に商業區域擴張せられしが爲め、神戸港の貿易は著しく殷盛に向ひ、一時横濱に於ける輸出貿易の一部分は神戸に移りしかの如き觀を呈するに至れるも、爾來横濱に於ける官民の絶えざる發展運動は本縣各地の發達と相俟ちて著しく内面的に横濱の振興を促し、年と共に殷賑を加ふるに至れり。

如上の趨勢は夫の歐洲大戰を経て愈々著しきを加へつゝありしに大正九年經濟界の變動に遭ひ不振に傾ける折柄大正十二年の大震災に厄せられ市郡部を通じ一時取引杜絶の慘狀を呈したるは最も遺憾とする所なり。されど震災後の復興力頗る偉大にして現時の商業狀態は設備の復舊、區劃の整理、店舗の整備、營業者の増加、工場商館の再興等に依り震災前に比し八割以上の程度にまで回復し其の現象は直接本縣現時の貨物集散狀況に現はれつゝあり、近き將來に於ては横濱市内に於ける外國商館の復興著しきものあり、延ひて貿易關係の商勢一段と有利に展開すべきを期待せらる。

商工の現況 試に最近の各種商取引機關を種類別に示せば

銀行數—特殊銀行二、貯蓄銀行二、普通銀行三三、管内銀行支店一〇四、管外銀行支店六〇、

合計 二〇一

會社數—農業會社一〇、水產業會社四、鑛業會社九、商業會社七二八、工業會社三二七、運輸會社一〇八

合計 一、二八六

工場數—染色工場一八九、機械器具工場一三〇、化學工場五三、飲食物工場一二六、雜工場一六

六、特別工場一四

合計 六七八

市場數—卸賣市場五九、小賣市場一二二(公設市場)、二五(私設市場)

合計 九六

商工團體數—重要物產同業組合三三、同聯合會一、準則組合一二七、酒造組合一、工業組合四、其他六。

尙明治四十四年末の本縣商業關係戶數と比較的最近の商業戶數とを併示すれば左の如し。

(明治四十四年末現在)

市郡名	專業	兼業				合計
		農業	工業	漁業	畜業	
横濱市	二〇、〇八七	三九	一、一九五	一一〇	二〇、〇八七	
横須賀市	二、二七三	三九	一、一九五	一一〇	三、九二五	

市郡名	商業		交通		合計	
	本業	副業	本業	副業	本業	副業
久良岐郡	一四一	六〇	二四九	一一八	二六	一〇
橋樹郡	一九六〇	二四九	二〇一	二〇	一六八	二四〇四
三浦郡	一九八	二四九	二〇一	八七	一六八	四七九
都筑郡	一四四五	二〇一	二〇一	八七	一六八	一九六七
鎌倉郡	五七三	二〇八	二〇一	八七	一六八	八九四
高座郡	一四三五	八六五	一五九	八一	四八	三、四六七
中上郡	一七七六	三三六	一五二	三八	一七	二、三六一
足柄上郡	三三九	一五二	三八	三八	七三	六〇三
足柄下郡	一、八一八	四六二	六三	六〇	五九	二、五二五
愛甲郡	四九〇	二二二	九三	四七	四七	八九七
津久井郡	二〇二	一三六	四二	一五	一五	四三〇
合計	三二、七三七	三、一七九	一、九六五	七七七	三九、二八四	

二九四

(大正十年末現在)

市郡名	商業		交通		合計	
	本業	副業	本業	副業	本業	副業
横濱市	四、四五	四九	九六	一六	五、一三	六、九〇
横須賀市	三、〇〇	一八	二九	一八	三、二八	五、八九
久良岐郡	六、九六	二、六九	九六	一六	七、八八	一〇、六〇
橋樹郡	五、六二	七九	八八	三三	六、四〇	一〇、三三
都筑郡	二、七五	一、九三	三三	九一	三、〇八	五、二二
三浦郡	一、六〇	八五	二〇	九一	一、八〇	三、〇〇
鎌倉郡	一、六〇	八五	二〇	九一	一、八〇	三、〇〇
合計	二六、七四	一五、八四	四、四三	一、八五	三〇、〇〇	四〇、二七

市郡名	商業		交通		合計	
	本業	副業	本業	副業	本業	副業
高座郡	二、八八	三、八八	二、六六	二四	三、七二	六、四八
中上郡	四、〇八	二、〇二	六三	三三	四、六六	七、〇二
足柄上郡	七、八〇	五、五	三、八	一〇	一、〇八	一、五八
足柄下郡	三、〇〇	二、四七	五三	三六	三、五七	六、七五
愛甲郡	八〇三	一、〇五	一三	二六	九六	一、六六
津久井郡	三、四三	九六	四二	一八	五〇	一、一六
合計	二六、七四	一五、八四	四、四三	一、八五	三〇、〇〇	四〇、二七

備考 一、本表は横濱市の調査を缺く

二、大正十一年以降は本表の如き業態別戸数の調査行はれず。

貿易の發達

近時我邦の經濟界は一般に長足の進歩を成したるも、就中其の隨一に推さるゝは蓋し外國貿易の發達なるべし。横濱開港以來外國貿易發達の狀況を尋ねるに、當初は貿易總額僅に壹百拾貳萬壹千九百拾貳圓に過ぎず、是明治四十四年に於ける横濱港輸出品中第九位に在る綿織絲輸出額の半額にも及ばざるなり。明治元年には貳千九拾九萬壹千貳百參拾參圓を算したりと雖も是れ亦明治四十四年の横濱港輸出品中第二位に在る羽二重の輸出額より少きこと八百萬圓なり。而して當時は維新の時に際し、制度文物一に範を歐米に採りたるを以て、自然外國製品の需用増加し、輸入大に増進したるも、開國進取の國是に依り政府は産業獎勵に努めたる結果輸出亦増進し、十年には輸出入額を合し參千六百九拾四萬五千壹百五拾六圓に上れり。然るに西南戰爭後は、紙幣増發の

二九五

爲め企業熱の勃興に次ぐに、物價騰貴を以てし、一層輸入超過の趨勢を助長せり。是を以て明治十四年末頃より政府は紙幣回収に着手せし爲め、物價漸く低落し、貿易の趨勢一變せり。而して輸出入額は年を追ふて増加し、明治二十年には六千九拾五萬壹百五拾圓を算せり。日清戦役後は國威の宣揚に伴ひ、外國市場に於ける日本商品の新需用を喚起せしと、戦後に於ける事業の勃興とに依り、輸出入共に著しき増進を見るに至れり、明治三十年には壹億七千七百五拾參萬七千八百參拾九圓に達し、北清事變及日露戦役を経て、輸出入更に激増し、明治四十四年の貿易額は實に四億參百九拾壹萬六千四百四拾五圓を算するに至れり。乃四十四年間貿易額十九倍餘の増加を見たる次第にして之を西南戦役前(九年)の貿易額に比すれば殆んど十倍の増加にして之を日清戦役前(二六年)の貿易額に比すれば四倍半に近き増加なり又之を日露戦役前(三六年)の貿易額に比するも尙ほ一倍半餘の増加なり。更に輸出入に分ちて之を比較すれば、明治四十四年の貿易額は開港初年の貿易額に對し輸出に於て約三百九十四倍し、輸入に於て約三百二十四倍す。明治元年の貿易額に比すれば輸出に於て約十七倍し輸入に於て二十三倍す。又西南戦役前(九年)の貿易額に比すれば輸出に於て約十倍半し、輸入に於て約九倍す。日清戦役前(二六年)の貿易額に對しては輸出に於て約四倍し、輸入に於て約五倍す。日露戦役前(三六年)の貿易額に對すれば輸出に於て孰れも約一倍半の増進を爲せり。大正年間に入りては國際間に於ける本邦の地位愈々向上確立し且世界的産業發展時代となり之に伴ひ其の貿易額更に一段と増進し殊に歐洲大戰勃發の結果我が對外貿易は忽ち未曾有の巨額に達

し所謂貿易最盛期を現出し即ち横濱輸出及貿易總額も大正八年其の最高潮を示すに至れり。然れ共大戰後に於ける反動來に依り爾後貿易方面も漸く不振に傾き、加ふるに大震火災は一朝にして貿易關係諸機關を潰滅に歸し、横濱港として有史以來の慘害を蒙り、對外取引上に及ぼしたる影響實に容易ならざる場合に逢着したり。其の後官民各方面の奮起努力能く効を奏し、忽にして復舊復興の實を擧げ得たるを以て現時の本縣外國貿易は内地財界不況の際に拘らず、大體に於て、順調に推移しつゝあり。

今開港當時より昭和二年に至る横濱港の輸出入の概況を窺ふに左の如し。

年次	輸出額	輸入額	輸出入合計	輸出超過額 △印ハ輸入超過
安政六年	五七八、九〇七	五四三、〇〇五	一、一二一、九一二	三五、九〇二
萬延元年	三、一九四、六八八	二、九九六、五六八	六、一九一、二五六	一九八、一二〇
慶應元年	五、三一八、七六七	四、九八八、九二一	一〇、三〇七、六八八	三二九、八四六
明治元年	一三、三〇七、二〇一	七、六八四、〇三三	二〇、九九一、二三四	五、六二三、一六八
同 一〇年	一五、九六一、三六八	二一、〇二八、七八八	三六、九四五、一五六	五、一一二、四二〇
同 二〇年	三三、七七五、二二二	二七、一七四、九二八	六〇、九五〇、一五〇	六、六〇〇、二九四
同 三〇年	九〇、七〇〇、九八四	八六、八三六、八五五	一七七、五三七、八三九	三、八六四、一二九
同 三五年	一三九、〇一五、六七六	八九、二九二、五〇五	二二八、三〇八、一八一	四九、七二三、一七一
同 四〇年	二〇五、八九〇、〇三四	一七二、四一四、七六四	三七八、三〇四、七九八	三三、四七五、二七〇
同 四四年	二二八、〇八一、七九七	一七五、八三四、六四八	四〇二、九一六、四四五	五二、二四七、一四九

品目	年	数量	品目	年	数量
大正元年	二五七、八五〇、五一二	二一五、三六九、八八六	蜜	四七三、二二〇、三九八	四二、四八〇、六二六
同二年	三一六、八二一、三八八	二三五、一〇二、一〇五	蠟	五五一、九二二、四九三	八一、七一九、二八三
同三年	二六九、四五二、四六四	一七八、七八一、二七六	木	四四八、二二三、七四〇	九〇、六七一、一八八
同四年	三〇五、九五三、五八八	一四〇、三五〇、六二四	木	四四六、三〇四、二二二	一六五、六〇二、九六四
同五年	四九七、六五三、一五八	二〇九、七三七、六八三	木	七〇七、三九〇、八四一	二八七、九一五、四七五
同六年	六六七、〇六五、一四五	二八七、二六七、六九九	木	九五四、三三二、八四四	三九九、七九七、四四六
同七年	八一六、八九九、九九四	五一八、六七九、一二八	木	一、三三五、六六九、一二二	二九八、三一〇、八六六
同八年	一、〇一九、三〇九、六九〇	六八九、四三〇、六三六	木	一、七〇八、七四〇、三二六	三二九、八七九、〇五四
同九年	七六六、一六四、二三一	七一〇、〇四四、六八四	木	一、四七六、二〇八、九一五	五六、一一九、五四七
同十年	六〇二、九九三、二五九	五二〇、四〇〇、七六五	木	一、一二三、三九四、〇二四	八二、五九二、四九四
同十一年	八九五、四六三、二四二	六五二、一五四、一〇九	木	一、五四七、六一七、三五一	二四三、三〇九、一三三
同十二年	六六八、六一一、〇二七	五一五、二七九、八四一	木	一、一八三、八九〇、八六八	一五三、三三一、一八六
同十三年	六七二、二八三、六二一	六三五、八四八、五五三	木	一、三〇八、一三二、一七四	三六、四三三、〇六八
同十四年	九〇〇、七二八、二六三	六二〇、二九三、五九五	木	一、五二一、〇二一、八五八	二八〇、四三三、六六八
同十五年	七六〇、三五九、九二九	六三九、六三九、七〇四	木	一、三九九、九九九、六三三	一二〇、七二〇、二二五
同十六年	七四九、〇〇六、〇九一	五七四、八一九、九五二	木	一、三二三、八二六、〇四二	一七四、一八六、一四〇

明治初年の貿易品 維新以前は姑らく之を措き明治元年當時の横濱港輸出入品目を檢するに

左の如し。

輸出品

品目	数量	品目	数量
生絲	一萬二千四百四十五擔一斤八分五厘五毛	蠟	七擔
玉斗	七百九十五擔九十三斤二分五毛	木	五十箇、五十鉢
扇	六百三十五擔五十八斤	木	五十噸
茶	千五百七十七擔三十一斤	木	四百枚
乾魚	八萬六千四百九十七擔九十六斤六分二厘	絲	八擔
乾鮑	三百二十四擔十斤六分七厘	紙	千五百七十九擔八十七斤二分
乾鼠	百九十五擔七十斤	紙	二百六萬五千十二枚
乾鰯	三百五十七擔六十斤	紙	三百八擔八十七斤
乾鱈	四百十二擔九十八斤四分四厘	紙	四百反
乾老	百十七擔四十斤	紙	六百九十一擔六十斤
推老	千八百六十九擔十一斤一分五厘	紙	六擔八十斤
推老	三十九擔九十斤	紙	四千六百十一箱
推老	七千三百六十六擔十七斤	紙	四百九十七擔七十八斤
推老	三百六十擔六十一斤五分	紙	三百七擔六十八斤三分三厘
推老	十七擔	紙	百四十四擔六十三斤
推老	百六擔二十九斤	紙	一箱
推老	三十四擔	紙	五千三百三十二擔
推老	二百六十七擔十三斤	紙	百五十擔
推老	千二百二十一擔六十斤	紙	一萬三千二百擔
推老	六擔二十斤	紙	四十八箱
推老	二百八十六擔二斤	紙	三十五擔九十六斤
生絲	一萬二千四百四十五擔一斤八分五厘五毛	蠟	七擔
玉斗	七百九十五擔九十三斤二分五毛	木	五十箇、五十鉢
扇	六百三十五擔五十八斤	木	五十噸
茶	千五百七十七擔三十一斤	木	四百枚
乾魚	八萬六千四百九十七擔九十六斤六分二厘	絲	八擔
乾鮑	三百二十四擔十斤六分七厘	紙	千五百七十九擔八十七斤二分
乾鼠	百九十五擔七十斤	紙	二百六萬五千十二枚
乾鰯	三百五十七擔六十斤	紙	三百八擔八十七斤
乾鱈	四百十二擔九十八斤四分四厘	紙	四百反
乾老	百十七擔四十斤	紙	六百九十一擔六十斤
推老	千八百六十九擔十一斤一分五厘	紙	六擔八十斤
推老	三十九擔九十斤	紙	四千六百十一箱
推老	七千三百六十六擔十七斤	紙	四百九十七擔七十八斤
推老	三百六十擔六十一斤五分	紙	三百七擔六十八斤三分三厘
推老	十七擔	紙	百四十四擔六十三斤
推老	百六擔二十九斤	紙	一箱
推老	三十四擔	紙	五千三百三十二擔
推老	二百六十七擔十三斤	紙	百五十擔
推老	千二百二十一擔六十斤	紙	一萬三千二百擔
推老	六擔二十斤	紙	四十八箱
推老	二百八十六擔二斤	紙	三十五擔九十六斤

菓 食 物 類	四箱
諸 食 物 類	千七百六十一箱
豆	五擔
鳥	八籠
合 根	二百五十九箱
疊	二百四十枚
竹	二十三束
石	二百本
龍 吐 水	百五十五本

羅 紗	一萬二百五十七反半
毘 板	五百九十六反
毛 織 物	七萬五千五百三十八反
天 鷲 絨	二萬九千九百四十二反
英 吳 呂	二萬九千九百四十二反
毛 木 綿 交 織	十四萬五千百十反
毛 氈	四百一枚
紋 羽	二千二百五十反
フ ラ ン ケ ッ ト	二千九百六十四擔六十二斤五分
モ ヘ ー ル 敷 物	七千三百三十枚
木 綿 綢 同 股 引	二百四十三箱
綿 帶	八百四十二反
木 綿	三萬九千九百五十六擔十四斤四分五厘
龍 犀 人 鮫 革 鹿 熊 牛 革 足 衣 綠 麻 襪	三十五擔二斤
絲	一萬七千三百三十一擔五斤五分
綿	百八十箱
服	百二十箱
袋	九百八擔六十二斤五分
皮	五百八十八擔八十三斤五分
皮	六十三枚
皮	百六十三枚
皮	九箱
帶	四千五百五十枚
參	十五擔四十七斤
角	二擔七十八斤
鬮	四擔二十斤

茯 苓	二擔
紅 花	二百五十擔
塗 油	千二百四十三箱
籐 油	六百四十九擔五十二斤
紙 具	百六十二箱
家 具	千三百七十二箱
飯 臺	三百七十五枚
諸 食 物 類	九千六百九十七箱
胡 麻	千五百十七擔
ホ ー ト ル	九百八十三擔
コ ー ヒ	二千四百四十三擔十斤
蠟 燭	千三百七十六擔八十斤
石 鹼	八千三百三十七箱
雜 貨 玩 物 類	三千四百四十五箱
文 房 具	百四十九箱
耐 子 器	二千五百二箱
時 計	百十六箱
香 具	六百五十七箱
馬 具	二百三十七箱
ホ ン	三十箱
劍 タ	五箱
活 字 道 具	二十箱
器 械	百五十五箱
暖 爐	百七十八箱
石 炭	二十一擔
毛 織 綢 同 股 引	二百八十四箱
生 金 巾	五十九萬九千七百九十一反
染 金 巾	三萬七百四十二反
小 巾 金 巾	二萬五百五十五反
唐 棧	十萬三千二百六十九反
紗 更	二萬五千五百六反
寒 冷 紗	一萬千六百四十九反
帆 木 綿	二千九百九十七反
雲 齊 木 綿	千二十反
手 拭 綿	五十七箱
樟 腦	十一擔六十斤
製 藥	二千七百五十六箱
朱 蠟	百四十擔五十斤
蜜 蠟	二擔三十五斤
木 粉	四十四擔五十斤
染 粉	七百一十一擔三十五斤五分
土 靛	五十三擔
瓊 甲	十擔四十九斤
龍 角	四十五擔八十斤八分五厘

象	牙	二十擔十二斤五分	早	合	四千百六十六箱
水	砂	千九百七十二擔五十八斤	鐵	器	五百三擔四十六斤九分
棒	砂	千三百三十五擔八十一斤	鐵	線	八千八百九十七擔二十九斤五分五厘
白	糖	三萬二千四十一擔九十二斤	鐵	釘	二十八擔二十五斤
赤	糖	十四萬三千六百六十四擔二十二斤一分	鐵	塊	七千六百六十七擔六十四斤八分
諸	酒	三萬六千三百三十五箱	鐵	器	一萬九千八百三十五擔四十七斤五分
茶	類	七十二擔四十八斤五分	錫	器	四千七箱
卷	烟	百四十三擔四十七斤四厘	鉛	器	六十擔九十五斤
油	草	六千五百二十二擔	銅	器	一萬三千七百八十八擔九十九斤五分
秤		七十五箱	鉛	器	三百四十擔八斤二分五厘
車		十六箱	鋼	器	一箱
金	箱	六箱	槍	器	千二百七十六擔七十三斤五分
陶	器	六百四十五箱	船	器	十三箱
大	砲	九挺	用	器	九千八百二十一枚
小	銃	十一萬六千二百六十挺	植	器	八本
同	附屬品	五千三十箱	木	器	

即當時の輸出品は大部分原料品及半製品又は我邦特有の手工藝品のみにして、其の額極めて僅少なりしに、反し輸入品は殆ど全製品なりしを見る、然るに爾後各種産業の振興に伴ひ、機械的工業大に發達し全製品の輸出漸く加はり、輸入に於ては製造品の數量減退すると同時に、原料品の數量著しく増進するに至れり。即ち往年外國製品に依りて我が需要を充したる綿織糸絹製手巾、同肩掛、麥酒、洋傘、

時計、テーブル、ブルクロス等の如きも、其後却つて我邦より海外に輸出するの進境を見るに至れるなり。
最近の貿易品 更に大正年間に於ける貿易實勢に至つては大體前述の如く、輸出入貿易品に於ても一段の進展を見、國際間に於ける熾烈なる産業戦は如實に貿易の趨勢に顯現し、昭和の初期と明治の始年とに就き横濱港の輸出入品種別を比較考査する時、全く隔世の觀を呈せるを窺知し得べし。今横濱港最近輸出入の狀況を表示せば左の如し。

横濱港最近輸出入之狀況調 (昭和二年)

品名	輸出品價	品名	輸出品價
綠茶	五二八、四二六	其他ノ屑絲	六、五七二、五〇〇
精製糖	九、〇三一、五五二	生絲(機械製)	一、七一二、五三三
麥酒(樽入)	二七四、〇六五	同(其他)	五八四、一〇二、九五五
蠶繭詰及蠟詰	一四、三六一、二五四	絲(其他)	五七四、二七七
其他ノ蠟詰及蠟詰	九一二、四八二	麻織類	一、三五二、九三八
魚油及鯨油	二、一八三、七八〇	羽織類	一、六五九、二四九
人參	一四八、三二一	絹子(絹絲共)	一五、〇三六、六〇七
晒粉	二九五、〇二六	ホシヤ一及富士絹類	二、〇二九、七四五
薄荷	六九一、九二七	縮緬	一八、三八六、九九七
蘭斗	三三九、六二三	縮緬	一二、〇七九、七八五
曼絲	五五六、四〇五	縮緬	三、三七五、五八五

品名	輸入品	輸入品
晒金巾及シーチング	八二七、九二二	九四六、〇二九
絹手巾	二二、一九四、七六六	六六二、二二八
テーパーブルクロス	三二九、八三三	二、二六六、八七〇
絹製衣	二二九、一三一	八九四、三七九
洋服の服	一、一九二、五七九	一、六五四、八七二
洋傘	五七〇、五一〇	七七五、〇三三
洋紙	四四九、四七〇	二、四八九、九九二
印刷用紙	二二九、八七三	七五一、九四五
皮紙及薄葉紙	二九二、一五一	五、二七六、六八七
陶磁器	八二三、九七七	四八、九三二、〇一一
銅線		七四九、〇〇六、〇九一

三〇四

品名	輸入品	輸入品
米	二〇、五六八、〇一三	九〇六、六四八
小麦	二六、二〇九、九三一	五、六一四、五一二
大豆	一〇、三七〇、〇七一	二、五三一、〇九八
小豆	一、九九四、八六〇	九七三、七三六
胡麻	一、五四二、五一一	二、五九七、二九六
砂糖	二七、二〇八、〇四六	九、三一八、〇七一
葡萄酒	四八一、三六六	一、五八五、五四七
コンデンスミルク	五七六、九二四	五、四〇五、二八二
鳥卵	九八一、三〇七	六七九、九一七

品名	輸入品	輸入品
松脂	一、九八七、七三六	一、六三〇、二四五
硝酸曹達(粗製)	二、三四五、九九四	八、二九二、五六七
硫酸アンモニウム	一三、二〇〇、六二〇	一九、七九一、六五九
人造藍	五〇二、五〇四	九九七、五六八
アニリン染料	二五五、〇三二	四、六五三、四五五
綿糸	五四、〇六〇、四二二	六、九〇二、一一八
毛織物	四、三九四、三一二	三、一五二、一六六
亞麻苧麻及ラミー	三、一三〇、二一九	二、三六二、〇七九
マニラヘン	三、七三一、八五五	一〇三、〇九一
羊毛(トップ)	四、六三九、八九九	三、四〇六、六〇三
羊毛(其他)	二二、二八九、八四八	一、三七九、八二二
人絹	四三一、四〇〇	五二八、六四八
絹織物	五六七、〇六四	一、六四三、二七七
製紙用パルプ	八、〇〇三、七〇三	二、〇九二、一九九
印刷用紙	三、八四八、九八六	一、七九八、六二二
石炭	三、七八三、七四九	二、三七一、七二七
硝子板(厚)	二、七七〇、二四八	一、一〇〇、九二七
硝子板(薄)	七、八一七、〇九一	一、〇九七、五七四
硝子	七七五、二五二	四三、六一九、六三一
硝子板	九二八、八九八	三、七二六、八三二
鉄板	五、七八一、六一一	二九、一一五、四九一
鉄線	七、九四九、六〇九	一五一、二九二、四六二
鉄管		五七四、八一九、九五二

三〇五

重要輸出入品取引先 横濱港輸出入の状況は前項に記せしが其輸出入品中重なるもの及取引先の現状(昭和二年)を示せば左の如し。

主要國別重要輸出品

品名	主要國別	輸出品價	品名	主要國別	輸出品價
生絲	北米合衆國	五四三、五四〇、二五五	獨逸	獨逸	五七四、九九七
	歐洲及其他諸國	四一、一三六、九七七 五八四、六七七、二三二		喜望峯	二三四、六六七
履絲	英吉利	六五、四二四	臺灣	二七四、四四一	
	佛蘭西	二、六三四、一三一	其他諸國	一、一四三、一五〇	
羽二重	北米合衆國	二、二九三、六八四	其他諸國	一五、〇三六、六〇七	
	佛蘭西	三、八九五、五四八	北米合衆國	九七二、四一四	
縮緬	北米合衆國	二、二九三、六八四	英領印度	七八八、二一八	
	佛蘭西	三、八九五、五四八	加奈陀	一七二、一九二	
縮子	北米合衆國	二、二九三、六八四	其他諸國	三四、五四五	
	佛蘭西	三、八九五、五四八	其他諸國	一〇七、三七六	
縮緬	北米合衆國	二、二九三、六八四	其他諸國	二、〇二九、七四五	
	佛蘭西	三、八九五、五四八	其他諸國	一、八七七、五八二	
縮子	北米合衆國	二、二九三、六八四	其他諸國	二、二八八、一八	
	佛蘭西	三、八九五、五四八	其他諸國	二、八八三、九六三	
縮緬	北米合衆國	二、二九三、六八四	其他諸國	一、二一〇、九八六	
	佛蘭西	三、八九五、五四八	其他諸國		

品名	主要國別	輸出品價	品名	主要國別	輸出品價
富士絹	北米合衆國	四四七、六八九	絹製手巾	北米合衆國	三、三七八、五八五
	喜望峯植民地	七九九、二八七		英領印度	一、四九一、三四五
ホシシ	北米合衆國	二、五七二、一六〇	其他諸國	二〇七、七七四	
	其他諸國	二、〇七九、七八五	其他諸國	四〇八、二〇五	
加奈陀	北米合衆國	五、九一六、二七四	其他諸國	二七六、一〇〇	
	英領印度	三、五三三、七五九	其他諸國	三、一九四、七六六	
喜望峯	北米合衆國	一〇八、〇五五	其他諸國	四八一、二六五	
	其他諸國	一七三、八一〇	其他諸國	二二七、六四三	
其他諸國	北米合衆國	六四一、〇四一	其他諸國	一六〇、二七六	
	其他諸國	七、一九二、九三八	其他諸國	七五一、九九五	
其他諸國	北米合衆國	二、九一八、五一六	其他諸國	四四、二五三	
	其他諸國	一、二七〇、九四四	其他諸國	一、六六五、四三二	
其他諸國	北米合衆國	二、四四五、五七六	其他諸國	二六二、三九一	
	其他諸國	一、二八二、二五三	其他諸國		
其他諸國	北米合衆國	一、一九三、一三五	其他諸國		
	其他諸國	七三二、六五六	其他諸國		
其他諸國	北米合衆國	一、三五〇、九七八	其他諸國		
	其他諸國	一一、一九四、〇五八	其他諸國		
其他諸國	北米合衆國	八六四、五六二	其他諸國		
	其他諸國	一八〇、〇二七	其他諸國		
其他諸國	北米合衆國	一七二、九〇八	其他諸國		
	其他諸國		其他諸國		

主要國別重要輸入品

品名	主要國別	輸入品價
米	支那 英領印度 佛領印度 暹羅 北米合衆國 其他諸國	八六五、四八三 五、九七六、七七五 五、五一二、四七一 一、八九二、四七一 五、七五七、四一七 五六三、三九二 二〇、五六八、〇一三
小麥	北米合衆國 加奈陀 漆洲 其他諸國	九、〇四六、二四一 一〇、四五二、七九八 五、八八六、四九二 八二五、四〇〇 二六、二〇九、九三一
砂糖	蘭領印度 比律賓 玖馬 其他諸國	二一、七一二、七〇〇 一、二二五、六二四 四、二二四、九七三 四四、七四九 二七、二〇八、〇四六
トミルグ	北米合衆國 其他諸國	五七四、七七六 二、一四八 五七六、九二四
人造絹	英領印度 佛領印度 獨逸 瑞西 和蘭 北米合衆國	七〇、六〇二 三五、八一八 三六四、二六一 四五、三三七 二六、七七〇 二四、二七六 五六七、〇七四
棉花	支那 英領印度 北米合衆國 埃及 其他諸國	九、五二八、五六〇 四、六八九、三二四 三〇、〇〇一、七二一 九、四六二、六〇七 三七八、二一〇 五四、〇六〇、四二二
羊毛	支那 英領印度 漆洲 其他諸國	二七三、九〇一 一、九三四、七九三 二四、五六二、九七一 一、一五八、〇八二 二七、九二九、七四七

品名	主要國別	輸入品價
器具	蘭領印度 比律賓 英領印度 北米合衆國 加奈陀 亞爾然 喜望峰植民地 其他諸國	一五四、七二三 八九、七八一 一、〇三六、四三四 二、〇九六、〇一九 一三三、七八八 二七二、三七三 九〇、三〇〇 一、一四〇、八七八 五、二七六、六八七
小麥粉	支那 關東 海峽植民地 蘭領印度 其他諸國	五、八六七、五四一 一、七七一、〇四八 一五三、四五〇 二二八、〇〇二 一三四、六四〇 八、〇五四、六八一
精糖	支那 關東 香港 露亞 其他諸國	七、七六三、一九五 一、〇三七、〇四五 二二〇、九一〇 一〇、四〇二 九、〇三一、五五二
麥酒	支那 香港 蘭領印度 其他諸國	六七、九三五 四〇、六五五 一六〇、一〇三 五、三七二 二七四、〇六五
蠶繭	英領印度 獨逸 北米合衆國 加奈陀 漆洲 其他諸國	四、四八四、四九七 一八五、五八四 三五一、六三五 八、一七七、八〇七 一一五、八八七 四二六、一七四 六一九、六七〇 一四、三六一、二五四
電燈球	支那 關東 北米合衆國 加奈陀 其他諸國	一九四、七五四 二八〇、五五六 一、五六二、八七二 二二六、八三六 二一四、九七四 二、四八九、九九二

條竿アン ル型 鐵	硫酸 ウ ム モ		木 材	
	北 瑞 和 白 獨 英	合 他 諸 計	北 比 暹 露 支	合 他 諸 計
北 米 合 衆 國	瑞 典	和 蘭	北 米 合 衆 國	比 律 賓 羅 亞 那
二 三 九 、 二 二 〇	四 四 〇 、 四 六 六	一 二 五 、 九 九 五	二 、 八 二 〇 、 九 三 七	六 七 、 一 三 〇
電 鍍 鐵 線	電 鍍 鐵 板	ロ ッ ヤ ド	板 鐵	其 他 諸 國
白 耳 義	獨 逸 利	北 米 合 衆 國	北 米 合 衆 國	其 他 諸 國
一 五 、 四 七 五	一 四 三 、 一 五 八	一 、 六 三 〇 、 二 四 五	一 九 、 六 三 九 、 七 〇 六	一 八 二 、 五 五 三

鐵	藥		其 他 諸 國
	英 領 東 州	獨 逸 利	
英 領 東 州	獨 逸 利	英 領 東 州	其 他 諸 國
一 、 六 〇 四 、 九 八 〇	一 、 五 三 三 、 〇 一 九	一 、 三 、 二 三 四	八 八 五 、 四 六 三
生 ゴ ム	硝 子 板	英 領 東 州	其 他 諸 國
英 領 東 州	英 領 東 州	英 領 東 州	其 他 諸 國
一 、 六 一 二 、 〇 三 七	二 二 〇 、 七 一 二	一 、 七 〇 九 、 一 五 〇	一 、 七 〇 九 、 一 五 〇

生絲及絹物輸出狀況

横濱港貿易品の大宗たる生絲に就きては開港以來輸出一港主義を以て

漸次に其の數額を増大し明治元年六百餘圓なりしもの五十八年後の大正十四年には約百五十倍の九億圓に達し驚く可き増額を示し大正十二年の震災後右の一港主義は破られたるも依然として世界を顧客として的大量取引を持續しつゝあり。尙蠶絲に亞ぐ重要輸出品たる絹織物及絹製品は明治二十七八年日清戦役の交より著しく其の輸出を増し大正八九年歐洲大戰直後最盛期を現出したるも大正十三年(震災翌年)一頓挫を呈し最近大いに其の氣勢を挽回したり。即ち本品輸出の概況左の如し。

横濱港生糸輸出表

年次	数量	価額	指数	全國輸出額 ニ對スル比率	横濱港輸出額 ニ對スル比率
明治元年	一二、〇八五	六、四二四、六五九	一〇〇	四一	—
二年	七、二六七	五、七二一、七三二	八九	四四	—
三年	六、八六四	四、二八七、九五〇	六七	二八	—
四年	一三、二九四	八、〇一九、四二六	一二五	四五	—
五年	九、一一二	五、二三七、三七五	八二	三一	—
六年	一一、〇二一	七、二〇八、四二一	一一八	三三	—
七年	九、七八二	五、三〇二、一八〇	八三	二七	—
八年	一一、八一四	五、四二四、九一六	八四	二九	—
九年	一八、六五七	一三、一九九、九二一	二〇五	四八	—
十年	一七、二四一	九、六二九、七五六	一五〇	四一	—
十一年	一四、五三三	七、八九四、三六一	一一三	三〇	—
十二年	一六、三七二	九、七三四、五三四	一五二	三五	—
十三年	一四、六一七	八、六〇七、二九〇	一三四	三〇	—
十四年	一八、九四三	一〇、〇六八、〇四五	一六六	三四	—
十五年	二八、九四三	一六、二五四、九六七	二五三	四三	—
十六年	三一、三一五	一六、二〇一、二七三	二五二	四五	—
十七年	二〇、九九一	一〇、〇〇八、七七五	一七一	三二	—
十八年	二四、五七二	一三、〇三三、八七二	二〇三	三五	—
十九年	二六、七一七	一七、四一三、七五〇	二七一	三六	—

二十年	三一、四七三	一九、三九一、九三八	三〇二	三七	五七
二十一年	四七、〇〇五	二五、九六六、六五二	四〇四	三九	六四
二十二年	四一、二八三	二六、六二〇、一五八	四一四	三八	六三
二十三年	二一、一〇三	一三、八五九、三三九	二一六	二四	四三
二十四年	五三、六二六	二九、四三八、三一二	四五八	三七	五九
二十五年	五四、三一五	三六、三二〇、六八二	五六五	四〇	五九
二十六年	三七、一五二	二八、一七三、九七九	四三八	三一	五一
二十七年	五四、八四七	三九、三五五、二八四	六一三	三五	五四
二十八年	五八、一一五	四七、八七一、六一六	七四五	三五	五六
二十九年	三九、一九〇	二八、八三〇、六〇二	四四九	二五	四七
三十年	六九、一九九	五五、六三〇、四六〇	八六六	三四	六一
三十一年	四八、三七三	四二、〇四七、四一一	六五五	二五	五二
三十二年	五九、四六九	六二、六二七、七二一	九七五	二九	五八
三十三年	四六、三〇九	四四、六五七、〇二九	六九五	二一	四六
三十四年	八六、九七七	七四、六六七、三三一	一一六二	二九	五六
三十五年	八〇、七八一	七六、八五九、四七七	一一九六	二九	五六
三十六年	七三、一五五	七四、四二八、九〇七	一一五八	二六	五一
三十七年	九六、五八六	八八、七四〇、七〇二	一、三八六	二八	五二
三十八年	七二、七九五	七一、九九九、九二八	一、一一一	二二	四九
三十九年	一〇三、九四七	一一〇、四九九、三七五	一、七二〇	二六	五四
四十年	九三、五四四	一一六、八八八、六二七	一、八一九	二七	五七
四十一年	一一五、二一八	一〇八、六〇九、〇五二	一、六九〇	二八	五七

年次	絹織物	絹製品	計
明治四十二年	一三四、六九四	一、九三四	三〇
同四十四年	一四八、四六二	二、〇三六	二八
同四十四年	一四四、五六〇	二、〇〇六	二九
大正元年	一七一、〇二六	二、三三三	二八
同二年	二〇二、二八六	二、九四〇	二七
同三年	一七〇、七五八	二、五二〇	二七
同四年	一七四、一六六	二、三一七	二七
同五年	二〇九、六六三	四、一〇四	二二
同六年	二五三、四二〇	五、四三八	一九
同七年	二四二、〇二六	五、七四四	三〇
同八年	二八六、二二二	九、七〇六	二〇
同九年	一七四、五三七	五、九五五	二〇
同十年	二六二、〇二六	六、四九二	二八
同十一年	三四三、七八八	一〇、四二四	四一
同十二年	二一五、九〇〇	七、三〇九	三八
同十三年	三二二、三六五	九、二九〇	三三
同十四年	三六六、六五五	一一、四五五	三二
同十五年	三六二、〇五六	九、三五三	二九
昭和二年	四〇八、一三一	九、一〇〇	二九
同三年	四〇八、一三一	九、一〇〇	二九
同四年	四〇八、一三一	九、一〇〇	二九
同五年	四〇八、一三一	九、一〇〇	二九
同六年	四〇八、一三一	九、一〇〇	二九
同七年	四〇八、一三一	九、一〇〇	二九
同八年	四〇八、一三一	九、一〇〇	二九
同九年	四〇八、一三一	九、一〇〇	二九
同十年	四〇八、一三一	九、一〇〇	二九
同十一年	四〇八、一三一	九、一〇〇	二九
同十二年	四〇八、一三一	九、一〇〇	二九
同十三年	四〇八、一三一	九、一〇〇	二九
同十四年	四〇八、一三一	九、一〇〇	二九
同十五年	四〇八、一三一	九、一〇〇	二九
大正元年以降	四〇八、一三一	九、一〇〇	二九

大正元年以降横濱港絹物輸出表

年次	絹織物	絹製品	計
大正元年	二八、五四九、二〇一	六、〇二二、三一四	三四、五七一、五一五
同二年	三七、六五七、四〇二	六、一九七、六五〇	四三、八五五、〇五二
同三年	三一、三四三、三六七	四、一九八、八〇四	三五、四六三、一七一
同四年	四〇、三三五、五一九	四、〇五七、九七八	四四、三九三、四九七
同五年	四七、三五五、八九八	五、九七〇、〇七八	五三、三二五、九七六
同六年	五七、三七七、九一三	六、四〇六、五六四	六三、七八四、四七七
同七年	一〇六、七四二、七七五	一一、七六九、五二二	一一八、五一二、二九七
同八年	一五〇、五二五、三一〇	一一、八二三、八一七	一六二、三四九、一二七
同九年	一三九、一五三、三二九	一三、〇八九、八四一	一五二、二〇五、一七〇
同十年	八〇、七七二、九七九	六、二二一、七二二	八六、九九四、七〇一
同十一年	九七、五一四、一一九	七、一四三、七〇五	一〇四、六五七、八二四
同十二年	五五、〇六八、八五四	四、三〇一、〇八〇	五九、三六九、九三四
同十三年	一〇、三八四、八八三	二、二七六、七九二	一二、六六一、六七五
同十四年	四〇、七六九、三七〇	四、五五二、七八〇	四五、三二二、一五〇
同十五年	四六、四一七、三八一	三、七七五、七〇九	五〇、一九三、〇九〇
昭和二年	四七、八五八、〇七五	四、五〇八、四二四	五二、三六六、四九九

生絲の検査

横濱に於ける生絲検査は、明治二十九年八月本町一丁目、農商務省生絲検査所設置せられしに始まり、安政六年生絲貿易開始後三十八年目の事に屬す、同時に神戸市にも生絲検査所設置せられたるも、

同港より輸出する生絲は極めて少なく、従つて検査を請求するもの甚だ稀なりしを以て、明治三十四年三月限り閉鎖せられたり。爾來輸出生絲の検査は横濱に於てのみ行はれ、蠶絲貿易發達と共に益々重きを加へ、逐年數回の擴張を行ひ來りたるが、其設備は蠶絲業の發達に伴はず、内外當業者間切りに生絲取引法を正量賣買に改めんとして設備の完成を企圖したる折柄、會々第二次帝國蠶絲株式會社より、生絲検査所の擴張並に生絲倉庫新設資金として、多額の金員を政府に寄附したるを以て、更に國費を補足し、大正十二年度に於て擴張工事に着手せんとしたる時、偶々大震災に遭遇し計畫を一時中止するに至れり。

然りと雖も此計畫は大正十四年度に於て復活し、市内北仲通五丁目、六丁目に涉り、現生絲検査所を完成し、十五年五月より此所に於て検査事務を行ふに至れり。

從來輸出生絲の検査は原量、正量、品位、練減の四項に分ち、何れも當業者の任意請求により検査を施行し來りしが、昭和二年七月一日より正量取引實施せられ、輸出生絲は全部正量検査を強制せらるゝに至れり、而して近時米國に於て薄地織物及絹靴下等の薄編物の流行に伴ひ、絲條斑問題喧しく論議せらるゝに至り、遂に「セリブレーション」検査法案出せられたるを以て、昭和三年七月より生絲検査所に於て之が検査を實施し、現時に於ける製絲改良上の焦點となれり。

近時蠶絲業の著しき發達に伴ひ、横神二市場に出荷せらるゝ生絲の總數量は、昭和二年度に於て九十九萬二千六百七十捆の巨額に達し、十年前の大正六年に比すれば約倍額なり、此内横濱市場に集まるも

のは實に七十一萬七千六百五十一捆にして、總數量の約八割なり、而して近時需要國に於て絹地の流行に連れ、特に良質の生絲を望まるゝに至り、主として印度地方に輸出せらるゝ玉絲を除き、座繰絲及折返絲の如き劣惡の生絲は漸次出荷減少し、遂に昭和元年より一捆の出荷もなきに至りたるは、注目すべき現象なり。

生絲の輸出先は殆んど亞米利加にして、總輸出數量の九割四分を占め、佛蘭西、英吉利之に亞ぎ、其他諸國に向ふものは極めて僅少なり、而して輸出生絲の大部分は從來白繭絲なりしが、近年黃繭絲の需要増加し、其の輸出額總輸出量の約二割を占むるに至れり。

絹業試験所 明治四十二年十一月日本輸出絹物同業組合聯合會は組長茂木保平等の提唱に依り、横濱輸出絹物同業組合は組長岡部菊太郎の名を以て當時の桂内閣に對し、絹業試験所設立の請願書を提出したるに、横濱蠶絲貿易商同業組合亦同時に組長小野光景の名を以て同じく請願書を提出し、横濱商業會議所に於ても之に應援の爲め同一趣旨の下に政府に陳情する處ありたり。越て翌四十二年帝國議會に請願したるに、貴衆兩院の通過を見たるを以て政府は一旦之が實現に必要な豫算案を編成したるも、財政上の都合上之を削除するの已むを得ざるに至り、折角當業者の希望も水泡に歸したるも、絹業試験所の必要は絹業界及び蠶絲界一般の輿論となれり。彼の同伸會社長高木三郎、其當時生糸検査所長紫藤章等と共に熱心之が成立に努めたるが、遂に大正六年七月寺内内閣の時、仲小路農商務大臣に依り生絲検査所内に試験部として實現せらるゝに至れり、後大正七年四月商工

局に移管せられ、獨立して絹業試験所と命名せられ、大正八年四月より事業を開始したるが震災に遭ひて設備を失へるに依り、災後取敢へず生絲検査所中に併置して業務を開始し、經費百參拾五萬圓を以て神奈川區青木町輕井澤に新築中なるが昭和五年度迄に完成の見込みなり。

絹業試験所は輸出絹織物の改善發達を圖るの目的を以て絹織物の製織、加工並精練、染色及整理に關する試験研究を行ひ併せて輸出生絲の品質改良に資する機關とす。

輸出絹織物検査所 本縣は大正五年横濱市北仲通六丁目に輸出絹織物検査所を創設したるが大震災により全滅したるを以て新に市内山下町に敷地を下し大正十五年新築工成り直に事務を開始せるが本所は昭和二年三月發布法律第二十七號輸出絹織物取締法の實施と共に國營検査所として經營せらるるに至れり。

貿易對手國 横濱港の通商各國に對する最近(昭和二年)の貿易高に就て之を見るに、輸出品價最も多額に上れるは北米合衆國にして同輸出額の七割八分を占め、輸入に於ても北米合衆國首班に列し、其の額全輸入の三割三分に當り、其他各洲各對手國別の輸出入額は次掲の通りなり。

仕向地	輸出	輸入	合計
支那	二四、〇六三、七二一	四九、八四四、三一〇	七三、九〇八、〇三一

亞細亞洲

關東州	一一、三三〇、一六〇	三六、三〇三、一七八	四七、六三三、三三八
香港	一、九七九、三〇二	三九、二二九	二、〇一八、五三一
英領印度	一一、三八七、九五六	一九、九四二、一六五	三一、三三〇、一二一
英領海峽植民地	一、三一五、三五九	五、一〇〇、四〇〇	六、四一五、七五九
佛領印度	二、一〇一、二〇一	三三、八八〇、五五五	三五、九九〇、七五六
佛領亞細亞	一、五〇七、五九九	六、七八一、〇一五	八、二八八、六一四
露領亞細亞	一、三五五、三二八	三、〇二七、二四四	四、三八二、五七二
比律賓	一、八一四、一八八	五、八二三、三八一	七、六三七、五六九
暹羅	一、四一五、三八三	二、五七五、四五六	三、九九〇、八三九
其他諸國	三九、九三三	八五、六一四	一二五、五四七
合計	五八、三一九、一三〇	一六三、四〇二、五四七	二二一、七二一、六七七

歐洲

英吉利	二〇、七八九、二八九	五三、三六四、〇〇八	七四、一五三、二九七
佛蘭西	四三、九三九、〇〇四	九、二九九、七八六	五三、二三八、七九〇
獨逸	二、五七六、五九五	四五、〇七〇、九六九	四七、六四七、五六四
白耳義	七一九、三九八	六、五六一、〇〇七	七、二八〇、四〇五
伊太利	一、五〇七、六〇三	二、四六五、五四三	三、九七三、一四六
瑞太利	一、一七〇、一五六	六、二九一、一三三	七、四六一、二八九
埃太利	八六、八六六	七三四、八七五	八二一、七四一
チエッコスロバキア	三、二二四	一八一、一六三	一八四、三八七

和蘭	四七九,四〇〇	二,二八六,四六七	二,七六五,八六七
瑞典	一五七,七八七	四,六一三,〇六四	四,七七〇,八五一
諸國	八,六四五	九六三,三〇〇	九七一,九四五
露亞	三,九四一	一四一,五六一	一四五,五〇二
波蘭	六,三八三	二七二,五四一	二七八,九二四
西班牙	二一〇,八七九	二〇六,九九四	四一七,八七三
丁班	四四八,八五九	一〇四,五八四	五五三,四四三
土耳其	一二,二四九	三〇一,六一六	三一三,八六五
葡萄牙	一六〇	一三四,三四五	一三四,五〇五
其他	二九五,三六七	一二,一三三	三〇七,五〇〇
合計	七二,四一五,八〇五	一三三,〇一五,〇八九	二〇五,四二〇,八九四

北亞米利加洲

北美合衆國	五八七,八四三,一五四	一九二,一六三,九五七	七八〇,〇〇七,一一一
英領亞米利加	八,一七四,〇九八	二九,〇〇四,三六一	三七,一七八,四五九
墨西哥	六二四,〇四七	一,六三〇	六二五,六七七
其他	二〇三,八一	四,二五〇	四,四二八,八二一
合計	五九七,二八九,六四七	二二五,四一五,〇六四	八二二,七〇四,七一一

南亞米利加洲

秘露	三三五,一九六	一六二,一六二	四九七,三五八
智利	一九八,一五六	三,四二七,二九一	三,六二五,四四七
亞爾	一,九七三,九四一	五九六,五二四	二,五七〇,四六五
伯爾	一四四,二一七	九〇,一八六	二三四,四〇三
其他	二,七一二,八七六	一三,四六〇	二,七二五,三三六
合計	五,三六三,三八六	四,二八九,六二三	九,六五三,〇〇九

亞弗利加洲

埃及	二二六,九〇三	一〇,〇一九,六一三	一〇,二五六,五一六
喜望峯植民地及	三,三八〇,四二六	三一二,六〇六	三,六九三,〇三二
其他	一,五八四,四九八	一,三八四,一九六	二,九六八,六九四
合計	五,二〇一,八二七	一,七一九,四一五	一六,九一八,二四二

其他諸國

濠洲	八,一九三,三七一	三四,七四九,七八七	四二,九四三,一五八
新西利	六六八,八二九	一四八,九六六	八一七,七九五
布哇	一,五一四,一七一	一五,三一	一,五二九,四八二
其他	三九,九二五	一九二,六九七	一,九六二,六二二
合計	一〇,四一六,二九六	三六,八三六,七四九	四七,二五三,〇四五

假置場	八六、五九三	八六、五八一
不詳	五七、八七一	五七、八七一
合計	一四四、四六四	一四四、四六四
全計	七四九、〇〇六、〇九一	一、三二三、八二六、〇四二

海外貿易販路擴張

本縣海外貿易に就ては開港以來光輝ある歴史を有する横濱港は震災に遭ひて殆んど致命的打撃を蒙りたるに拘らず屢次繰返す如く官民の奮起努力に依り諸般の設備復興し貿易額も著しき回復を示し最近即ち昭和二年中には輸出額七億四千九百萬六千圓輸入額五億七千四百八拾貳萬圓差引出超額壹億七千四百拾八萬六千圓に達し輸出額並に出超額に於て未だ震災前に及ばずと雖も逐年輸出額の増加を來す狀況に在るは欣ぶべし。而して本縣は夙に海外貿易品の販路擴張獎勵の必要を認め、海外商工業の視察、海外博覽會出品、輸出商品陳列館の施設、其の他商工團體及當業者の施設中輸出貿易増進上適切なりと認むるものに對し相當獎勵金を交付し其の助成に努め或は海外製品の見本を購入し海外市場に於ける競争品を蒐集し以て貿易生産の参考に資し又は海外商事情を調査して當業者の販路擴張に資する等本縣輸出貿易の振興に努めつゝあり。

横濱税關 横濱開港と共に幕府は外交並に海關の事務を行ふ爲め神奈川運上所を設置したるが、是れ實に横濱税關の起源にして運上所の事務は之を神奈川奉行の統轄に委したり。運上所は初め横濱村の中央海岸に建築し別に改所を其附近に建設し以て輸出入貨物の検査場に充

てたり。即今再築中の神奈川縣廳所在地なり。元治元年東波止場を起し茲に吏員を派し東運上所と稱し後更に西波止場を起し運上所の本局を此處に移し之を西運上所と稱せり。慶應三年三月東西兩波止場間の海面を埋立て其上に初めて二棟の上屋を設け、同時に改所を閉鎖し東西兩運上所兩立して専ら海關の事務に従事したり。同年十二月王政復古維新の大政就るや、中央政府に外國事務局を置き以て海關及外交の事務を統べ、神奈川奉行を廢して神奈川裁判所を設けたり。其後屢々官制の改正に伴ひて裁判所も其名稱を改正し終に神奈川縣廳と稱するに至りたるも、運上所なる名稱は依然として存続し、且其組織に大なる改變を及ぼすことなく唯舊幕時代の奉行所より新政時代の裁判所に所屬替となりしに過ぎざりし。而して運上所の稱呼を廢して税關と稱するに至りしは此より後明治六年一月大藏省の管轄時代に租稅寮の達示を以て一定せられたるものなり。明治四年八月海關事務の監督は大藏省に移されて同省租稅寮の主管となり、新に運上所職制の公布を見たるを以て十月一日事務引繼をなし茲に初めて運上所は地方廳より分離し大藏省の管理に屬したり。同五年職制の改正あり横濱を以て各港の本局となし横濱在勤の長官を以て全國税關の事務を統轄せしめたるが同七年一月更に税關職制の改正を見再び各港對立の舊制に復したり。明治十八年税關廳舎は海岸通一丁目に新築せられ、爾來上屋倉庫等の設備漸を追ふて成り二十二年に初めて築港工事に着手し二十九年に至つて防波堤の築造棧橋の架設等其功を竣へたるも、貿易益々發展を加へ設備愈々不足を感ずるに至れるを以て同三十二年海面埋立工事を起し同三十八年一部なる第一期

工事の完成を見翌三十九年より第二期海面埋立並に陸上設備の計畫成り岸壁倉庫の完成鐵道引込線、棧橋の増設等諸種の擴張工事を了し設備の増大を計りて貨物の出入に多大の便利を與ふるに至りたり。其管轄區域内には新瀉夷及清水の三開港場を有し、帝都東京市を包擁し税關支署四、同出張所二、及同監視十を配置せり。

然るに横濱港及横濱税關海陸の設備は震災の爲め多大の破壊を蒙りたるを以て直ちに復舊工事に着手し、今や税關廳舎を除くの外船渠等公共の設備は何れも回復せられたること前項記述の如し。

銀行の發達

横濱爲替會社が國立銀行として營業を繼續することゝなれることは既述の通なるが、後の株式會社第二銀行は此の後身なり、第二銀行と共に横濱の財界に關係深かりしは三井銀行横濱支店なり、三井八郎右衛門が横濱運上所御用を命ぜられ、本町四丁目に三井御用所を設けて官金御用達を始めしは開港後幾許もなき事にして、明治元年に至りても尙御用爲替方として爲替事務を取扱ひ、又外國人の交易取締を勤めたり、五年東京に三井組バンクを創設するに方り、海岸通二丁目に御用所を移し、三井組出張所となし、依然官金を取扱ひ居りしが、九年、三井組バンクを三井銀行と改稱することゝなり、横濱出張所も亦同銀行横濱支店と改稱するに至れり。

明治七年の恐慌は範圍濶大にして殆んど内地全般に涉り開港以來引續き好況にして金融活潑なりし横濱も、其の影響を免るゝ能はずして、同七年より八年に涉り、輸出貿易不振を極め、金融逼迫して空前の不景氣を現じ、當時同市の繁昌の中心たりし洋銀相場も一時休業するの已む可からざるに至れり。

り。斯の如く輸出不振と共に輸入は超過となり、加ふるに當時前記の如く中央政府に於て紙幣増發の事ありしを以て、甚しく正貨と紙幣との權衡を失し、政府紙幣にすら打歩を生じたれば、銀行紙幣の下落せしは勿論にして、從て發行すれば從て引換へられ、國立銀行は正貨準備缺乏して、遂に紙幣引換の請求に應ずる能はざるの虞あるに至れり。是に於て第二銀行外三行は連署して、正貨兌換の制を改めて通貨兌換と爲さんことを中央政府に請願し、政府は臨時應急の策として、銀行より其の發行紙幣を納付せしめ、之を抵當として同額の政府紙幣を貸下げられしを以て、各銀行は辛うじて破綻を免れ、一時の小康を得たるが、政府は明治九年國立銀行條例に改正を加へ、通貨即ち政府紙幣を以て兌換準備と爲すを得ることゝなり、從來國立銀行の蒙れる痛苦は著しく軽減せられたれば、國立銀行設立を請願するもの逐次増加するに至れり。横濱七十四銀行の創設せられたるも亦當時の事に屬す。是より先き小田原銀行の前身なる積小社及び横濱市の誠資銀行の前身なる誠資社は、已に私設の金融機關として活動したり。

國立銀行條例に據り横濱正金銀行の設立を請願したるは明治十二年にして、既に政府が國立銀行の數多きに過ぐるを憂ひ、其の設立數に制限を加へんとせる際なりしと雖も、同行は資本金を銀貨三百萬圓とし主として對外貿易の機關となり、外國爲替の賣買を爲すを以て目的として、他の國立銀行と大に其の趣を異にするものあり、恰も政府が其の設立を希望せる所のものなりしかば、速に許可せられたるのみならず、政府自ら其の資本金の三分の一を引受け之が保護誘掖に努められたり。蓋し當

時對外貿易に關する金融機關は僅に外國銀行の支店ありしのみにして、邦人の經營に係るもの無く我貿易商人の蒙むる不便不利固より鮮少ならざるのみならず、西南戰役の後を受けて、不換紙幣は益々激増し、正貨は涸々として、海外に流出し、幾んど影を市場に止めざるに至り、上下共に正貨の缺乏に苦みし際なれば、政府は同行を利用して、外國貿易殊に直輸出を促進し、爲替作用に依りて海外の正貨を吸収するの政策を行ふと同時に、同行に政府紙幣を委託して之を運轉せしめ、以て民間に潜在せる正貨を吸収するの政策を行はんとするに在り。斯の如くして明治十五年以降政府は孜々として紙幣回収に努めたる結果、銀紙の差漸く減じ、物貨低落すると共に、商況亦不振を來し、戰後勃興したる企業熱は忽ち沈衰するに至れり。其の影響は延いて一般銀行業に及び、就中正金銀行は打撃を受けしこと最も甚しく損害見積高約百七萬七千八百餘圓を算し、將に倒産せんとするの悲境に陥れり。是に於て株主の一部には早くも重役に向て最後の處分を迫らんとし、議を爲すものあり、形勢頗る危殆に瀕せしかば、政府は臨機處置を爲し、是等株主の持株六千四百十四株を買收し、然る後徐々内部の大改革を執行せしむることとせり。其の結果設立當初の營業方針を一變し、正貨取引を止めて通貨取引となし、同行が所有し居れる銀貨を通貨即ち紙幣に代へ、銀紙の差より得たる金額五拾萬圓及び積立金拾八萬餘圓を以て整理資金に充て、辛うじて一時の危急を免れたり。斯くて銀紙の差漸く平準に歸するに及び全く營業方針を復舊し、以て業務の發展を見るに至れり。元來正金銀行は特殊の目的を有し、他の國立銀行と一樣に律するを得ざる事情あるより、行運隆昌に向ひたるを機とし、政府

は明治二十年七月特に正金銀行條例を發布し、益々同行特質の發達を遂げしむるに努めたり。爾來同行は業務の發展に従ひ増資し、總資本金壹億圓(全額拂込済)に達し、三十五年以降引續き年一割二分の利益配當を爲し居れり。

政府は明治十二年に設立したる第五百五十三國立銀行の許可を最後とし、其の後は國立銀行の設立を制限する方針を執りたるを以て其の翌年頃より私設の金融機關即ち私立銀行及び銀行類似業續々として各地に勃興せり。久良岐郡の周急社(十三年)、高座郡の上溝銀行、足柄上郡の共洽社以上十四年、横濱市の横濱貯蓄銀行、中郡の江陽銀行及び共進社以上十五年、中郡の脩正社、三浦郡の共益社、足柄上郡の小遷社及び相陽銀行の前身なる共益社以上十六年、中郡の共積社(十七年)等は即相嗣で設立せらる。

明治十五年日本銀行の創設せらるゝや、政府は兌換制度統一の目的を以て國立銀行條例を改正して、國立銀行より漸次紙幣發行の特權を奪ひ其の營業滿期を待ち、以て普通の銀行業とし、他の私立銀行と共に一般の金融機關たらしむるの方針を取れり。然れども銀紙の差を平準せしめたる後にあらざれば、通貨兌換の制を改めて正貨兌換となすを得ざるを以て、出來る限り紙幣の回收に努め、明治十七年に至り銀紙の差額僅少となれるを待つて、兌換券條例の發布あり、其の翌十八年、始めて日本銀行に於て兌換券を發行し、茲に再び正貨兌換の制となれり。第二銀行は、外國貿易の關係上、此頃迄依然洋銀券の發行を續せしが、同年五月限り洋銀券の通用を禁止せられたり。

銀紙の差は既に平準に歸し、兌換制度確立したるを以て是より商工業は著しく發達すべく、從て預金銀行も亦大發展を見るべき時期に入れり。本縣に於ても此頃より各種の工場及び商事會社の新設又は擴張せられしもの少からず、之れと同時に私設金融機關も亦續々増設せられたり。政府は新たに銀行條例を發布し、二十六年より之を實施し、日本銀行の如き特殊銀行を除き、其の他は總て此條例に準據せしめ、國立銀行も亦營業滿期後は、他の普通銀行と同じく此條例の支配を受くることとなし、たるは此趨勢に應じ銀行をして能く其の使命を完うせしめんと企圖したるに外ならざるなり。日清戦役は當初財界に一大打撃を與へたりしも、開戦以來我軍連戦連勝僅に九ヶ月にして終局したるを以て、一時銷沈せる意氣は忽ち回復し、市況の挽回意想外に速なるを得たり、殊に戦勝の結果として得たる臺灣と二億の償金とは、益々財界の人氣を煽揚せしを以て、商工業は一時に勃興し、之と同時に金融機關も亦著しく發達せり、明治二十八年より明治三十三年に至る僅々數年の間に左右田銀行、茂木銀行及び横濱商業銀行を始めとして縣下各地に銀行設立せられ、明治三十四年には縣下を通じて其數四十を超え資本總額六百餘萬圓を算するに至れり。然れども此年遂に反動表はれ、恐慌は先づ九州の一角に起り、横濱亦其の襲ふ所となり、横濱蠶絲銀行最も甚しく預金の取付に遭ひ、次で第二銀行横濱七十四銀行、及び東京貯蓄銀行横濱支店其の他大小の銀行孰れも多少取付に遭はざるはなく、狀況頗る慘澹たるものありしが、幸に數句を出でずして鎮靜に収するを得たり。日清戦役の後十年の星霜を経て、創痍漸く癒ゆるや、日露戦役は起れり。而して該戦役は振古未曾有

の戦績を擧ぐることを得たりしを以て、戦局終了後、國民衝天の意氣は一轉して商工業に向て勃發し、新事業は續々として起り、金融亦頗る活潑なりしが、政府當局は豫め其の反動の來るべきを憂ひ深く警戒する所ありたるものゝ如く、日本銀行をして、兌換券限外發行其の他の方法に依りて、金融の機宜を制せしめ、一方には各銀行亦日清戦役の覆轍に鑑み、大に其の内部を整理し、概ね皆其の基礎を鞏固にしたれば、幸に新事業勃興後に於ける財界の大動亂を見るに及ばずして止みたりき。然れども明治四十年三四月の交、名古屋の小栗銀行が預金の取付に遭ふや、左右田銀行も亦小栗銀行と同じく合資組織なるの故を以て、浮説宣傳せられ、同行は激烈なる取付に遭ひ、數日にして預金の過半を引出され、左右田貯蓄銀行亦同時に猛烈なる取付に遭へるが幸に兩行の基礎鞏固なりしと其の筋の救済敏速なりしとにより、危急を免るゝを得たり。

尙ほ本縣に於て、日露戦役後に新設せられたる銀行は、神奈川貯蓄銀行、横須賀商業銀行以上三十九年設立、東陽銀行、瀬谷銀行(以下四十年設立)、平沼銀行、關東銀行(以上四十三年設立)、渡邊銀行(四十五年設立)等なりとす。

明治四十四年末の調査に依れば、本縣に於ける銀行數は特殊銀行二、貯蓄銀行三十七、普通銀行二十四、合計六十三行にして、其の公稱資本總額は、特殊銀行四千八百八拾萬圓、貯蓄銀行四百六拾八萬五千圓、普通銀行壹千壹百八拾七萬圓、合計六千五百參拾五萬五千圓なり、其の拂込資本總額は、特殊銀行參千六拾萬圓、貯蓄銀行參百參拾壹萬七千七百圓、普通銀行七千七拾參萬參千七百五拾圓、合計四千壹百五

拾五萬壹千四百五拾圓とす。又四十四年度中の預金總額は壹億參千貳百拾八萬壹千九百參拾八圓、貸付金總額は參千四百六拾六萬參千五百貳拾壹圓にして之を十年前に比すれば、銀行數に於て三、公稱資本總額に於て貳千八百貳拾八萬參千圓、拂込資本總額に於て壹千參百拾參萬參千壹百八拾四圓を増加し、預金總額に於て壹億壹千貳百八拾五萬貳百參拾六圓、貸付金總額に於て貳千九百九拾參萬七千五百參拾參圓を増加せり。(別表 參照)

然るに翌年明治大帝の崩御に遭ひ財界頗る沈靜の度を加へ銀行業者は一般に警戒裡に經過したりしが大正三年歐洲大戰の開戦と共に益々金融の緩漫を來したりしが四年下期に至り生絲市況の活況を呈せるに順應し幾分緩和の兆ありと雖も財界推移の狀況豫想を許さず爲めに尙緩漫の裡に五年を經過せり六年上期に至り漸次物價は昂騰し金利は引締の傾向を呈し財界好況となり八年に至りては最も高調の時にして日銀は金利引上を斷行し利息制限法の公布となり多少金融の引締の因を爲せるも好況裡に經過したるが九年上期に至り突如株式市場は暴落し財界に一大波紋を畫するに至れり。

大正九年三月綿糸鐵の暴落の反動を受け横濱茂木合名會社破綻の影響を蒙り經營者を一にせる七十四銀行並に横濱貯蓄銀行の二行が四月廿五日休業を爲すに至るや左右田銀行を始めとし横濱市内所在各銀行は勿論橋本、鎌倉、高座の各郡及横須賀市所在銀行は一時に預金の取付に遭遇し混亂其極に達せり、其結果戸塚銀行、横須賀商業銀行等は休業の止むなきに至り其波及する處を知らず人心

頗る不安に陥れるも相模川以西に大なる波紋を畫せずして終熄せるは幸なりき、かくて休業銀行も二句を出ずして業務を再開すると共に同年十二月に至り、官民一致の努力に依り七十四、横濱貯蓄の二休業銀行を整理すべき横濱興信銀行の創設開業するに至り全く沈靜に返したり。

九年恐慌の影響未だ全く癒えざるに十二年九月一日突如大震災の襲來せるあり爲に銀行界の受けたる創痕深刻を極めたり、此機に臨み當業者は必死の努力を爲せるも資金の需給充分ならず十月一日に至り「モラトリウム」の撤廢に伴ひ益々預金の引出し増加し遂に横濱市所在戸部銀行、高座郡所在關東銀行並に關東貯蓄銀行、中郡所在大磯銀行、横須賀市所在共信銀行、足柄下郡小田原町所在小田原實業銀行等相踵で資金の窮乏を告げ休業を爲すや縣下金融界は一大暗雲に閉され休業銀行は整理に没頭し資金の回收に努むるも債務者の疲弊甚しく到底急速に回收することの困難にして益々悲境に陥るの虞あり、餘儀なく預金債權の免除を乞ひ株主の拂込放棄を受けて整理を斷行し漸く再生の域に達せり。

震災に因り多大の犠牲を拂ひ漸く平靜に歸したる金融界も不況時代の著しき金融緩漫を續け來りたると財界亦政府の緊縮政策が各方面に實現され爲めに一流銀行の手許資金は餘剰を來し金利亦著しく低下の状態を續くるの有様となり、日本銀行亦大正八年十一月以來持續し來りたる金利を十四年に至り引下を斷行したる等の爲め事業界は萎縮し資金の需用起らず銀行の手許資金は益々潤澤を加へて金利低下の一途を辿り來れり。然るに昭和二年二月東京廣部銀行に取付起り不動産に

られ、廣く全國を對手とする商業起らず、其の海外を對手とするものに至りては殆んど起るに至らず、況んや鎖國したるに於てをや、明治維新以來開國開明の治就るや、舊慣一時に破れ、商業社會も亦政治組織と共に一大革新を來し、勢ひ合本組織の會社經營を促すに至れり。然れども當初尙ほ舊慣を脱せざるものあり、加ふるに交通の便亦未だ充分ならざるものありしを以て、大規模大資本の商業は容易に興起するに至らず、是政府が東京、大阪、横濱等各商業の要地に於ける富豪を勸誘し、多大の保護を與へて、通商爲替の二會社を組織せしめ、以て合本會社の實物標本を示したる所以なり。當時本縣下に於て此兩會社に倣ひ、商事會社新設の計畫を爲せるものなきにあらざりしも、容易に實行せらるゝに至らず、明治八年横濱市に融智會社(製茶賣込)及び誠資社、久良岐郡に於て牧畜會社設立せられ、越えて十年横濱市に開通社なる運送會社設立せらる、西南戰役後は政府紙幣の増發及國立銀行の増設に伴ふ銀行紙幣増發の結果として、企業熱勃興し、逐年續々各種商事會社の新設を見たり。然るに政府の紙幣回収に着手するや、物價低落し、金利騰貴し、企業熱稍減退せりと雖も、明治十九年に至り、銀紙の差全く消滅して、兌換制度の基礎確立し、商工業發展の氣運に向ひたるを以て、一時挫折したる企業熱回復し、新事業を企つるもの多きを加へ、二十七年六月末には、會社數三十二、資本金百八拾六萬七千五拾圓に達し、之を十八年に比すれば、會社數九、資本金六拾八萬貳千貳百六拾五圓を増加せり。次で日清、日露兩戰役を経る毎に大商事會社の創設せらるゝもの多く、能く世界有數の貿易港たる面目を發揮するに至れるは、三十六年末にして、會社數百四十、資本金貳千四百八拾八萬八千六百六拾

五圓に達し、明治四十四年には一躍して、會社數三百十三、資本金六千四百貳萬四千貳百拾七圓に達せるに依り窺知すべし。

大正の初年より歐洲大戰の前年なる同六年に至る間は、諸事業の勃興するものありて、同年末には會社數六百十九、資本金拂込額壹億五千四拾五萬貳千八百八拾五圓を算し、明治の末年に比し、社數、資本金拂込額共に約其の三倍に達せり。

偶々歐洲大戰の勃發するや、吾が國の商工業は其の影響を受け、會社の新設増資を爲すもの多く、其の終了後と雖も、我が國に流入せる金貨は事業熱をあふり、大正九年末に於て、其の頂上に達し、會社總數八百九十一、資本金拂込額參億八千六百拾一萬貳千八百七拾貳圓に及びたり。之を明治四十四年末に對比するに、社數は約三倍に、拂込資本額亦増加して、其の六倍半に達せり。然るに需要を超過せる事業の勃發と資金の梗塞とは、大正九年三月綿糸及鐵價の暴落を初めとし、續いて事業界に恐慌を來し、茂木合名會社の破綻と七十四銀行の休業を招き、又諸事業會社の頓挫せるもの多く、資本金拂込額の減少を來せり、即ち大正十年後は、會社は一般に整理の道程に在り、僅に小會社の設立を見るに過ぎざりしが、關東大震災に依り打撃を蒙りたるもの多く、其の翌年大正十三年末に於ては、社數八百六十三、資本金拂込額參億貳千六百拾五萬六千四百五拾五圓に減少せり。

然るに官民一致懸命の努力は、諸事業の復興を促し、昭和二年末に於て、社數千八百八十六社、資本金拂込高參億六千六百六拾八萬六千貳百參拾參圓を算し、此の間小會社の復興するものありて、大正九年末

に比すれば資本金拂込額に於ては猶之に及ばざるも社数は百三十三を増加し大震災當年に比すれば社數二百八十九を増し資本金又四百四拾六萬四千七百八拾參圓を増加せり。
 之を組織別に分類すれば、合名會社百六十四、資本金拂込額千七百貳拾貳萬七千九百六拾七圓、合資會社五百六十三、資本金拂込額千六百六拾七萬貳千四百貳拾圓、株式會社四百五十九、資本金拂込額參億參千貳百七拾八萬五千八百四拾六圓にして合資會社最も多く、合名會社は其の約三分の一に當るも、資本金拂込額は兩者各々伯仲す。株式會社は其の數合資會社に亞ぐも資本金拂込額は其の約二十七倍に相當せり、又資本金の大小によれば五萬圓未満のもの六百八十一社、内合資會社四百九十五社にして其の大部分を占め、拾萬圓未満のもの百三十八社、内株式會社七十八社にして其の半數に位し、五拾萬圓未満のもの二百十二社、内株式會社百五十六社にして其の四分の三に及ぶ、百萬圓未満のものに至りては五十一社内株式會社四十三社、五百萬圓未満のもの八十七社内株式會社八十一社、五百萬圓以上のもの十七社悉く株式會社なり。即ち合資會社は資本金五萬圓未満のもの其の大部分を占め、合名會社は五萬圓未満の資本金を擁するもの其の約三分の二あり、株式會社は五萬圓未満及拾萬圓未満の資本金のもの、五拾萬圓以上のもの各其の三分の一宛を占む、之を業態別にすれば農業十社、水産四社、鑛業九社、工業三百二十七社、商業七百二十八社、運輸業百八社にして工業會社は其の資本金拂込額壹億千五百五拾八萬五百六圓、商業會社は資本金拂込額壹億七千九百八拾六萬八千九百貳拾參圓にして社數資本金とも其大部分を占む。以て其の大勢を窺ふに足る。

年 別	會社種類	社 數	資 本 金 拂 込 額	積 立 金
大正六年	合名會社 合資會社 株式會社	一〇八 二五七 二五四	一一、一三一、二一四 六、四七六、七九五 一三、八四四、八七六	二、七四二、六三三 一、四六七、〇三〇 四七、二三四、五四一
同 七 年	合名會社 合資會社 株式會社	一五五 三八二 四五〇	二〇、一七三、五二八 一〇、七一五、六七五 一九三、八〇一、〇三四	一、五五一、一〇一 四六七、四七五 六六、二七七、九二六
同 八 年	合名會社 合資會社 株式會社	一六八 一七八 四〇三	一四、八四〇、九一〇 八、一二七、六九三 三一六、八六二、二七一	二九五、四二三 一三五、九五九 六一、二九六、三九〇
同 九 年	合名會社 合資會社 株式會社	一八〇 四三四 四三九	一五、五七二、〇四五 一四、五二五、一〇三 三五六、〇一五、七二四	四一二、二三八 四六二、一二九 二四、四四二、五四三
同 十 年	合名會社 合資會社 株式會社	一九二 五〇八 四九九	二四、四九三、〇六〇 二二、七一六、五七〇 三二五、二〇一、九〇六	三八四、七八三 四一八、六三〇 二八、四五九、九九一
同 十 一 年	合名會社 合資會社 株式會社	???	???	???
同 十 二 年	合名會社 合資會社 株式會社	一五〇 三〇九 四三八	一六、六七〇、九三二 一七、二三三、一七〇 三二八、三一七、三四八	一、一八七、九一七 七五八、一三二 一五二、八九二、九二一

大正十三年	同十四年	昭和元年	同二年
合名會社	合名會社	合名會社	合名會社
株式會社	株式會社	株式會社	株式會社
一三八	一三二	一三一	四五〇
三三七	三七五	四九〇	四五六
三八八	三九七	三九九	五六三
一三、二〇八、二四〇	一五、三〇六、一〇八	一七、二二七、九六七	一六、六七二、四二〇
一〇、四四一、〇九〇	一二、六七六、二二〇	一四、〇七七、二九八	一三、二七八五、八四六
二九八、〇〇七、一二五	三二一、〇九五、五八五	三三一、五一八、四七六	
一五、三〇六、一〇八	一五、六四九、一〇〇	一七、二二七、九六七	
一、一六、四五六、一五七	一、一三、八八〇、二四四	一、一七、三六〇	
八五五、六二五	九四九、三三三	五八八、六八七	
三〇三、九〇二	三一六、六五一	一四四、五八七、八三四	
一三、八八〇、二四四	一三〇、二五二、四八四		
六二四、〇四九	三六〇、八七〇		
六一、四四一、〇九〇	八五五、六二五		
一、一六、四五六、一五七	三〇三、九〇二		
一、一三、八八〇、二四四	九四九、三三三		
一、一七、三六〇	五八八、六八七		
一、一六、六七二、四二〇	一四四、五八七、八三四		
一、一三、二七八五、八四六			

取引所 横濱開港の後、外國人と共に先づ入り來れるものは墨其哥銀なり、當事墨銀一弗の價格は我が四十五匁七拾五錢に相當するも我が商人等之を受取ること嫌ひ其の價格漸く減じたり、之より先き下田港に於て内外商人間に受授せる換算標準に據り、我が一分銀一個を以て墨銀一弗に代へんとせり、而かも外商等は安政條約の明文を楯とし、同種同量即ち四十五匁を以て換算せんことを主張したり、而して實際市場に於ける取引は三十三匁五拾五錢換なりき。

蓋し我賣込商人は當時外商より墨銀を得るや、之を日本通貨に代へ、我買取商人も亦墨銀を買ひ以て外商に對する支拂に充てたり。所謂洋銀相場なるものは此間に生じたるものにして、其の需用供給

の關係に因り、墨銀と日本通貨との間に差額の高低あり、取引所は、之を利用して専ら究利を博せんとするものゝ爲に起れる所なりとす。

明治二年以降、比年輸入超過となり、墨銀の需用増加するや、其の價格忽ち騰貴して、一弗六十八匁壹圓拾參錢參厘となれり。加ふるに紙幣増發の結果、銀紙の間にも亦著しき差額を生じ來りたるを以て、墨銀の價格益々騰貴し、其の極遂に墨銀一弗を得るに、我が通貨壹圓八拾參錢を要するに至り隨つて其の取引は愈々熱度を高むるに至れり。

是に於て政府は其の弊の及ぶ所測る可らざるを察し、斷然洋銀取引を爲すことを禁止し、新に株式取引所條例に據り、洋銀取引所を設くるにあらざれば、其の取引を爲す可らずとし以て空相場の變動を制壓せんと企つるに至れり。

新取引所は乃ち株式取引所條例に據りて、南仲通三丁目に設置せられたりと雖も、銀貨は益々騰貴して、其の勢ひ底止する所を知らざるが如くなりき、而かも明治十四五年以降、政府が紙幣回收に努めたる結果、銀紙の差漸く減ずるや、洋銀取引も從つて衰へ、全く銀紙の差なきに至り、洋銀取引は全く減絶に歸したり。

横濱に於ける洋銀取引の顛末は、以上記せし所の如くなるが、是れ實に横濱取引所の濫觴にして、洋銀取引減絶に歸したる後、株式取引所として、依然營業を繼續し、明治二十三年營業滿期と共に之を解散したり。

横濱蠶絲織物製茶海産物取引所は、横濱市貿易商の發起にて、明治二十七年七月南仲通三丁目に開業せる所にして、取引所法實施後始めて設立せられたる取引所なり、資本金は貳拾萬圓にして、取引品目は當初蠶絲、製茶、綿絲、織物及び海産物なりしが、其の後取引品目を改めて蠶絲、製茶、織物、海産物砂糖の五種となし、壹百萬圓に増資せり。

横濱綿絲棉花金屬取引所は、木村利右衛門、佐藤政五郎等の發起に係り、明治二十七年十月南仲通四丁目に開業せり。當初資本金五萬圓にして、取引品目は綿絲、棉花、金屬の三種なりしが、二十八年更に株式を取引品目に加へ、其の翌二十九年八萬圓に増資したり。

横濱米鹽取引所は、最初黒部(與八)横田(文右衛門)田代(市郎次)の三派より各設立願書を提出し、互に相談らざりしが、後三派の合同成り、資本金を九萬九千圓となし、更に合同發起人より設立認可を申請して二十七年十二月尾上町五丁目に開業せり、次で二十九年五月取引品目中に雜穀及び食鹽追加の申請を爲したりしが、神奈川雜穀取引所發起人よりも亦同一の申請あり、是亦結局合同して申請するに至り、三十年一月横濱米鹽雜穀取引所と改稱し、同時に増資の手續を爲せり。

越て三十二年十一月に至り、右の綿絲棉花金屬株式取引所を併合して横濱株式米穀取引所を設立し、次いで四十三年三月に至り更に株式米穀取引所を前記の蠶絲外四品取引所に併合して今の横濱取引所を新設するに至れり、同取引所は現在資本金六百五拾萬圓にして、其の取引品目は蠶絲、株式、米穀、製茶、織物、砂糖、海産物の七種とす、然れども實際取引しつゝある物品は蠶絲、株式、米穀の三種に過ぎず。

而して生絲取引は逐年増加するに米穀及株式は東京取引所の關係より減少の狀況なり。尙大正十年より大正十五年に至る生絲株式米穀の取引高左表の如し。

取引高調査表

生絲

年別	賣買高	受渡高	年別	賣買高	受渡高
大正十年	一三、八三四、七〇〇 <small>斤</small>	二八八、〇〇〇 <small>斤</small>	大正十三年	二〇、二九四、九〇〇 <small>斤</small>	三二五、〇〇〇 <small>斤</small>
同 十一年	二八、四九九、三〇〇	三三八、〇〇〇	同 十四年	二二、一〇二、七〇〇	六六五、〇〇〇
同 十二年	一四、四七六、二〇〇	二五〇、〇〇〇	同 十五年	二六、一〇四、三〇〇	九六八、〇〇〇

株式

大正十年	八八七、六七〇 <small>株</small>	五七、九五〇 <small>株</small>	大正十三年	二五五、九一〇 <small>株</small>	二〇、一四〇 <small>株</small>
同 十一年	七七七、五三〇	四四、四八〇	同 十四年	三二六、五三〇	二四、五五〇
同 十二年	三〇五、七五〇	一六、五八〇	同 十五年	三四四、五二〇	二四、四五〇

米穀

大正十年	六、一三三、九〇〇 <small>石</small>	四、七〇〇 <small>石</small>	大正十三年	七五三、七〇〇 <small>石</small>	一
同 十一年	五、五二三、七〇〇	同	同 十四年	一八六、二〇〇	一
同 十二年	一、七八二、七〇〇	同	同 十五年	一一四、〇〇〇	一

備考 大正十二年八月中の取引高は震災の爲め調査不能に付除く

商工會議所

今の商工會議所の前身とも云ふべき商法會議所が始めて横濱に設立せられしは實に明治十三年五月なり。而かも是れ東京其の他の商法會議所の如く政府の勸誘に依りて組織するに至りしものにあらずして商人等自から會議所の必要を認めて組織したるなり。即當時横濱の貿易商人等は其の歐米の商慣習に通曉せざりしを以て外商との取引關係につき屢々紛議を醸し而かも事毎に不利を蒙る傾向あるより茲に切に彼等の商習慣を研究するの必要を生じ是を動機として商人團體を組織せるものにして範を歐米に於けるチエムバー、オブ、コムマースに取りたるものなり。されば其の設立當時に在りては法規の據るべきものなく、従つて監督官廳も定まらず一の私設團體たるに過ぎず、併かも政府は動もすれば其の言動を羈束せんとしたる事實あり會議所内部に於ける種々の事情と相俟ちて商業機關たるの實を擧ぐる能はず遂に斷然其の組織を變更するからずんば解散するの外他に途なきに至れり。

明治二十三年商業會議所條例の發布せらるゝや各府縣の商工團體は争ふて其の創設準備に着手し同年以降各地に於て積々新會議所の設立せらるゝものありと雖も獨り横濱市の貿易商人等は同條例中意に満たざる點少からずとし其の強行法に非ざるを幸とし暫く其の設立を猶豫したりしに明治二十八年同條例の改正あり、茲に之に準據して新組織の商業會議所を設くるに決し時の本縣知事 中野健明は創立委員として原善三郎、小野光景、大谷嘉兵衛、渡邊福三郎、木村利右衛門、朝田又七、若尾幾造の七人を指名せり、斯くて新會議所設立の準備を了し、第一次議員選舉に次いで役員選舉を行ひ其

の成立を見るに至りたるは實に同年十二月にして當時會頭に當選したるは原善三郎なり、現今の商工會議所に至る迄大谷嘉兵衛、茂木保平、小野光景、井坂孝等相次いで會頭に就任し以て今日に至れり。横濱會議所が創立以來諸般の調査研究を遂げ外國貿易の發達を促進するに與つて力ありしは固より言を俟たず、殊に横濱港に於ける海陸聯絡其の他の新設備を見るに至りし功績の一半は之を多年港灣改良問題に盡瘁せる同會議所の勞に歸せざるべからず。若し夫れ横濱外五會議所が首唱者となり兩實業觀光團を組織して一は米國の都市を歴訪し一は支那の要地を巡遊し到る處其の商業の實況及慣習等を視察し且つ我國實業家をして兩國實業家と握手せしむるの機會を作りたるが如きは今尙世人の記憶に新なる所にして獨り貿易の振興に資せる所少からざるのみならず國交上裨益する所亦鮮少ならざりしを忘るべからず。最近震災善後措置に對する活動亦著大なりしが、其の最近十箇年の概況を掲ぐれば左の如し。

年	議員定數	特別議員	役員	選舉權ノモナ被選舉權ヲ有スルモノ併有スルモノ	會議度數	議事件數	經費	收入
大正七年	五〇	二〇	九	一、二、六	一、七〇	九	三、〇〇〇	三、一、八〇〇
同八年	五〇	二〇	九	一、一、三	一、一、〇〇	九	三、〇〇〇	三、〇、〇〇〇
同九年	五〇	二〇	九	三、〇、〇〇	一、〇〇〇	一〇	三、〇〇〇	三、〇、〇〇〇
同十年	五〇	二〇	九	一、〇、〇〇	八、〇〇	四	四、〇、〇〇〇	三、〇、〇〇〇
同十一年	五〇	二〇	九	二、七、七	?	?	六、六〇	七、〇、〇〇〇
同十二年	五〇	二〇	九	?	?	?	?	?

大正十三年	五〇	一〇	九	六三〇	六二	二四	四二	七、六六	五、四六
同十四年	五〇	一〇	九	1,001	六六	三三	四六	五、九三	六、一三
昭和元年	五〇	一八	九	六七	八七五	三	九	五、七四	五、七四
同二年	五〇	一八	九	六三	一、二五三	三	二	五、九〇	五、九〇

實業團體

重要物産同業組合及準則組合 天明年間能登輪島の漆器商が協同して大黒講なる組合を起し價格を一定して大に世の信用を得たるが如き、或は天保年間同所の漆工相集りて別に進福講と稱する組合を起して互に信義を厚くし販路の擴張を圖りたるなど同業者が一致團結して營業の發展に努めたりと傳へらる。其後明治初年に到り同業組合を設立するもの多く、進んで其の基礎の強固ならんことを望みて官廳の公認を申請するもの年を逐て増加したるを以て政府亦之が取締及統一を爲すの必要に迫られ明治十七年十一月農商務省は同業組合準則なるものを發布し同業者が營業上諸種の弊害を矯正して其の利益を増進せんとする場合は組合を組織し知事の認可を請ふべきことを得せしめたり。次に政府は明治三十年四月法律第四十七號を以て重要輸出品同業組合法を制定し此の目的に一步を進め重要輸出品の生産製造販賣に關する營業者相集りて本法に因り同業組合を設置することを得せしめたり、其の目的たるや同業組合準則と異なるところなきも法人にして

強制力を附與せらるゝ點に於て大に面目を一新せり、尙一般重要物産に對しても亦法律を以て組合設置に關する規定を設くるの必要あるを認め明治三十三年法律第三十五號を以て重要物産同業組合法を制定公布し之が施行と共に重要輸出品同業組合法を廢止し同法により設立せる組合及聯合會は重要物産同業組合法に依りて設立せるものと見做せり、之が規定に就ては大差なきも唯適用の範圍を廣くせるのみ、而して之を重要物産とせるは現在に於て重要輸出品たらざるも將來發達の望みある産業及重要物産にして既に輸入防遏の目的を達せるものには之が保護獎勵に關し重要輸出品と區別すべき理由なしと云ふに在り。

本縣に於て現在同法に依る組合數三十三、其の聯合會にして本縣に事務所を有するもの一、同業組合準則に依る組合百二十七あり。

商工業の發展と對外貿易の振興を計り以て國産の獎勵を爲す目的の下に組合法制定せられて四十幾年世運の進展は寸時も止むなく各種商工業者は製品の改良と販路の擴張を企圖して止まず、其間各種組合は常に時代の要求に即する施設と事業を怠らざるものあり、其の事蹟亦尠なからず。

酒造組合 明治三十八年一月法律第八號を以て酒造組合法施行せらるゝに當り縣下に於ては同法に依り設立せられたるもの神奈川縣酒造組合あり、酒造組合の目的たるや同業組合と異なるところなく従て同業組合法を準用せる點多々あり本組合は其の事業の一部として毎年一回酒類品評會を開催して其の品質の改良に銳意之努め回を重ねること既に二十六回年々歳々品質の改良せら

れたる跡を見たるは組合の事蹟として多とせざるべからず。

工業組合 重要輸出品工業組合法は其の姉妹たる輸出組合法と共に大正十四年三月二十八日附法律第二十八號を以て公布せられ従來に於ける各種の組合制度輸出品検査取締上の一長一短の施設を整備し輸出工業の缺陷を交除し併せて中小工業者の雜然たる企業組織の改善を目的として政府は極力その設立を促したるが本縣下に於ては大震災後輸出品製造加工工業の壊滅甚だしく或は貿易商に追隨して他府縣に移動し或は商工大臣指定の品種目なるに拘らず別項所載の震災地中小工業復興助成に浴して産業組合を組織し既に共同工場を設けたる等の爲工業組合の設立は些か期待に添はざる憾なきに非ず然れ共漸次業者が同法の趣旨を理解するに従ひ現に染色眞田莫大小綿縮の四工業組合の設立を見るに至れり尙工業組合にして右の震災地中小工業復興助成金を受けたるもの横濱輸出絹織物染色工業組合一あり。

社團法人及財團法人 社團又は財團法人にして商工業の進歩發展と對外貿易の振興に努むる目的の下に設立せられたるもの縣下に五團體あり。

社團法人横濱貿易協會は大正八年十二月我横濱の輸出貿易の振興を目的として設立せられ當時其名も社團法人横濱輸出協會と稱し對外輸出貿易の爲めに各種の施設を怠らず銳意之に當り其の事蹟亦見るべきものあり。

社團法人帝國蠶糸組合は大正八年一月設立せられ蠶糸業の金融機關として常に斯業の爲めに必要缺くべからざるものとして存立を認めらる。

社團法人横濱實業組合聯合會は大震災直後即大正十二年十月横濱市の商工業殆んど壊滅せるの時に當り急速に其の設立を見たるものにして當時の商工業者に對する商品の斡旋等種々斯業の復興に努め來り尙商工業の調査研究を爲し組合の聯絡機關として横濱市に於ける商工業の發展に當り居れり。

社團法人日本絹業協會は震災に依り外國商人の殆んど關西地方に轉住せるものを復歸せしめ絹物貿易の復興を期する目的を以て大正十三年七月設立せられ之が事業として先づ外人向店舗の建築を爲し彼等の歸來を促すの緊急なるを認め大正十四年十一月勸業銀行より横濱市保證の下に五拾萬圓の借入を爲し其の事業に着手し現在に於ては其の大半の建築を終り外人商人の歸來も年と共に増加し之が建物を利用するもの多く又商品の保有を計る等所期の目的に進みつゝあり。

財團法人横濱銀行集會所は横濱市内に本店又は支店を有する銀行代表者の集會する所にして經濟上の問題及營業上の利害を攻究するの目的を以て明治四十三年一月設立許可を受けたるものにして特に大正九年以降財界の反動を蒙り銀行の破綻休業預金取付等の不祥事續出に際し銳意之が防禦救済に努めたる等不尠横濱金融界に貢獻する所あり。

財團法人横濱家内工業振興會は昭和二年二月設立せられたるものにして未だ其の事蹟の見るべきものなきも横濱市の家内工業振興の爲めに相當の成績を擧ぐるものと期待せらる。

神奈川縣商工協會 本縣に於ける重要施設事項中海外貿易の獎勵商工能率の増進、工藝の改善及生産品の紹介に就ては本縣の勸奨及援助に依り神奈川縣輸出産業振興會等の四團體を以て施設せしめ來りしが猶一層の研究と努力に俟つ處益々緊要なるに依り有力にして統制ある團體を組織するの議熟し昭和三年五月右四團體を解體し本縣知事を會長とする神奈川縣商工協會設立せられたるものにして本縣商工業の振興に資する處尠なからざるべし。

同業組合

名	稱	地	區	管	業	種	別	設置認可年月日
横濱綿布貿易同業組合		横濱市		綿布、同製衣シャツ輸出貿易				明治三十一年十月廿一日
横濱海産乾物雜詰貿易同業組合		同		海産物直輸出委託販賣				五月二日
横濱漆器商同業組合		横濱市久良岐郡橋樹郡		漆器製造同販賣仲立				同 三十二年一月十八日
横濱陶磁器商同業組合		同		陶磁器製造販賣				三月廿九日
横濱市紙業同業組合		同		紙、紙器製造卸賣				同 四月十一日
横濱輸出絹物同業組合		横濱市		絹物輸出、問屋、仲買、精練、販賣				同 四月十九日
横濱輸出眞田同業組合		横濱市久良岐郡橋樹郡		麥稈經木、眞田、其他帽子原料眞田製造、卸賣仲買、仲立				同
横濱金屬器商同業組合		同		金銀銅鐵其他金屬ヲ以テ製造シタル物品、安質母尼、象牙、彫刻芝山繪類、七寶鑲製造販賣				同 八月廿九日
横濱雜貨商同業組合		同		雜貨製造販賣輸出業				同 七月廿一日

横濱輸出織物加工同業組合		同		手巾工業ドロウウオク、レナザンス及レノス工業同刺繡及加工請負仲立				同 三十三年七月七日
横濱蠶絲貿易商同業組合		横濱市		蠶絲ノ委託販賣ヲ業トスル蠶絲貿易商				同 三十一年三月十六日
横濱蠶絲仲次商同業組合		同		蠶絲貿易商及荷主ト地方買主トノ間ニ於ケル蠶絲實取引媒介				同 三十二年三月二十日
横濱米穀商同業組合		神奈川縣		内外米穀ノ卸賣同委託販賣同小賣同精穀				同 四十年七月九日
横濱砂糖貿易商同業組合		同		砂糖貿易				同 十一月廿九日
横濱材木商同業組合		横濱市		内外諸材木竹類販賣同委託販賣輸出入				同 四十一年三月九日
横濱食料鳥類商同業組合		同		食料鳥類販賣				同 四十二年二月十三日
横濱石炭同業組合		同		石炭亞炭、コークス、生産製造販賣仲立取次				同 九月三日
箱根物産同業組合		足柄下郡		漆器摺物、寄木細工ノ製造加工請負				同 十一月廿六日
横濱藥種賣藥商同業組合		横濱市		藥種製藥毒物劇物販賣、賣藥請負				同 四十三三年九月廿一日
横濱薪炭商同業組合		同		薪炭卸賣小賣				同 十月十三日
横濱化粧品卸商同業組合		同		内外小間物又ハ化粧品ノ製造卸賣				同 大正元年九月四日
横濱輸出織物染色同業組合		同		輸出織物ノ染色同仕上染料小賣				同 十月廿八日
横濱酒類醬油味噌商同業組合		同		酒類醬油米穀味噌ノ問屋卸賣小賣				同 四年十月廿五日
横濱英大小同業組合		同		輸出絹英大小ノ製造販賣				同 五年十一月九日
北相織物同業組合		神奈川縣		織物製造同仲買同貨販				同 六月十六日
横須賀米穀酒類醬油味噌商同業組合		津久井、高座、愛甲ノ三郡		米穀酒類醬油味噌ノ問屋卸賣小賣				同 四年十二月廿五日
横濱米穀問屋同業組合		横濱市		内外米穀卸賣委託販賣				同 七年二月廿八日
半原捻絲同業組合		愛甲津久井兩郡		捻絲製造同貨販				同 一月十八日

神奈川鮮魚商組合	横濱西洋家具製造組合	横濱西洋服商組合	本牧魚商組合	横濱運送肉商組合	横濱庭園業組合	横濱大工職組合	横濱和服裁縫業組合	横濱植木職組合	横濱輸出品荷造業組合	横濱電氣業組合	横濱果實商組合	横濱染張業組合	横濱入雜穀肥料組合	横濱生花業組合	横濱洋品商組合	横濱電話營業組合	横濱絲綸商組合	横濱魚問屋組合	
同神奈川區神奈川町九番町	同山下町一〇六	同太田町三ノ四九	同本牧町牛込二、七〇四	同太田町五ノ七七	同中區伊勢佐木町二ノ二三	同神奈川區平沼町一ノ一	同南吉田町八六三	同吉田町一ノ二	同羽衣町二ノ四三	同本牧町一、二八〇	同尾上町二ノ二二	同萬代町一ノ七	同相生町四ノ六一	同太田町六ノ九七	同太田町六ノ九七	同上野町一八	同福島町一	同中區港町五ノ二四	同神奈川區青木町二七九
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
和	昭	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二	和	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
八	五	一	十	十	八	七	十	五	二	十	五	二	十	五	一	十	十	十	十
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

横濱小麥粉商組合	横濱鮮魚商組合	横濱木型組合	横濱繩纒業組合	横濱藝妓周旋業組合	横濱瓦職請負業組合	横濱曳船負業組合	横濱漬物商組合	横濱履物業組合	横濱西洋家具商組合	横濱桶類製造販賣業組合	横濱石材料商組合	横濱金物商組合	横濱經師請負業組合	横濱算術家具商組合	横濱毒司商組合	横濱鹽煎餅あられ製造販賣業組合	横濱ハンキ塗請負業組合	横濱足袋商組合	横濱船具商組合		
横濱市柳町八	同太田町二ノ三四	同平沼町一ノ八	同伊勢佐木町一ノ一	同松影町一ノ三四	同南吉田町三三四	同花咲町二ノ九六	同住吉町六ノ八二	同南吉田町二ノ一一	同末吉町一ノ八	同宮川町一ノ二〇	同元町五ノ二〇一	同末吉町二ノ二八	同根岸町九九六	同長者町三ノ二九	同青木町五五三	同長者町七ノ七〇	同神奈川町仲之町一七	同青木町七軒町二ノ三五	同常盤町二ノ二一	同伊勢佐木町一ノ五	同眞砂町一ノ一五
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
正	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十	元	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
十	七	七	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
二	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月